

神奈川県屋外広告物条例 ハンドブック

(許可事務担当者向け手引き)

神奈川県 県土整備局 都市部 都市整備課

令和6年9月1日

目 次

第1章 屋外広告物の規制

1 屋外広告物規制の必要性	1
2 法令による広告物の規制	1
3 法の沿革	1
4 神奈川県屋外広告物条例等の沿革	3

第2章 神奈川県屋外広告物条例の解釈・運用

第1条（目的）関係	7
第2条（許可地域等）関係	13
第3条（禁止地域等及び禁止物件）関係	23
第4条・第5条（禁止する広告物等）関係	33
第6条（適用除外）関係	34
第7条（基準の設定）関係	47
第8条（適用除外の特例）関係	52
第9条（許可の期間）関係	53
第10条（標識票）関係	56
第11条（変更及び継続）関係	57
第12条（管理義務）関係	58
第13条（特定屋外広告物安全管理者の設置）関係	60
第14条（除却の義務）関係	61
第15条・第16条（違反に対する措置）関係	62
第17条・第18条（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法及び公示事項）関係	71
第19条～第22条（広告物又は掲出物件の価額の評価方法等）関係	74
第23条（報告及び立入検査）関係	78
第24条（屋外広告業の登録）関係	80
第25条（登録の申請）関係	82
第26条（登録の実施等）関係	84
第27条（登録の拒否）関係	85
第28条（登録事項の変更の届出）関係	86
第29条（廃業等の届出）関係	87
第30条（登録の失効）関係	88
第31条（登録の抹消）関係	89
第32条（業務主任者の設置）関係	90
第33条（標識の掲示）関係	92
第34条（帳簿の備付け等）関係	93
第35条（屋外広告業者に対する指導等）関係	95
第36条（登録の取消し等）関係	96
第37条（屋外広告業者監督処分簿）関係	97
第38条（報告及び立入検査）関係	98
第39条～第41条（広告景観形成地区の指定等）関係	99
第42条・第43条（広告協定地区の指定等）関係	103
第44条（審議会への諮問）関係	106
第45条（告示）関係	108
第46条（手数料）関係	109
第47条（景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等）関係	115
第48条（講習会）関係	117
第49条（県民等の協力）関係	119
第50条（適用上の注意）関係	120
第51条（委任）関係	121
第52条～第58条（罰則）関係	122

○ 参考図書について

本ハンドブックの作成に当たり、次の図書を参考としている。

- ・「屋外広告の知識」第五次改訂版 第1巻 法令編
(国土交通省都市局公園緑地・景観課監修 令和元年5月30日株式会社ぎょうせい発行)
- ・「公園・緑地・広告必携」平成25年版
(国土交通省都市局公園緑地・景観課監修 平成25年3月29日株式会社ぎょうせい発行)
- ・「屋外広告行政の実務Q&A」
(建設省都市局公園緑地課監修 平成4年11月2日株式会社ぎょうせい発行)

○ 神奈川県屋外広告物行政主管課の変遷

- ・昭和24年9月～昭和57年5月
神奈川県 土木部 計画課 都市行政係
- ・昭和57年6月～平成8年3月
神奈川県 都市部 都市計画課 調整班
- ・平成8年4月～平成11年5月
神奈川県 都市部 都市計画課 屋外広告物対策担当
- ・平成11年6月～平成22年3月
神奈川県 県土整備部 都市整備公園課 まちづくり班
- ・平成22年4月～平成25年3月
神奈川県 県土整備局 環境共生都市部 都市整備課 景観まちづくりグループ
- ・平成25年4月～現在
神奈川県 県土整備局 都市部 都市整備課 景観まちづくりグループ

○ 用字について

- ・拗音及び促音について
国に準じた取扱いをしており、昭和63年12月以前に制定された条例等については、大書きすることとしている。
例：「あっては」を「あつては」と記載
- ・常用漢字について
条例制定時には常用漢字ではなかった文字について、その後常用漢字となった場合には、一部改正時に表記を改めている。そのため、表記が混在する場合がある(送り仮名についても同様)。
例：「はり紙」と「貼り紙」、「すべて」と「全て」

第1章 屋外広告物の規制

1 屋外広告物規制の必要性

街なかや幹線道路及びその沿線、観光地等の人通りが多い、あるいは人が集まるような場所には、必ずといっていいほど数多くの屋外広告物（以下「広告物」という。）を見受ける。その種類も、貼り紙、ポスターといった簡単なものから、広告板、広告塔、ネオンサインのようなものに至るまで、きわめて多くのものがあり、これらが様々な場所に氾濫している。その表示する内容も、あるものは政党や市民団体の広報活動であったり、またあるものは商品や商店の宣伝広告であったりするなど様々である。

このような広告物は、ある面では情報の受け手にとって有益なものであったり、あるいは街を活気づけたりするものである。しかしながら、なされるがままに放置しておけば、経済活動の論理等によって広告物がそこらじゅうに無秩序な状態で氾濫しかねない。そうなれば、都市の景観や自然の風致を損なうこととなるので、周囲の景観と調和した適正な広告物の表示が要請されるわけである。

特に最近では、多くの地方自治体が景観条例を制定し、景観法（平成16年法律第110号）が成立するなど、美しい街並みと良好な景観に対する人々の関心が非常に高まってきており、この要請には強いものがある。また、広告板や広告塔などは、その設置や管理が適正に行われないと、時として公衆に危害を与えることが予想され、特に最近では地震時、台風時等における広告物の安全性についての関心が高まってきている。さらに、広告物そのものに対する規制とあわせて広告物の表示活動の大半を担う屋外広告業者（以下「業者」という。）について、悪質な業者を排除して良好な業者を育成していかなければ、景観と調和し、かつ安全な広告物の表示という目的の達成が非常に困難となる。

このため、屋外における広告物については、①良好な景観の形成及び風致の維持並びに②公衆に対する危害の防止という2つの観点から、広告物及び屋外広告業（以下「業」という。）についての規制が必要となる。

このような観点から、広告物及び業については、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）及び法に基づく屋外広告物条例（以下「広告物条例」という。）により、必要な規制がなされているのである。

2 法令による広告物の規制

広告物についての法令による規制は、前記1の①良好な景観の形成及び風致の維持並びに②公衆に対する危害の防止という観点からの法に基づく広告物条例、道路交通法（昭和35年法律第105号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）による外面的な規制と社会の善良な風俗（公序良俗）を守るなどの観点からの刑法、地方自治体の定める青少年保護育成条例などによる内面的な規制（内容規制）がある。

このうち、広告物条例による規制は、①良好な景観の形成及び風致の維持並びに②公衆に対する危害の防止という観点から規制が行われているのであり、広告物の表示する内容には立ち入って行われてはならないとされている。

なお、法が、広告物規制の基準（最高限度としての枠、いわゆる「大わく」）とされるのは、都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）及び法第28条の規定により広告物条例を制定・改廃する景観法第7条第1項に規定する景観行政団体である市町村（以下指定都市及び中核市を併せ「都道府県等」という。）が広告物条例を制定する場合に、都道府県等により著しい相違がでるのでは、住民の側からして不都合な面もあり、これを最小限度にとどめるためであり、また、その具体的な内容を都道府県等の広告物条例に委ねているのは、それぞれの都道府県等の地域特性が異なることから、各地域の実情に合わせて規制を行うべきことが前提とされるからである。

3 法の沿革

(1) 現行法と広告物取締法

現行の法が制定、施行される以前は、広告物取締法（明治44年法律第70号）による広告物の規制がなされていた。昭和24年に、広告物取締法は、日本国憲法（昭和21年11月3日公布）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の精神に照らして全面的に改められ、現行の法が制定、施行された。

現行法と広告物取締法（明治44年法律第70号）の主な相違点は、次の2点である。

ア 規制目的を限定していること

広告物取締法の規制目的は、①美観風致の維持、②安寧秩序の維持、③善良風俗の保持、④危害防止であったのに対し、現行法は、①美観風致の維持（第4次改正（平成16年）後は良好な景観の形成及び風致の維持）、②危害防止の2点に限定している。

イ 国の事務から都道府県の事務としたこと

広告物取締法は、広告物の規制に関する事務を国の事務とし、その規制の実質を包括的に行政官庁の命令に委任し、これに基づき国の機関としての都道府県知事（以下「知事」という。）に委任され、知事が規則を定めて規制を行っていたのに対して、現行法は、同事務を都道府県の事務として都道府県の条例に基づいて行わせることとし、原則として、広告物条例による広告物の規制に関する基準を示すことにとどめている点である。

このように改正された趣旨は、次の4点であるとされる。

- (ア) 美観風致維持のため、直接法律により全国一律の規制を行うことは妥当でないこと
- (イ) 規制の実質を行政命令に包括的に委任することは、日本国憲法の基本的人権の保障の趣旨に添うものでないこと
- (ウ) 機関委任事務として知事が都道府県議会の関与なしに規制を行うことよりも、都道府県の事務として、その条例に基づいた規制を行うことが、日本国憲法の地方自治の本旨にかなうものであること
- (エ) ただし、各都道府県の規制内容があまりに異なるものとなることは、規制を受ける国民にとって不都合であること

(2) 法の改正

現行の法は、次ページの表1のとおり何度も改正されているが、主なものは、①第1次改正（昭和27年）の公告を前提とする略式代執行の規定（法第7条第2項）等の追加、②第2次改正（昭和38年）の違反の貼り紙について、違反の現状等を勘案して、行政代執行法（昭和23年5月15日法律第43号）の規定によらずに速やかに除却できる旨の規定（法第7条第3項）の追加、③第3次改正（昭和48年）の貼り札、立看板について、貼り紙と同様の除却措置を認める規定（第7条第4項）の追加、業の届出制度を条例で創設できる規定（法第8条）の追加、④第4次改正（平成16年）の簡易除却についてその対象ののぼり旗等への拡大と要件の緩和、景観行政団体である市町村の広告物条例制定権の付与、業の登録制度を条例で創設できる規定の導入である。

(3) 屋外広告物標準条例から屋外広告物条例ガイドラインへ

「屋外広告物条例ガイドライン（案）（以下「ガイドライン」という。）」は、当初は「屋外広告物標準条例」という名称で、昭和39年に、各都道府県及び指定都市の広告物条例の規定を勘案して、建設省都市局総務課長（当時）通達として定められたものである。その後、主要なものとして、法の第3次改正に伴う改正（昭和48年）、平成6年の改正を経て、法の第4次改正に伴う改正（平成16年）の際に名称が変更された。なお、当初、「屋外広告物標準条例」は、各都道府県及び指定都市によって千差万別であった広告物の規制の地域間の調整を図るための国の指導という性格を有していたが、時代の変化に伴い、地方分権の要請のもと、現在のガイドラインは地方公共団体が広告物条例を制定・改正する際の一つの参考資料として位置付けられている。平成28年4月には、適切に管理されていない屋外広告物が落下する事故が発生していることから、屋外広告物の安全性の確保を徹底するため、点検等を義務付ける内容に改正された。

表 1 現行の法の改正経過

	公布年月日	法律番号	改正内容等
1	昭和 25 年 5 月 30 日	法律 214	文化財保護法附則第 128 条による改正
2	昭和 27 年 4 月 5 日	法律 71	第 1 次改正（第 7 条第 2 項（略式代執行の規定）、現第 11 条（知事の事務の委任の規定）の追加等）
3	昭和 29 年 5 月 29 日	法律 131	文化財保護法の一部を改正する法律附則第 9 項による改正
4	昭和 31 年 6 月 12 日	法律 148	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律第 18 条による改正
5	昭和 37 年 9 月 15 日	法律 161	行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律第 235 条による改正
6	昭和 38 年 5 月 24 日	法律 92	第 2 次改正（はり紙の簡易除却措置の規定の追加）
7	昭和 39 年 7 月 11 日	法律 169	地方自治法等の一部を改正する法律第 14 条による改正
8	昭和 43 年 6 月 15 日	法律 101	都市計画法施行法第 10 条による改正
9	昭和 45 年 6 月 1 日	法律 109	建築基準法の一部を改正する法律附則第 4 項による改正
10	昭和 48 年 9 月 17 日	法律 81	第 3 次改正（はり札及び立看板の簡易除却措置、業の届出、講習会修了者等の設置等の規定の追加）
11	昭和 50 年 7 月 1 日	法律 49	文化財保護法の一部を改正する法律附則第 12 項による改正
12	平成 4 年 6 月 26 日	法律 82	都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律附則第 12 条による改正
13	平成 6 年 6 月 29 日	法律 49	地方自治法の一部を改正する法律第 10 条による改正
14	平成 11 年 7 月 16 日	法律 87	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律第 406 条による改正
15	平成 16 年 5 月 28 日	法律 61	文化財保護法の一部を改正する法律附則第 3 条による改正
16	平成 16 年 6 月 18 日	法律 111	第 4 次改正（景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 4 条及び第 5 条による改正）
17	平成 16 年 6 月 18 日	法律 112	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の制定に伴う改正
18	平成 17 年 7 月 15 日	法律 83	学校教育法の一部を改正する法律第 4 条による改正
19	平成 17 年 7 月 26 日	法律 87	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 468 条による改正
20	平成 20 年 5 月 23 日	法律 40	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 4 条による改正
21	平成 23 年 6 月 3 日	法律 61	民法等の一部を改正する法律附則第 16 条による改正
22	平成 29 年 5 月 12 日	法律 26	都市緑地法等の一部を改正する法律附則第 6 条による改正
23	平成 30 年 5 月 30 日	法律 33	不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第 26 条による改正
24	令和 2 年 6 月 10 日	法律 43	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第 6 条による改正

4 神奈川県屋外広告物条例等の沿革

主な改正の沿革は、表 2 のとおりである。

表 2 神奈川県屋外広告物条例等の主な改正の沿革

	公布年月日	条例番号	改正内容等
1	昭和 24 年 9 月 1 日	条例 62	神奈川県屋外広告物条例制定
2	昭和 27 年 5 月 9 日	条例 37	逗子市を許可地域に編入
3	昭和 28 年 3 月 28 日	条例 67	
4	昭和 29 年 7 月 1 日	条例 42	
5	昭和 30 年 12 月 20 日	条例 59	

6	昭和 31 年 10 月 1 日	条例 50	横浜市が指定都市となり事務を移管
7	昭和 31 年 12 月 27 日	条例 64	
8	昭和 33 年 3 月 31 日	条例 15	相模原市、秦野市、足柄下郡箱根町、高座郡大和町、同座間町、津久井郡相模湖町を許可地域に編入 第 10 条の全部改正及び委任規定を追加
9	昭和 34 年 4 月 1 日	条例 19	
10	昭和 40 年 12 月 24 日	条例 51	愛甲郡愛川町を許可地域に編入 許可期間の延長
11	昭和 46 年 3 月 12 日	条例 29	伊勢原市を許可地域に編入
12	昭和 46 年 10 月 15 日	条例 56	海老名市を許可地域に編入
13	昭和 47 年 3 月 31 日	条例 35	川崎市が指定都市となり事務を移管 南足柄市を許可地域に編入
14	昭和 48 年 3 月 31 日	条例 36	中郡二宮町、足柄下郡真鶴町、高座郡寒川町、同郡綾瀬町を許可地域に編入
15	昭和 49 年 10 月 16 日	条例 65	業の届出、講習会修了者等設置届出等及び適用上の注意の各規定を追加
16	昭和 50 年 12 月 27 日	条例 55	手数料を 2 倍に改正
17	昭和 53 年 7 月 15 日	条例 27	許可地域に用途地域を導入し、許可地域、禁止地域の拡大（大幅な改正）
18	昭和 53 年 9 月 26 日	規則 72	許可地域を 4 種に区分する段階的規制を導入し、許可の規格（基準）を改正
19	昭和 56 年 5 月 12 日	規則 100	標識柱の規格を改正
20	昭和 57 年 8 月 27 日	規則 72	自動車等の表示は前面以外の外面とする等の改正
21	昭和 60 年 12 月 23 日	条例 55 規則 93	職業能力開発法の改正による改正（講習会修了者等の設置） 職業能力開発法の改正による改正（講習会）
22	昭和 61 年 10 月 17 日	条例 55	許可期間 1 年を 2 年に改正し、広告板、広告塔の許可手数料を改正
23	平成 2 年 10 月 12 日	条例 29	電柱、街灯柱に対するはり紙、はり札及び立看板の表示を禁止する規定を追加
24	平成 2 年 12 月 21 日	規則 76	別表第 2 の「はり紙・ポスター等」を「はり紙」に、別表第 3 の「電柱・街灯柱を利用するもの」の規格を改正し、様式から本籍を削除
25	平成 3 年 5 月 31 日	規則 38	1, 2, 3, 6～16 号様式の改正
26	平成 4 年 3 月 31 日	条例 15	罰金を、5 万円を 30 万円に、2 万円を 10 万円に改正
27	平成 5 年 7 月 6 日	条例 19 規則 73	都市計画法、建築基準法の一部改正により附則に追加 都市計画法、建築基準法の一部改正により別表第 1 を改正
28	平成 6 年 3 月 29 日	規則 45	様式を B 5 縦長型から A 4 縦長型に改正
29	平成 7 年 3 月 31 日	規則 58	様式から㊦を削り、表記を改正
30	平成 8 年 4 月 9 日	規則 84	別表第 1 の改正
31	平成 10 年 3 月 27 日	条例 21	目的規定の新設、全県を許可地域化、禁止地域・禁止物件の拡大、許可期間の延長、管理義務の明確化、特定屋外広告物安全管理者の義務付け、報告及び立入検査を規定、広告景観形成地区・広告協定地区制度の新設、罰則強化、県民等の協力の規定の追加等（大幅な改正）
32	平成 10 年 5 月 8 日	規則 56	許可地域区分を 4 種から 5 種に再編、許可基準の強化、7 市町（茅ヶ崎市、相模原市、南足柄市、山北町、開成町、真鶴町及び湯河原町）に事務を移譲する等の大幅な改正
33	平成 11 年 3 月 16 日	条例 15	風致地区条例の一部改正に伴う改正
34	平成 11 年 3 月 19 日	規則 13	2 市町（鎌倉市及び中井町）に事務を移譲する改正
35	平成 12 年 3 月 24 日	条例 25	広告塔、広告板、アーケードに設置するもの及び案内

			板の許可手数料の改正
36	平成 12 年 3 月 31 日	規則 103	事務処理の特例に関する条例（平成 11 年 12 月 24 日公布）により 9 市町に広告物事務を移譲するための改正
37	平成 13 年 3 月 23 日	規則 15	事務を葉山町・清川村に移譲、広告景観形成地区では適用除外となる自家用広告物の表示面積の合計を 5 m ² とする改正
38	平成 13 年 7 月 10 日	条例 42	屋外広告士が建設業法施行規則に位置づけられたことによる改正
39	平成 13 年 11 月 30 日	告示 844 規則 124	大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区の指定 大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区の許可基準の追加
40	平成 14 年 3 月 15 日	規則 26	事務を厚木市・綾瀬市に移譲することによる改正
41	平成 14 年 12 月 24 日	規則 101	別表第 3（電車・路線バスの基準）の改正
42	平成 15 年 2 月 7 日	条例 2	第 2 条（許可地域等）、第 3 条（禁止地域及び禁止物件）改正
43	平成 15 年 3 月 20 日	条例 38	第 3 条（禁止地域及び禁止物件）改正
44	平成 15 年 3 月 28 日	規則 74	事務を海老名市に移譲することによる改正
45	平成 16 年 2 月 6 日	規則 4	事務を藤沢市に移譲することによる改正
46	平成 17 年 3 月 29 日	条例 51 規則 76	景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正 事務を秦野市・愛川町に移譲することによる改正
47	平成 17 年 9 月 9 日	規則 146	事務を逗子市に移譲することによる改正
48	平成 18 年 3 月 31 日	条例 28 規則 69	景観行政団体である小田原市の条例（市内一部の適用）制定に伴う改正 事務を平塚市に移譲することによる改正
49	平成 18 年 9 月 29 日	規則 101	事務を小田原市に移譲することによる改正
50	平成 19 年 10 月 19 日	条例 53	景観行政団体である藤沢市及び大和市の条例制定に伴う改正
51	平成 20 年 7 月 22 日	条例 40	平成 22 年 3 月 31 日までに条例の施行の状況について検討を加えること等により条項を追加するための改正
52	平成 21 年 3 月 31 日	条例 43	景観行政団体である小田原市の条例（市内全域の適用）制定に伴う改正
53	平成 22 年 10 月 22 日	条例 68	景観行政団体である茅ヶ崎市及び秦野市の条例制定に伴う改正
54	平成 22 年 12 月 28 日	条例 87	業を営もうとする者に知事の登録を義務づける登録制度を導入する改正
55	平成 23 年 10 月 21 日	条例 44	寄附者名を適用除外にする改正
56	平成 24 年 10 月 23 日	条例 52	景観行政団体である平塚市の条例制定に伴う改正
57	平成 25 年 3 月 29 日	条例 73	市町村条例で定める風致地区を禁止地域とする改正
58	平成 27 年 3 月 20 日	条例 47	風致地区条例の廃止に伴い、引用条項を削除
59	平成 28 年 12 月 27 日	条例 88	一部の許可申請手数料の改正、一部の許可区分の改正
60	平成 29 年 3 月 17 日	規則 17	壁面利用広告物の許可基準の改正、許可期間の上限を規則に位置付け、継続申請時の点検報告書提出を義務化、一部様式の改正
61	平成 31 年 3 月 1 日	告示 99 規則 4	大山バイパス周辺広告景観形成地区の指定 大山バイパス周辺広告景観形成地区の許可基準の追加
62	令和元年 12 月 10 日	規則 51	別表第 3（電車・路線バスの基準等）の改正
63	令和 3 年 2 月 22 日	規則 12	別表第 4（広告景観形成地区の路線バスの基準等）の改正
64	令和 3 年 10 月 22 日	条例 79	景観行政団体である鎌倉市の条例制定に伴う改正
65	令和 4 年 3 月 15 日	規則 16	安全点検に関する規定（資格要件、様式等）の改正
66	令和 5 年 3 月 17 日	規則 17	事務を大磯町に移譲することによる改正

67	令和5年12月26日	規則87	投影広告物及び電光表示装置の規定整備による改正
----	------------	------	-------------------------

※施行年月日は公布年月日と一致しない場合がある。

第2章 神奈川県屋外広告物条例の解釈・運用

第1条（目的）関係

【県条例】

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件について、規制に関する事項及び地域の景観の形成のために必要な事項を定めることにより、神奈川県内の良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

〔関係法令等〕 法第1条・第2条・第29条、県条例第50条、ガイドライン第1条

〔参考図書等〕 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年条例第62号。以下「県条例」という。）は、①法に基づき制定されたものであること、②県条例の目的は、法と同様に、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持することと公衆に対する危害の防止の3つに限定されていること、及び③これらの目的のために広告物及び広告物を掲出する物件についての規制に関する事項及び地域の景観の形成のために必要な事項を定めていることを明らかにしたものである。

なお、本条については、平成10年3月、それまでの総則規定を目的規定とし、新たに地域の景観に関する事項を追加し、平成17年3月、景観法の制定に併せ、良質で地域の景観に調和した広告物の表示・掲出により良好な景観の形成を目指すため、「美観風致の維持」から「良好な景観形成若しくは風致の維持」に改正している。

【本条の解釈・運用】

1 県条例の目的は、神奈川県（以下「県」という。）内の良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することであるから、広告物の表示内容に立ち入っての規制はできないものである。

なお、広告物の表示内容には、青少年に有害なものもあるが、これらについての規制は、刑法（明治40年法律第45号）や神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年条例第1号）等により社会の善良な風俗を守るなどの別個の観点から行われることに留意しなければならない。

2 「良好な景観の形成若しくは風致の維持」について

県条例では、制定当初の目的であった「美観風致の維持」を、平成16年の法改正に併せ、「良好な景観の形成若しくは風致の維持」に改正している。これは、景観法の制定に併せ、良質で地域の景観に調和した広告物の表示・掲出により良好な景観の形成を目指すことを明らかにしたものである。すなわち、広告物は、景観の重要な構成要素であるとともに、経済活動や日常の市民活動に欠くことのできないものであることから、単に景観阻害要因として排除すべきものではなく、良質で地域の景観に調和した広告物の表示・掲出を通じて地域の良好な景観の形成に寄与することも重要な役割であると認識されたためである。

なお、自然美を指す「風致」については、景観のように広告物により形成されうるものではないことから、従前どおり「維持」とされている。

3 「公衆に対する危害」について

県条例の「公衆に対する危害」とは、単に広告物又は広告物を表示若しくは掲出する物件の設置管理の瑕疵等により生ずる倒壊等の物理的現象による直接的な危害のみならず、広告物又は広告物を表示若しくは掲出する物件の設置により、見通しの不良又は信号機、道路標識の妨害等によって生ずる危害も含まれる（昭和35年5月6日建設省計画局長（当時）回答）。

4 広告物の規制と財産権、表現の自由等との関係について

広告物の大きさ、形、色彩等を規制することは、広告物の設置者が自己の建物、土地等の財産を自由に使用する権利を制限することになり、一方、自己の名称、商品、又は思想、信条等を他人に知らせるといって営業の自由、表現の自由等を制限することとなる。そこで、市街地等の良好な景観の形成若しくは風致の維持又は危害防止のため、日本国憲法で保障される表現の自由等の国民の基本的な人権を制限することが許されるか否かという問題がある（日本国憲法第21条、同第29条等参照）。

(参考) 日本国憲法

(集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護)

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

最高裁判所は、広告物条例と日本国憲法第 21 条との関係について、次のような趣旨の判断を下している。

昭和 43 年 12 月 18 日最高裁大法廷判決

大阪市屋外広告物条例(昭和 31 年大阪市条例第 39 号)は、屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)に基づいて制定されたもので、右法律と条例の両者相俟つて、大阪市における美観風致を維持し、および公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物法の表示の場所および方法ならびに屋外広告物を掲出する物件の設置および維持について必要な規制をしているのである。そして、国民の文化的生活の向上を目途とする日本国憲法の下においては、都市の美観風致を維持することは、公共の福祉を保持する所以であるから、この程度の規制は、公共の福祉のため、表現の自由に対し許された必要且つ合理的な制限と解することができる。従つて、所論の各禁止規定を憲法に違反するものということとはできない。

(最大判昭和 43 年 12 月 18 日 最高刑集 22 卷 13 号 1549 号)

その他にも合憲判決(昭和 28 年 5 月 4 日福岡高裁(熊本県広告物条例)、昭和 45 年 4 月 30 日最高裁(高知県広告物条例)、昭和 47 年 7 月 11 日最高裁(大阪府広告物条例))があり、これらの判決の論旨は概ね次のとおりである。

- ① 日本国憲法で保障されている権利であっても、公共の福祉による制限があることは当然である。
- ② 「都市の美観風致の維持」は、公共の福祉の一内容である。したがって表現の自由であるビラ貼りも必要かつ合理的な範囲内の法規制はやむを得ない。
- ③ 「美観風致」は、その時代に地域に住む人々の街を美しくしようとする感情、少なくとも現状より汚すまいという生活感情を基盤として良識的に決定される「社会通念」を基準として判断されるもので、法概念としてその価値を否定されるほどに不明瞭なものとは考えられない。なお、違憲判断を行った次の下級審判決もある。

昭和 43 年 10 月 9 日枚方簡易裁判所判決

何人でも、その良くする思想を發表しうる最少限度の場を提供するものであればともかく、何等の代替措置を講じないまま、合理的理由もなく、府条例により実質上殆ど絶対的且つ全面的に電柱等に対するビラ等の表示を禁止したことは、憲法上最も基礎的、且つ重要な表現の自由の保障に対する真に必要なしてやむを得ない最少限度を超えた不当な制限である。従つて、府条例第 2 条第 3 項第 1 号は右の限りにおいて憲法第 21 条に違反し無効である。

(その後、本事件については昭和 47 年 7 月 11 日最高裁判決により逆転し、ビラ貼り行為が府条例違反として有罪が確定している。)

以上のとおり、法に基づく広告物条例による広告物の規制は合憲とされているが、一方、この規制の対象は、日本国憲法で保障された国民の政治活動の自由、表現の自由などの民主主義の確保に不可欠の前提とされる基本的人権と密接な関連を有することは言うまでもないところであり、これらを不当に侵害しないように留意しなければならないことは当然である。そこで、この趣旨から法の第 3 次改正(昭和 48 年)に際して、第 15 条(現行:第 29 条)が追加され、県条例でも、昭和 49 年、第 18 条の 4(現行:第 50 条)が追加された。

5 広告物の定義について

(1) 法の要件

広告物については、法第 2 条第 1 項に定義されており、県条例により規制を受ける広告物は、同項の「屋外広告物」の 4 つの要件すべてに該当するものでなければならない。

(参考) 屋外広告物法

(定義)

第2条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

法上の「屋外広告物」に該当するための4つの要件とは次のとおりである。

ア 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。

イ 屋外で表示されるものであること。

ウ 公衆に表示されるものであること。

エ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

このように、営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものであっても、これら4つの要件をすべて満たしているものであれば、その表示する内容の如何にかかわらず、広告物ということになる。

(2) 「常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。」

これは定着して表示されるものに限る趣旨であり、本要件を具備して広告物に該当するものは、スタンド式広告等の可動式広告や自動車、電車等の車体に表示される広告物、屋外に設置されたラックに差し込んで公衆に表示されているパンフレットなどである。街頭で配布されるビラやチラシの類は、本要件を欠くため広告物に当たらない。しかし、ビラやチラシであっても、電柱や塀などに貼られれば、定着性をもつことになるから、広告物に該当することとなる。

なお、一定の期間というのは日数として考えると何日間であるかということについては、法及び県条例等に定義されておらず様々な解釈があるが、これまで県では5日程度以内の掲出にとどまる場合であれば屋外広告物とみなさないとして運用してきている。

ア 時間制限された看板については、「一日のうち数時間のみ屋外で公衆に表示されるものも、法に該当する。」(昭和58年3月25日建設省都市局長(当時)回答)

イ 建築物の外壁等に光を投影することによって表示する広告は、時間的には夜に限られるものの「常時又は一定の期間継続して」表示されるものと認められ、広告物に該当する。もっとも、有体物に投影しない単なる光のみのもは、「常時又は一定の期間継続して」表示されているとはいえない。

(3) 「屋外で表示されるものであること。」

これは広告物が建築物等の外側にあることを必要とし、屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものであつても、屋内に存在する広告物であれば、法の規制の対象からは排除する趣旨である。

ア 建物や自動車等の外側に表示されたものは、一般に広告物となるが、自動車の内側の後部小荷物棚に取り付けて、リヤウィンドーを通して歩行者等に対して表示するものや、電話ボックスや自動車の窓ガラスの内側に表示面を外側に向けて貼り付けたものは、広告物ではない(昭和42年10月24日建設省都市総務課長(当時)回答)。したがって、商店等のショーウィンドー内に表示されるものであつても、そのショーウィンドーが建物の内側から内部の展示物を出し入れするものであるなど建築物の内側に設けられたものであるときは、当該物件は「屋内広告物」であることになり、広告物には該当せず、建物の外側から出し入れするものであるなど建築物の外側に附属して設けられたものであるならば、当該物件は広告物に当たることになる。

イ 建築物上屋の回廊等の柱及びガラス壁等に貼付した広告は、屋内広告物であり、従って法の適用はできない(昭和58年3月25日建設省都市局長(当時)回答)。

ウ 地下道及び地下街(「地下街」とは、一般公共の用に供される地下歩道(地下駅の改札口外の通路、コンコース等を含む。)と当該地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これらに類する施設とが一体となった地下施設であつて、通常の場合公共の用に供されている道路又は駅前広場の区域に係るものであることを例とするものをいう。)のうち、一般公共の用に供される地下歩道の部分については、建築物ではなく、地下の工作物と解され、これらの場所に表示されているものは、広告物に該当しないと解される。

(4) 「公衆に表示されるものであること。」

「公衆に表示」とは、単に「不特定多数に対して表示する」という意味ではなく、法の趣旨に照らして、建物の管理権等から総合的に判断する必要がある。

建物の外側に表示されているものであっても、その建物が閉鎖的な中庭を有しており、その中庭に向かって掲出されているものは、「公衆に表示」されているとは言えない。また、駅、空港等の改札口の内側の人に対して表示される改札口の内側にある広告物も、「公衆に表示」されているとはいえず、広告物に当たらないのである。しかし、他方で、これらの人に対して、当該施設の外側から表示した広告物は、広告物に該当する。

次に、「表示」してあると言いうるためには、そこに一定の観念、イメージ等が表示されていることが必要であり、何らかの観念、イメージ等が表示されていないものは、法にいう広告物に当たらないと解されている。

ア 建築物の外側等における絵画又は写真の表示は、通常の場合、絵画又は写真の内容とこれを表示する者の事業等との関係の有無にかかわらず、一定の観念、イメージ等を伝達することを目的として、「公衆に表示」されているものと認められ、かつ、その他の要件（「常時又は一定の期間継続して」「屋外で」）にも該当すると認められるので、広告物である（昭和 39 年 12 月 11 日建設省都市局長（当時）回答）。

イ しかし、他方で、ベニヤ板等にペンキを塗りたくっているもので、絵画とは認められないものは、一定の観念、イメージ等を伝達しているものとは認められず、広告物には当たらない。

(5) 「看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。」

看板、立看板、貼り紙及び貼り札は広告物そのものであり、広告塔、広告板、建物その他の工作物等は広告物を掲出する物件である。このうち、「その他の工作物等」とは、元来広告物の表示又は掲出の目的を持ったものでない煙突や塀のようなものや、又は工作物とはいえないような岩石、樹木等を意味し、これらを利用したのもも広告物に含める趣旨である。

ア 音響広告の規制については、法の法意からみて有体物に限定されるべきであるから音響の如き無形の広告は、広告物には当たらない（昭和 26 年 3 月 7 日建設省都市局長（当時）回答）。

イ 建築物の側面に突出して設置される電光ニュース板については、ニュースの報道のみを行い、一般商業広告（宣伝）を全く行わないのもであっても、法の広告物を掲出する物件である（昭和 39 年 4 月 22 日建設省都市局長（当時）回答）。

ウ 自動車の形状をした建物については、建物そのものであって、「広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの」でなく、ネオンサイン、アドバルーン、建物等の外壁に表示されるもの等「その他これらに類するもの」と同等に扱うことは適当でないことから、広告物に当たらない（平成 8 年 12 月 5 日建設省都市局公園緑地課長（当時）回答）。

(6) 他法令上の広告物の例

ア 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 143 条に規定する「ポスター」とは、主として壁などに貼り付けて使用するもので、法の「はり紙及びはり札」に相当するものであって、「のぼり旗」を含むものとされている。

同条の「立札」とは、その構造上、独立してこれを立てるか又は施設若しくは物件に立てかけられるもので、法の立看板に類するものであり、また、同条の「看板」とは、表示されるものが建築物等に比較的固定的に取り付けられたものとされている。

イ 道路交通法第 76 条第 2 項に規定する「工作物」とは、人為的な労作を加えることにより、通常、土地に固定して設置するものをいい、野立の広告板（塔）が含まれる。同法第 77 条第 1 項第 2 号に規定する「石碑・・・広告板、アーチその他これらに類する工作物」については、また、「広告板」には、立看板も含まれ、「アーチその他」には、アーケードが含まれるものである。

第 81 条第 1 項に規定する「工作物又は物件」の中には、電柱等への巻き付け、添か看板を含むものである。

ウ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 3 項第 7 号及び第 33 条第 1 項第 3 号に規定する「広告物その他これに類する物」の「広告物」とは、法にいう広告物と同義語と解されている。

エ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）第 8 条に規定する「広告物」とは、法の定義とほぼ同義語であるが、自家用広告物又は停留所の広告で高さ 3 メートル以下、面積 0.3 平方メートル以下のもの、音楽会等の会場に表示するもので高さ 3 メートル以下、面積 1 平方メートル以下のもの及び人若しくは動物又は電車、自動車等に表示するもの等は規制の対象外とされている。

その他、法律で義務付けを行っているものの例は以下のとおりである。

- (ア) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 115 条第 1 項 史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板等の設置
- (イ) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和 37 年法律第 142 号）第 4 条 保存樹又は保存樹林の表示の標識
- (ウ) 道路法（昭和 27 年法律第 180 条）第 45 条第 1 項 道路標識の設置、第 47 条の 15 通行の禁止又は制限の場合における道路標識、第 48 条の 11 第 2 項 自動車専用道路の入口その他必要な場所の通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識
- (エ) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 89 条第 1 項 一定規模以上の建築物の建築等を行う場合の建築確認の表示
- (オ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 40 条 建設工場の現場等への標識の掲示
- (カ) 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 7 条及び第 13 条 緑地保全地域又は特別緑地保全地区の標識
- (キ) 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 6 条 生産緑地地区の標識

<参考：関係法令等抜粋>

○公職選挙法

（文書図画の掲示）

第 143 条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 4 号の 2 及び第 5 号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

- (1) 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
 - (2) 第 141 条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
 - (3) 公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第 86 条の 3 第 1 項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が使用するたすき、胸章及び腕章の類
 - (4) 演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
 - (4 の 2) 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類
 - (4 の 3) 個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の場合に限る。）
 - (5) 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者（第 86 条の 3 第 1 項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものに限る。）
- (以下略)

○道路交通法

（禁止行為）

第 76 条 何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。

- 2 何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置してはならない。
- (以下略)

（道路の使用の許可）

第 77 条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

- (1) 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
- (2) 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者

(以下略)

(違法工作物等に対する措置)

第 81 条 警察署長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る工作物又は物件（以下この節において「工作物等」という。）の除去、移転又は改修、当該違反行為に係る工事又は作業（以下この節において「工事等」という。）の中止その他当該違反行為に係る工作物等又は工事等について、道路における危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) 第 76 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して工作物等を設置した者
- (2) 第 76 条第 3 項の規定に違反して物件を置いた者
- (3) 第 77 条第 1 項の規定に違反して工作物等を設置し、又は工事等を行なった者
- (4) 第 77 条第 3 項又は第 4 項の規定による所轄警察署長が付した条件に違反した者
- (5) 第 77 条第 7 項の規定に違反して当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなかつた者

(以下略)

○自然公園法

(特別地域)

第 20 条

(略)

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

(略)

(7) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

(以下略)

(普通地域)

第 33 条 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国立公園にあつては環境大臣に対し、国定公園にあつては都道府県知事に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる行為で海域内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

(略)

3 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

(以下略)

○古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

(特別保存地区内における行為の制限)

第 8 条 特別保存地区内においては、次の各号に掲げる行為は、府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為及び当該特別保存地区に関する都市計画が定められた際すでに着手している行為については、この限りでない。

(略)

6 屋外広告物の表示又は掲出

(以下略)

第2条（許可地域等）関係

【県条例】

（許可地域等）

第2条 次に掲げる地域（次条第1項各号に掲げる地域又は場所を除く。）に屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 市及び町の区域
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項又は第2項の規定により指定された国立公園及び国定公園の区域
- (3) 神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第6号）第3条第1項の規定により指定された神奈川県立自然公園の区域

2 前項の許可には、良好な景観を形成し、又は風致を維持するため必要な条件を付することができる。

【県規則】

（許可の申請等）

第7条 条例第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物（表示、設置、継続）許可申請書（第1号様式）を当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する場所を管轄する所長（当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する場所が逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町又は清川村の区域である場合には、知事。以下「所管の所長等」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、許可期限後更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置するために当該申請をする場合にあつては、第1号及び第4号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 広告物又は掲出物件の形状、寸法、構造、材質及び色彩に関する図面その他これらの事項を確認できる書類
- (2) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の付近の見取図
- (3) 広告物を表示する物件又は掲出物件を設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、当該所有者又は管理者の承諾書又は許可書
- (4) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項第3号に該当する広告物又は掲出物件については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項、第6条の2第1項若しくは第18条第3項に規定する確認済証の写し又はこれに代わる書類
- (5) 許可期限後更に継続して許可を受けようとする者にあつては、次条第1項に規定する広告物又は掲出物件に係る点検報告書

3 第1項の規定は、条例第8条第2項の規定により申請する場合に準用する。

4 条例第2条第1項の規定により許可を受けた広告物若しくは掲出物件を設置する者（以下「設置者」という。）、これを管理する者（以下「管理者」という。）又は特定屋外広告物安全管理者に変更があつたときは、設置者又は管理者は、速やかに屋外広告物設置者等変更届（第2号様式）により所管の所長等に届け出なければならない。

5 設置者、管理者又は特定屋外広告物安全管理者は、その住所若しくは事務所の所在地、氏名若しくは名称又は特定屋外広告物安全管理者にあつては、資格（条例第32条第1項第1号に掲げる試験に合格していること、同項第2号若しくは第3号に掲げる講習会の課程を修了していること、同項第4号に掲げる職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、若しくは職業訓練を修了していること又は同項第5号の規定により同項第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして知事がした認定を受けていることをいう。）を変更したときは、速やかに屋外広告物設置者等住所、氏名等変更届（第3号様式）により所管の所長等に届け出なければならない。

6 条例第2条第1項の規定により許可を受けた広告物又は掲出物件を許可期限の満了前に除却し、又は滅失したときは、設置者又は管理者は、速やかに屋外広告物除却（滅失）届（第4号様式）により所管の所長等に届け出なければならない。

〔関係法令等〕 法第3条・第4条、県規則第7条・別表第1、ガイドライン第6条

〔参考図書等〕 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、良好な景観の形成若しくは風致を維持するため、県条例第3条第1項各号に掲げる禁止地域等を除き、市及び町の区域（指定都市及び中核市として広告物条例を制定しているである横浜市、川崎市及び相模原市及び横須賀市、法第28条の規定に基づき広告物条例を制定している平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市及び大和市並びに国立公園、国定公園及び神奈川県立自然公園の区域（清川村の場合、その全域が丹沢大山国定公園又は県立丹沢大山自然公園の区域となっているため、その全域が禁止地域となる地域を除き許可地域となる。））について、法第4条に基づき、広告物の許可制を認めて、原則として県内全てを許可地域とすることを定めたものである。（平成13年4月1日に横須賀市、平成15年4月1日に相模原市が中核市（平成22年4月1日に指定都市）に移行している。また、平成18年10月1日に小田原市（一部地域対象）、平成20年4月1日に藤沢市及び大和市、平成22年5月1日に小田原市（市内全域対象）、平成23年4月1日に茅ヶ崎市及び秦野市、平成25年7月1日に平塚市、令和4年4月1日に鎌倉市が各市の広告物条例を施行している。）

なお、本条については、平成10年3月、将来に向け無秩序な広告物等の表示等を防止するために禁止地域を除いて県内を全て許可地域とする改正を行ったものである。

【本条の解釈・運用】

1 法第3条及び第4条との関係

旧法第3条は、美観風致を維持するには市及び人口5,000人以上の市街的町村の区域（人口5,000人以上の市街的町村以外の場所では、法第4条に基づき規制の必要な地域について名所、旧跡等及びその周辺という「点的な規制」あるいは道路の沿線という「線的な規制」で足りると解されている。）について、その行政区域の全域にわたって広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置を制限することができるとしていた。

県では、昭和24年の県条例の制定から昭和53年の県条例改正までは、市町村単位に規制地域を定めていたが、産業経済の発展に伴う都市化現象により、丹沢大山地区、箱根地区の山中などを除けば、ほとんど全県下が市街地化しているような状況（人口5,000人以下は清川村だけ）であるため、昭和53年に全市町村を規制対象地域とすることを前提として、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の用途地域に着目して、市街的地域（規制対象となる地域）と市街化を予定していない地域（原則として規制対象外となる地域）とに区分し、土地利用の状況あるいは地域の特性に合わせた規制を図るための県条例改正が行われた。

しかし、自然環境の保全や都市の景観等に対する県民の考え方の変化や都市計画法の改正による用途地域の細分化などの社会情勢やニーズの変化が生じた状況を踏まえ、市街化を予定していない地域であっても将来に向け無秩序な広告物等の表示等を防止していくために、前述のとおり、平成10年3月禁止地域を除いて県内を全て許可地域とする条例改正が行われ、市街化調整区域、都市計画区域内の未線引区域及び都市計画区域外の区域についても、全て許可地域又は禁止地域として県条例により規制されることとなったものである。

なお、良好な景観の形成は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであり、また、地域の住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特性の伸長に資するよう、その多様な形成が図られるべきであることを考慮すれば、良好な景観の形成の必要性の高い地域として許可制を採ることができる地域を法律で限定することは適当でないことから、平成16年の法改正において、「市及び人口5,000人以上の市街的町村」との要件が撤廃されている。

2 広告物の許可について

(1) 許可の法的性質

「許可」とは、法令による一般的禁止（知事の許可を受けずに広告物を掲出することができないことを前提としている場合などは「不作為義務」となる。）を、特定の場合に解除し、適法に一定の行為をなさしめる行為をいうものとされている。この許可行為は、何らの権利を設定するものではなく、単に不作為義務を解除するだけである。また、許可を要する行為を許可を受けなかったときは改修、撤去等の必要な措置及びこれに続く強制執行又は処罰の対象とされることがあるが、許可を受けなかった私法上の行為（契約）の効力が当然に否定されるものではない。

なお、広告物の許可にあたっては、道路法（昭和27年法律第180号）による占用許可を要する場合があるが、道路法による許可は、講学上は「特許」といわれるものであって、相手方のために権利、権利能力、包括的な法的地位など第三者に対抗し得べき法律上の力を与える形式的行為である点で広告物の許可と異なる性質を持つ行政行為である。

(2) 瑕疵のある許可処分

ア 無効な許可処分

行政行為に内在する瑕疵が重要な法規違反であることのほか、瑕疵の存在が外観上明白であるときは、行政庁又は裁判所の判断を待つまでもなく無効な行政行為となる。たとえば、禁止地域内の許可申請を許可対象地域と誤って許可した場合あるいは許可地域区分を誤って許可基準を超える広告物を許可したような場合は、重大かつ明白な法規違反として当然に無効な処分となるが、その誤った処分により申請者側に少なからず迷惑をかけることとなるから、審査にあたっては、十分な注意を払うべきである。

なお、瑕疵が明白であるかどうかについては、最高裁判所は、一貫して「外観上一見明白説」をとり、「処分の外形上、客観的に、誤認が一見看取し得るものかどうかにより決すべきものであって、行政庁が怠慢により調査すべき資料を見落したかどうかは処分に外形上、客観的に明白な瑕疵があるかどうかの判定に直接関係を有するものではないとしている。(昭和36年3月7日最高裁判所民事判例集15巻3号381頁)

イ 許可申請書の虚偽

(ア) 許可申請書に許可の適否に関する本質的な事項について虚偽の事項があったときは、許可を取り消すことができる。(県条例第15条第1項)

(イ) 許可申請書には許可基準内のものとして許可申請を行い、現実には許可規格を超える広告物の設置を予定していた場合などには、許可後に、許可の内容を超えた違法な広告物が表示又は設置された時点で許可を取り消すことができるものとなる。

(ウ) 他人の所有又は管理する土地に広告物を表示又は設置する場合は、所有者又は管理者の承諾又は許可書を添付すること(神奈川県屋外広告物条例施行規則(昭和24年規則第87号。以下「県規則」という。)第7条第2項)としているが、他人の土地を自己の土地と誤認させて許可を得た場合には、重大な法規違反とまではいえないため許可取消しの対象とはならない。

もとより広告物の許可は、土地の所有関係を確定するものではないばかりでなく土地所有者等の承諾書は、許可に際しての副次的なものにすぎず、許可の適否にかかる本質的な事項ではないからである。

ウ 他の法令に抵触するおそれのある許可処分

(ア) 他の法令に抵触するおそれのある許可に関しては、次の事例(昭和44年10月7日建設省都市総務課長(当時)通知)にしたがって解釈、運用する。

昭和44年10月7日建設省都市総務課長通知

[問]

1 屋外広告物法は、美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために必要な規制をするものであるが、刑法第222条または同法第230条等に抵触するおそれのある屋外広告物であってもその許可申請書の提出があった場合、屋外広告物法及び同県条例(昭和39年福井県条例第45号)に定める要件を備えておれば許可せざるを得ないものと解釈してよろしいか。

2 1により許可した場合、例えば広告内容について当事者の告訴で名誉毀損罪が成立したとしても許可権者およびその事務取扱者に対しては名誉毀損ほう助罪は成立しないものと解釈するがどうか。

[答]

1、2とも貴見のとおり解してさしつかえない。なお、2については法務省刑事局とも打合せ済みである。

(3) 許可の時期

県条例第2条第1項は、「広告物を表示し、(中略)設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。」と規定し、広告物は事前許可が前提であることを明らかにしている。

したがって、許可を受けずに表示又は設置した者に対し許可申請を行わせるときは、その許可申請時点以後に許可するものであって、当該広告物の表示又は設置時に遡及して許可することはできない。無許可の期間については、県条例第53条に規定する罰金刑の構成要件に該当することとなるため、悪質な事例については告発することも検討しなければならない。

(4) 許可権者等の責任

国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定しているが、広告物の許可に関して許可権者の責任が追及されるのは、広告物の倒壊等により他人に損害を加えたとき、つまり、公衆に対する危害の防止の面で故意、過失があった場合が考えられる。なお、公務員の違法な加害行為と損害の発生の間には、因果関係がなければならぬとされている。（東京地判昭和 30 年 10 月 18 日下級民集 6 卷 10 号 2174 頁、名古屋金沢支判昭和 31 年 4 月 27 日下級民集 7 卷 4 号 1071 頁など）

ア 責任の内容

許可権者が許可をするに際して必要な調査、審査等を怠った場合に、発生した損害とその審査等を怠ったこととの間に相当因果関係が認められれば、許可権者の責任が追及されることが考えられる。また、公務員の不作為による場合として、倒壊等の危険のある広告物に対し、必要な是正をするよう命じたりする措置をしなかったために損害が発生した場合に、許可権者の責任が追及されることがありうると考えられる。

しかし、理論的には許可権者の責任が考えられても、現実論としてこのような許可行為にかかるものについて、許可権者の過失が唯一の原因となることはほとんど考えられず、広告物の工事施工者や設置者等とともに共同責任を追及される場合が考えられる。

イ 許可権者の責務と設置者等の責任

県条例第 5 条は、「公衆に対し危害を及ぼすおそれのある広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置することはできない。」と規定し、広告物の設置者が守るべき基本的な規範を明確にするとともに、県条例第 15 条では、「公衆に対し危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき、（中略）広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者に対して、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。」と規定し、許可権者ができる行政権能の範囲を明らかにしている。これは、許可権者に対し、危険な広告物についての措置命令権とか一般的な管理権等をすべて許可権者の責務としたものではない。

したがって、法では、建築基準法のような工作物の強度などについての基準とか考え方などは全く示されていないのである。逆に、大規模な広告物（高さ 4メートル以上の工作物）については建築基準法の規制に譲っているのであるが、さらに、高さ 4メートル未満の小規模なものについては、原則的には、国民が自分の手で自己の財産の保全をなすことを前提としているものと解さざるを得ないのである。そこで、個々の広告物に対する日常の管理責任及び当該広告物に起因する損害の発生に伴う第一義的な賠償責任等は、当然、広告物の設置者又は管理者の責任であり、許可権者の責務は、許可申請にあたっての一般的な審査や危険性の強い広告物についての改修命令その他の強制措置の発動等を通じて「公衆に対する危害防止」という一般的、消極的な法益を保持することにあると考えられる。

(5) 他法令による許可との関係

県条例に基づく許可と他の法令による許可の間には優劣の順位がないのが原則である。

しかし、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の趣旨を踏まえて、行政運営における公正の確保と透明性の向上をはかり、県民の権利利益の保護に資するため、制定された神奈川県行政手続条例（平成 7 年 3 月条例第 1 号）第 11 条により、複数の行政庁が関与する処分においては、関係申請が他の行政庁において審査中であることをもって自らすべき判断を殊更に遅らせてはならないこと、関係行政庁が相互に連絡をとり、審査の促進に努めるべきことを規定しているから、これらの点に留意して審査を行うべきである。

(参考) 神奈川県行政手続条例

(複数の行政庁が関与する処分)

第 11 条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において、同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

(6) 許可の条件

県条例第2条第2項は、「前項の許可には、良好な景観を形成し、又は風致を維持するため必要な条件を付することができる。」と規定しており、これは講学上「行政行為の附款」といわれるものである。

行政行為の附款とは、行政行為（この場合は広告物の許可行為をいう。）の効果を制限するために意思表示の主たる内容（許可の本文）に附加される従たる意思表示をいうものであり、この行政行為の附款には、「条件」、「期限」、「負担」、「取消権の留保」等があるが、県条例第2条第2項に規定する「条件」は、広告物の許可の性格からみて「負担」として特定の義務を課する場合をいうと解される。「負担」の場合は、行政行為の効力は完全に発生し、ただ相手方に対して、これに附随して一定の義務を課するにすぎないものであり、行政行為の効力を発生不確実な将来の事実にかからしめ、その間の効力が保留される状態で置かれる「条件」と異なる。したがって、負担の場合には、相手方が負担を履行しない場合においても、行政行為が当然に失効するというのではなく、義務の不履行を理由として、他の行政行為によりこれを撤回し又はその他の不利益を課することがある。

3 広告物の許可を要する地域の考え方について

法の禁止・制限についての基準については、同法第3条及び第4条等に定められているが、その具体的な許可地域は、良好な景観または風致を維持するために必要な地域について広告物等を規制するという趣旨を踏まえ、都道府県等の条例に委ねている。

本県においては、県条例第2条第1項により、市及び町の区域、自然公園法第5条第1項又は第2項の規定により指定され国立公園及び国定公園の区域及び神奈川県立自然公園条例第3条第1項の規定により指定された神奈川県立自然公園の区域を規定することにより、禁止地域を除き全県を許可地域とし、さらに、土地利用の状況あるいは地域の特性に合わせたきめ細かな規制を行うために、県規則別表第1により5種の許可地域区分を定めている（後記県条例第7条の解釈・運用を参照）。

(参考) 自然公園法

(指定)

第5条 国立公園は、環境大臣が、関係都道府県及び中央環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

2 国定公園は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。

(参考) 神奈川県立自然公園条例

(指定)

第3条 自然公園は、知事が、関係市町村の意見を聞き、区域を定めて指定する。

4 神奈川県屋外広告物条例ハンドブックについて

神奈川県広告物条例の審査基準は法令によるが、条例の解釈指針・運用の手引きとして「神奈川県屋外広告物条例ハンドブック」を作成し、公表している。

5 事務の委任及び事務の権限移譲について

(1) 趣旨

逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村の区域以外の区域（8市町）にあっては、県条例により知事が行う許可事務等を県規則第1条により、法により神奈川県知事（以下「県知事」という。）が行う違反広告物の除却事務等を神奈川県事務委任規則（昭和35年規則第60号）第2条（別表）により、それぞれ土木事務所長に委任している。

また、上記の逗子市等14市町村には、県条例により県知事が行う許可事務等を事務処理の特例に関する条例（平成11年条例第41号）の別表第158項及び第159項により権限移譲し、14市町村及び平塚市等の独自条例を制定している7市の計21市町村には、法により県知事が行う除却事務等を同別表第129項により権限移譲している。

市町村に対する権限の移譲については、広告物が地域の街づくりや景観行政に密接な関係があり、広告物事務の一部を地域の住民により身近な市町村が行うことが、きめ細やかな対応が可能となり効果的であることから、市町村との合意のもとに推進する必要がある。

【県規則】

(事務の委任)

第1条 神奈川県広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務は、逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村の区域以外の区域にあつては、土木事務所長（以下「所長」という。）に委任する。

- (1) 条例第2条第1項の規定により、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を許可すること。
- (2) 条例第15条第1項の規定により、許可を取り消し、及び必要な措置を命ずること。
- (3) 条例第15条第2項の規定により、必要な措置を命ずること。
- (4) 条例第16条の規定により、公告すること。
- (5) 条例第17条第1項の規定により、公示を行うこと。
- (6) 条例第17条第2項の規定により、保管した広告物又は掲出物件の一覧簿を作成し、閲覧させること。
- (7) 条例第19条の規定により、価額の評価を行うこと。
- (8) 条例第20条の規定により、保管した広告物又は掲出物件の売却等を行うこと。
- (9) 条例第22条の規定により、保管した広告物又は掲出物件（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第3項の規定により売却した代金を含む。）を返還すること。
- (10) 条例第23条第1項の規定により、必要な報告を求め、並びに職員に土地等に立ち入り、広告物又は掲出物件を検査させ、及び関係者に質問させること。
- (11) 条例第41条の規定により、景観形成指針に適合するよう指導及び助言すること。
- (12) 条例第43条の規定により、景観を形成するために必要な措置をとるよう指導及び助言すること。

6 許可の申請等について

(1) 趣旨

県条例は、県内の良好な景観の形成、若しくは風致の維持、又は公衆に対する危害の防止という目的を達するために、第2条第1項に掲げる地域又は場所に広告物の表示等をしようとする者は、許可権者の許可を受けなければならないという許可制度をとっており、県規則第7条によりその許可申請手続を定めている。

(2) 許可申請の手続きについて

県条例による広告物の許可申請の手続きは、県規則第7条第1項により、県条例第2条第1項の規定の許可を受けようとする者は、屋外広告物（表示、設置、継続）許可申請書（第1号様式）を作成し、当該広告物の表示等をしようとする場所を管轄する許可権者に提出しなければならないとされている。

許可権者は、県規則により、県知事から事務を委任された県各土木事務所長又は事務処理の特例に関する条例により、権限を移譲された各市町村長である。

(3) 許可申請書の記載方法等

ア 表示（設置）場所

広告物の表示（設置）場所の所在番地を記載する。

(記載例) 三浦市三崎3丁目3-3

なお、立看板、貼り紙、貼り札など多数の広告物を同時に許可申請する場合や立看板等を一定の日時ごとに移動して表示等を行う場合は、次のように記載してもよい。

(記載例) ① 国道246号線の沿線 伊勢原市伊勢原4丁目から同市高森3丁目まで合計25カ所

② 厚木市田村町内 合計31カ所

これらの場合には、別に添付を義務付けられている付近の見取図の具体的な表示（設置）場所を明示しておかなければならない。

イ 広告物管理者

広告物の具体的な管理責任者の住所・氏名・電話番号を記載するものであるが、管理を業者に委託する場合は、その業者の住所・氏名・電話番号を記載する。

ウ 特定屋外広告物安全管理者

県条例第 13 条及び県規則第 10 条により建築物の上部に突出する広告物、又は広告塔及び広告板で、高さが 4 メートルを超えるとときに、県条例第 32 条第 1 項各号に該当する者を特定屋外広告物安全管理者として置くことが義務付けられているので、その住所・氏名・電話番号・資格を記載する。

(県規則第 1 号様式の備考 2)

(記載例) ア 講習会修了者、イ 屋外広告士

エ 工事施工者

申請者が自分で工事を行う場合は、当然に本人の氏名を記入するが、屋外広告業者に請負わせる場合は、業者名を記入する。

オ 屋外広告業の登録

申請者(業者でない場合に限る。)が自ら広告物を設置する場合は、記載する必要はないが、業としてこれらの設置を行う第三者に委託する場合は、これらの委託を受けた業者が、県条例第 25 条に基づく登録業者であることを確認するため記載する。

カ 広告物表示(設置)期間

許可期間については、県条例第 9 条により最長 3 年を限度とされ、県規則第 7 条の 3 により許可の期限の上限は、規則別表第 5 のとおりと定められている。許可期間の終期は県規則第 7 条の 3 第 2 項により、許可期間の上限が 1 月以内又は 3 月以内の広告物を除き、各月のいずれかの末日となっている。なお、特別の理由がない限り許可を受けた日を始期とするのが通例である。(詳細は第 9 条(許可の期間)関係を参照 P. 53)

キ 前回許可

前回の許可期日などが不明のときは、許可担当者に照会したうえで記入することとなる。

ク 種類、規模及び数量

広告物の種類は、県条例の別表の区分にしたがって記入する。

規模は、当該広告物の大きさを記載する。

(記載例) ア タテ 2.5 メートル、ヨコ 5.5 メートル

イ 高さ 5.0 メートル、直径 1.5 メートルの円柱

数量は、申請する広告物の箇(基)(枚)数を同一規格ごとに記載するものである。なお、数が多い場合は、別紙にまとめて記載してもよい。

(参考様式)

別紙 本件申請に係る広告物等について

種	類	規	模	数	量

ケ 工事完成予定日

一般的には、工事契約上の完成日を記入するのが通例である。

コ 照明装置及び点滅装置

広告物にこれらの装置を設置してある場合は「有」を、設置していない場合は「無」を○印で囲む。

(4) 許可申請書の添付書類

許可申請書には、県規則第7条第2項各号に掲げる、次の添付書類を提出しなければならない。

	必要書類	新規	継続
ア	広告物又は掲出物件の形状、寸法、構造、材質及び色彩に関する 図面 その他これらの事項を確認できる書類	○	不要
イ	広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の 付近の見取図	○	○
ウ	広告物を表示する物件又は掲出物件を設置する場所が他人の所有 又は管理に属するときは、当該 所有者又は管理者の承諾書又は 許可書	○	○
エ	建築基準法施行令第138条第1項第3号に該当する広告物又は掲出 物件については、建築基準法第88条第1項において準用する同法 第6条第1項、第6条の2第1項若しくは第18条第3項に規定す る 確認済証の写し 又はこれに代わる書類	○	不要
オ	県規則第7条の2に規定する広告物又は掲出物件に係る 点検報 告書 （第4号様式の2）	不要	○

ア 県規則第7条第2項第1号の「広告物又は掲出物件の形状、寸法、構造、材質及び色彩に関する図面その他これらの事項を確認できる書類」は、申請する広告物の形状、寸法、構造及び色彩について記載した仕様書とそれを描いた図面等である。継続申請時には提出不要だが、改造する場合は新規申請と同様となり提出が必要となる。

イ 県規則第7条第2項第2号の「広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の付近の見取図」は、広告物等が掲出される場所を確認するために必要となる。道路の開通や土地の利用状況によって、付近の状況が変わることがあるため継続申請時も添付が必要となる。

ウ 県規則第7条第2項第3号の「広告物を表示する物件又は掲出物件を設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、当該所有者又は管理者の承諾書又は許可書」は、事故等が発生した場合に物件の所有者や管理者の責任が問われる事例や、無断で他人の所有物や土地に広告物等を設置しトラブルになる事例があることから提出を求める。なお、物件や土地の売買等により、所有者や管理者が代わることがあることから継続申請時も添付が必要となる。

エ 県規則第7条第2項第4号の「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項第3号に該当する広告物又は掲出物件については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項、第6条の2第1項若しくは第18条第3項に規定する確認済証の写し又はこれに代わる書類」は、いわゆる「確認済証」といわれているものの写しである。これは、高さが4メートルを超える広告物、広告塔及び広告板等について、申請された広告物が安全性のあるものかどうかを判定するために提出を求めるものである。なお、高さが4メートルを超える広告塔・広告板は、建築基準法施行令により工作物に指定されており、確認申請の際に構造計算が必要とされている。

新設の工作物であれば、確認申請に時間を要することや、屋外広告物の許可がなされていることを条件として確認申請が行われることもあることから、屋外広告物の申請時に確認申請の手続き中である場合には、神奈川県行政手続条例第11条の趣旨を踏まえ、手続き中であることのわかる書類の写しを求め、屋外広告物の申請を受理し、確認済証の発行後に速やかに提出することを条件として許可をするものとする。

また、所有者の変更等により確認済証を紛失した場合においては、「これに代わる書類」として、土木事務所の建築部署等において発行する「確認済証を発行済であることを証する書類」

の提出が必要となる。

オ 県規則第7条第2項第5号の「許可期限後更に継続して許可を受けようとする者にあつては、次条第1項に規定する広告物又は掲出物件に係る点検報告書」は、点検報告書（第4号様式の2）に、点検状況を撮影した写真、点検後の広告物又は掲出物件の写真及び点検者の資格を証する書類を添付し提出することとされている。

点検結果はA・B・C・Dの4段階で記入するが、点検結果がD（劣化しているため速やかな補修を要する）の場合は、補修結果報告書の提出も必要となる（詳細は第12条（管理義務）関係を参照）。

また、新規申請であっても今まで無許可であった既存物件などで、実際には設置から数年経ている場合等も、申請の際に点検報告書を提出するよう指導する。

【県規則】

（点検報告及び補修結果報告）

第7条の2 許可期限後更に継続して許可を受けようとする者は、申請日前30日以内に広告物又は掲出物件の変形、腐食その他の劣化の状況の点検を行い、又は行わせ、広告物又は掲出物件ごとに屋外広告物点検報告書（第4号様式の2）を所管の所長等に提出しなければならない。この場合において、広告塔、広告板（建築物の壁面に直接表示するものを除く。）、アーケードに設置するもの、案内板、アーチ又は広告幕のうち表示面が固定されているものの点検は、次の各号のいずれかに該当する者が行わなければならない。

- (1) 条例第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士である者
- (3) 広告物又は掲出物件の点検に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会で別に定めるものの課程を修了した者

2 前項の屋外広告物点検報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 点検状況を撮影した写真
- (2) 点検後の広告物又は掲出物件の写真
- (3) 前項後段の場合にあつては、点検を行った者が同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面の写し

7 その他の許可に関する手続きについて

(1) 屋外広告物設置者等変更届（第2号様式）

広告物について許可を受けた後、許可申請書に記載した設置者、管理者又は特定屋外広告物安全管理者に変更があったときは、県規則第7条第4項により、設置者又は管理者は、速やかに屋外広告物設置者等変更届（第2号様式）により所管の所長等に届け出なければならない。

県から権限移譲された逗子市等の14市町村に所在する広告物については、各市町村の所管課に届け出なければならないものであり、以下の各届も同様な取扱いとなる。

(2) 屋外広告物設置者等住所、氏名等変更届（第3号様式）

広告物について許可を受けた後、設置者、管理者又は特定屋外広告物安全管理者が、住所若しくは事務所の所在地又は氏名若しくは名称を変更したときは、速やかに屋外広告物設置者等住所、氏名等変更届（第3号様式）により所管の所長等に届け出なければならない。

(3) 屋外広告物除却（滅失）届（第4号様式）

許可を受けた広告物を許可期限満了前に除却し、又は滅失したときは、設置者又は管理者は、速やかに広告物除却（滅失）届（第4号様式）により所管の所長等に届け出なければならない。

8 許可台帳の整理について

許可をした広告物については、新規の許可に係るものは「屋外広告物許可台帳」を作成し、継続の許可に係るものは同台帳を整理する。

(参考様式) (用紙 日本産業規格A5横長型)
(表面)

表示名		表示 面積 及び 数量		設置場所	
	許可年月日及び許可番号		許可期限及び申請手数料	申住所者氏名	
新規	年 月 日 第 号	手数料	年 月 日から 年 月 日まで 円	管住所者氏名	
継続	年 月 日 第 号	手数料	年 月 日から 年 月 日まで 円		
継続	年 月 日 第 号	手数料	年 月 日から 年 月 日まで 円	摘要	(設置者等を記載)
～～ (以下同じ 略) ～～					

(裏面)

(表示の内容)	(付近図)
---------	-------

第3条（禁止地域等及び禁止物件）関係

【県条例】

（禁止地域等及び禁止物件）

第3条 次に掲げる地域又は場所には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された建造物の敷地及びその周辺50メートル以内の地域
- (2) 文化財保護法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (3) 文化財保護法第182条第2項の規定により、県又は市町村が条例の定めるところにより指定した地域又は場所並びに条例の定めるところにより指定した建造物の敷地及びその周辺50メートル以内の地域
- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林
- (5) 自然公園法第20条第1項の規定により指定された特別地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた商業地域及び近隣商業地域並びに知事が指定する地域を除く。）
- (6) 神奈川県立自然公園条例第18条第1項の規定により指定された特別地域
- (7) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第6条第1項の規定により定められた歴史的風土特別保存地区
- (8) 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第5条第1項の規定により定められた近郊緑地特別保全地区
- (9) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区
- (10) 自然環境保全条例（昭和47年神奈川県条例第52号）第2条の規定により指定された自然環境保全地域
- (11) 都市計画法第8条第1項の規定により定められた風致地区のうち、特に良好な自然環境を有し、その保全を図るため、建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域であって、知事が指定する地域
- (12) 古墳、墓地、火葬場又は葬祭場
- (13) 道路及び鉄道の線路用地並びにこれらから展望できる範囲で、知事が指定する地域
- (14) 河川、湖沼及び海岸並びにその付近で、知事が指定する地域

2 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋りょう（ガード類を含む。）、高架構造物、トンネル、信号機、道路の分離帯及び防護柵、道路標識、駒止並びに里程標
- (2) 街路樹及び路傍樹
- (3) 郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス、公衆便所並びに路上に設置する変圧器及び配電器
- (4) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類する物件
- (5) 消火栓、火災報知器、指定消防水利標識、防火水槽標識及び火の見やぐら
- (6) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (7) 煙突及びガスタンクその他これに類する物件

3 石垣その他これに類する物件に広告物を直接表示してはならない。

4 電柱、街灯柱、消火栓標識、バス停留所の上屋及び植樹帯には、はり紙（ポスターを含む。以下同じ。）、はり札又は立看板を表示してはならない。

5 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

〔関係法令等〕法第3条、県条例第44条第1項、神奈川県屋外広告物条例による地域の指定（告示）、ガイドライン第3条～第5条

〔参考図書等〕「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、第1項により特定の地域又は場所（以下「禁止地域」という。）において、主として良好な景観の形成又は風致の維持の観点から、広告物の表示等を全面的に禁止することを規定するとともに、第2項から第5項により特定の物件（以下「禁止物件」という。）について、良好な景観の形成又は風致の維持の観点及び公衆に対する危害の防止の観点から、広告物の表示等を禁止することを規定したものである。

なお、禁止地域については、県条例制定当初、主として通過交通者の側からみた景観を保持する観点から主要な国道、県道、鉄道の沿線等について定められ、また、昭和53年7月の改正により、県民の日常生活の場において良好な景観又は風致を保持すべき地域等を規制することとして、古都保存地域、風致地区等の特別地区、海岸（ただし、商工業地域等を除外することにより地域特性に配慮した。）などを加えた。しかし、その後の社会情勢やニーズの変化等を踏まえて、禁止地域については、平成10年3月県条例の改正により、優れた自然環境をもち、広告物の表示等を禁止する必要がある4地域（①国立公園及び国定公園の第二種・第三種特別地域（商業地域・近隣商業地域を除く）、②県立自然公園の特別地域、③緑地保全地区（現：特別緑地保全地区）及び④自然環境保全地域を追加したものである。

また、禁止物件についても、同じく平成10年3月の県条例の改正により、県内の無秩序な広告物等の氾濫を防止して良好な景観又は風致を維持するために、現行の禁止物件（17物件）に、駒止、里程標、公衆便所等の18物件を追加する改正を行った。

【本条の解釈・運用】

1 禁止地域及び禁止物件を規定する必要性（法第3条との関係）

法第3条は、広告物の表示等の禁止について定めている。同条第1項では、都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致の維持のため、地域又は場所について広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止できる旨規定している。同条第2項は、都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致の維持のため、本来広告物の表示等のために利用されるものではない物件について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止できる旨規定している。更に同条第3項においては、都道府県は、条例で定めるところにより公衆に対する危害を防止するため、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる旨規定している。

① 景観・風致目的のための禁止地域の設定（法第3条第1項）

第1項各号に掲げられている地域又は場所は、その地域又は場所の性格上広告物の表示等を規制することによって良好な景観又は風致を維持する必要性の高い地域又は場所である。

② 景観・風致目的のための禁止物件の設定（法第3条第2項）

第2項各号に掲げられている物件は、これらの物件に広告物が表示されたり、掲出されたりすると、景観又は風致が害されることになるか、又はその物件が本来持っている機能、効用をも害することになるような物件である。

③ 安全目的のための広告物の表示等の禁止（法第3条第3項）

第3項は、公衆に対する危害の防止の観点から、都道府県が広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置を禁止することができる旨を定めた規定である。

各都道府県では、これら各項に示された基準に従って、禁止地域・禁止物件を定めている。

（参考）屋外広告物法

（広告物の表示等の禁止）

第3条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第143条第2項に規定する条例の規定により市町村が定める地域
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域
- (4) 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの
- (5) 公園、緑地、古墳又は墓地
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

- (1) 橋りょう
 - (2) 街路樹及び路傍樹
 - (3) 銅像及び記念碑
 - (4) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件
- 3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

2 禁止地域（広告物の表示等が禁止される地域等）

広告物の表示等が禁止される禁止地域及び場所は、次のとおりである。

(1) 第 1 項第 1 号（国指定の重要文化財）関係

本号は、文化財保護法第 27 条第 1 項の規定により指定された国指定の重要文化財である建造物の敷地とその敷地の周辺 50 メートル以内の地域を禁止地域とするものである。

（参考）文化財保護法

（指定）

第 27 条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

(2) 第 1 項第 2 号（国指定の史跡名勝天然記念物）関係

本号は、文化財保護法第 109 条第 1 項等の規定により指定又は仮指定された国指定の史跡、名勝及び天然記念物が所在する地域を禁止地域とするものである。

（参考）文化財保護法

（指定）

第 109 条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

（仮指定）

第 110 条 前条第 1 項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

(3) 第 1 項第 3 号（県又は市町村指定の指定建造物等）関係

本号は、文化財保護法第 182 条第 2 項に基づき県又は市町村がその条例（県の場合は「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年条例第 13 号）の定めるところにより指定した地域又は場所及び指定建造物の敷地とその周辺 50 メートル以内の地域を禁止地域とするものである。

（参考）文化財保護法

（指定）

第 182 条

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のために必要な措置を講ずることができる。

(参考) 神奈川県文化財保護条例

(指定)

第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財のうち、県にとって重要なものを神奈川県指定重要文化財（以下「県指定重要文化財」という。）に指定することができる。

(県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財の指定)

第26条 教育委員会は、県の区域内に存する有形の民俗文化財のうち県にとって重要なものを神奈川県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、（中略）指定することができる。

(指定)

第31条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物のうち、県にとって重要なものを神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝又は神奈川県指定天然記念物（以下「県指定史名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

なお、前記(1)から(3)までの国及び県指定の文化財の所在地等については、県教育委員会文化遺産課のホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ar3/cnt/f70052/index.html>) に掲載されている。

(4) 第1項第4号（保安林）関係

本号は、森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に基づく保安林を禁止地域とするものである。法では、保安林のうち風致保安林だけを禁止地域としているが、本県の場合は、11種類の全ての保安林（水源かん養、土砂流出防止、火災防備、魚つき保安林等）を禁止地域とするものである。保安林は、ほとんどの市町村にわたって多数の箇所が指定されている。なお、保安林の指定の有無については、各地域県政総合センターの森林課又は地域農政推進課（横浜川崎地区は同地区農政事務所の地域農政推進課）で確認できる。

(参考) 森林法

(指定)

第25条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあっては、第一号から第三号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあっては、重要流域（2以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

(5) 第1項第5号（国立公園等の特別地域）関係

ア 本号は、自然公園法第20条第1項の規定により指定された特別地域（国立公園及び国定公園内の特別保護地区、第一種特別地域、第二種特別地域及び第三種特別地域）を禁止地域としている。なお、県内には、富士箱根伊豆国立公園及び丹沢大山国定公園がある。

イ 本号に規定する禁止地域のうち、第二種特別地域及び第三種特別地域については、平成10年3月の条例改正により新しい禁止地域として追加したところであるが、これらの新しい禁止地域内においては、県規則第2条第2項第4号に規定する案内及び誘導のために表示される広告物等について適用除外としている。

ウ 本号の特別地域内の商業地域及び近隣商業地域（芦ノ湖の湖畔や箱根湯本の付近の地域）については、観光などの商業活動が行われている実情を勘案して、禁止地域から除外して許可地域とするとともに、これらの地域が国際的な温泉保養地として質の高い環境を保護していく必要性が高いことを勘案して許可地域区分を住居系許可地域としている。（県規則別表第1）

(参考) 自然公園法

(特別地域)

第20条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に、特別地域を指定することができる。

(6) 第1項第6号(県立自然公園の特別地域)関係

本号は、「国立公園・国定公園の第二種特別地域及び第三種特別地域に準ずる区域」として、神奈川県立自然公園条例第18条第1項の規定により指定された特別地域(第一種特別地域、第二種特別地域、第三種特別地域及び無指定の特別地域)を禁止地域として定めたものであり、本号は、平成10年3月の県条例改正により追加された。また、本号の禁止地域内においても、案内及び誘導のために表示される広告物等を適用除外としている。(県規則第2条第2項第4号)

(参考) 神奈川県立自然公園条例
(特別地域の指定等)

第18条 知事は、自然公園の風致を維持するために、公園計画に基づいて、関係市町村の意見を聞き、その区域内に特別地域を指定することができる。

(7) 第1項第7号関係(歴史的風土特別保存地区)

本号は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき指定されている歴史的風土保存区域のうち、歴史的風土の保存上当該歴史的風土保存区域の重要な部分を構成している地域の保存のため、特別保存地区として都市計画決定された地区を禁止地域とするもので、法の基準以外に本県独自の禁止地域として定められた。(県所管地域では現在該当地区なし)

(参考) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
(歴史的風土特別保存地区)

第6条 歴史的風土保存区域内において歴史的風土の保存上当該歴史的風土保存区域の重要な部分を構成している地域については、歴史的風土保存計画に基づき、都市計画に歴史的風土特別保存地区(以下「特別保存地区」という。)を定めることができる。

(8) 第1項第8号関係(近郊緑地特別保全地区)

本号は、首都圏近郊緑地保全法第5条第1項に基づき、近郊緑地保全区域のうち特別保全地区として都市計画決定された地区を禁止地域とするものであり、法の基準以外のものとして指定された。

(参考) 首都圏近郊緑地保全法
(近郊緑地特別保全地区に関する都市計画)

第5条 保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域については、前条第2項第3号に規定する基準に従い、都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。

(9) 第1項第9号(緑地保全地区)関係

本号は、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項の規定に基づき、地域住民の健康で文化的な都市生活の確保に寄与し、良好な都市環境の形成に資する緑地の保全のため、緑地保全地区として都市計画決定された地区を禁止地域とするものであり、法の基準以外のものとして、平成10年3月の県条例改正により追加された。

(参考) 都市緑地法
(緑地保全地区に関する都市計画)

第12条 都市計画区域内の緑地で次の各号のいずれかに該当する土地の区域については、都市計画に特別緑地保全地区を定めることができる。

(10) 第1項第10号(自然環境保全地域)関係

本号は、自然環境保全条例第2条の規定に基づき、自然環境を保全することが特に必要とされる自然環境保全地域を禁止地域とするものであり、平成10年3月の県条例改正により追加された。

(参考) 自然環境保全条例

(自然環境保全地域)

第2条 知事は、森林、草原、河川、湖沼、海岸若しくは海面の区域又は自然環境がこれらに類する区域（これらと一体となつて自然環境を形成している区域を含む。）で、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。

前記(5)～(10)の各地域・地区の指定状況等については、「かながわの公園緑地マップ（編集 県自然環境保全課 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f10578/p464081.html>）に掲載されている。

(11) 第1項第11号（風致地区）関係

本号は、都市計画法第8条第1項の規定により定められた風致地区のうち、特に良好な自然環境を有し、その保全を図るため、建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域であつて、知事が指定する地域を禁止地域とするものである。

平成27年4月に風致地区条例が廃止されたことに伴い、本号の表記を「第1種風致地区」から改めている。

(参考) 都市計画法第8条

(地域地区)

第8条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

(1)～(6) (略)

(7) 風致地区 (以下、略)

(12) 第1項第12号関係

本号は、古墳及び墓地の所在する地域全部及び火葬場又は葬祭場の敷地内全部を禁止地域とするものである。

なお、県では市町村（指定都市、中核市及び法第28条に基づき広告物条例を制定している市を除く。）毎に「神奈川県屋外広告物条例規制地域マップ」を作成しているが、文化財保護法関連の重要文化財等及び古墳・墓地・火葬場・葬祭場の禁止区域については原則として記入をしていないので、注意を要する。

(13) 第1項第13号（知事が指定する道路等）関係

ア 本号は、道路及び鉄道の線路用地並びにこれらから展望できる範囲で、県知事が指定する地域を禁止地域とするものであり、具体的には、「神奈川県屋外広告物条例による地域の指定」（昭和53年神奈川県告示第751号。以下「地域の指定の告示」という。）により、次の道路及び鉄道の線路用地並びにこれらの両外側500メートル以内の地域を禁止地域として指定しているものである。ただし、都市計画法第8条第1項第1号に基づく第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域は禁止地域から除かれている。

(ア) 高速自動車国道第一東海自動車道（(イ)に係るものを除く。）

(イ) 高速自動車国道第一東海自動車道（海老名市門沢橋字新田1,438番から同市社家字湘築4,338番12までの区間に限る。）

(ロ) 高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（海老名南ジャンクションから伊勢原市と秦野市との境界までの区間に限る。）

(ハ) 一般国道16号のうち横浜横須賀道路

(ニ) 一般国道271号のうち小田原厚木道路

(ホ) 圏央道

(ヘ) 東海道新幹線

イ 本号は、禁止地域を「これらから展望できる範囲」に限定しているが、これについて、県土木部長（当時）通知（昭和51年7月26日計第248号土木部長通知）により、次のとおり禁止地域から除外するものとしている。

① 山、丘などの自然の立地条件により直接展望できない地域

② 半永久的な構造と認められる建築物、工作物等の人為的障害物により直接展望できない地域

- ③ 上記①の立地条件又は②の人為的障害物により、本線車道から直接展望できない地域（道路区域から除外された休憩所又は給油所の存する地域に限る。）

国土交通省は、ガイドラインの「展望することができる地域」（第3条第8号）の解釈について、「自然の立地条件により広告物の設置地域が展望できない場合には、その地域は規制対象外とし、また一方家屋等により広告物自体は直接展望できないが、広告物の設置場所を含む一円の地域が展望できる場合にはその地域は規制対象とする。」（昭和41年7月7日建設省都市局長（当時）通知）としている。県でも前記のような運用を行ってきたが、店舗等の建築物や遮音壁等の工作物によって直接道路・鉄道から展望できない場所まで禁止地域として取り扱うことは、規制を設けた趣旨（道路・鉄道からの良好な眺望や景観の維持）を超えた過度な規制であるとして、「禁止地域から除外される「道路・鉄道から直接展望できない地域」の取扱いについて（通知）」（令和5年3月10日都整第1910号都市整備課長通知）により、令和5年4月から取扱いを次のとおり変更した。

【令和5年4月からの取扱い】

山、丘やトンネルのほか、建築物や高速道路の遮音壁等の人為的な障害物（一時的、仮設的なものを除く）によって直接展望できない場合についても、展望できないことを証する書類の提出をもって禁止地域から除外する。

- ※ 展望できないことを証する書類は、広告物の設置（予定）場所から道路又は鉄道の本線の方角を撮影した写真（方向を変えて撮影した写真を1基につき3枚程度）とする。
- ※ 広告物から当該道路・鉄道上を走行する車両を一部でも視認できる場合は、禁止地域から除外しない。
- ※ 高速道路等の遮音壁によって展望できない場合であっても、遮音壁が透明のため透過して車両を視認できる場合は、禁止地域から除外しない。

また、旧道路公団の民営化以前は、禁止地域から除外する地域を上記①及び②に限っていたが、旧道路公団の民営化に伴い、高速自動車国道等の休憩所等が存する一部の地域が道路区域から除外され、民間会社が所有・管理することとなるなど、規制緩和が進展していること、また、国土交通省が示している「屋外広告物条例ガイドライン（案）運用上の参考事項」において、広告物又は掲出物件は、高速自動車国道等の休憩所及び給油所の存する区域のうち本線から展望できない場所において表示し、又は設置されることが望ましい趣旨の解説がなされていることから、県土整備部長（当時）通知（平成19年2月22日都公第420号）により、上記①及び②に③を加え、道路区域から除外された休憩所等の存する地域のうち、本線車道から直接展望できない地域については、禁止地域から除外することとした。

ウ 「第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域」が禁止地域から除外されたのは、これらの地域の土地利用の特性を考慮した結果、禁止地域とするよりは、これらの地域に適した広告物の表示等を許可することにより公共の福祉を確保することが適当であるからである。したがって、これらの地域においては、広告物の表示等の許可にあたっては、県条例第4条及び第5条の広告物等の表示についての基本原則に十分に留意して、道路交通の障害となる恐れのないよう、また良好な景観又は風致との調和のとれた広告物の表示等が行われるよう指導することが望まれるものである。

(14) 第1項第11号（知事が指定する河川区域等）関係

本号は、河川、湖沼及び海岸並びにその付近で、県知事が指定する地域を禁止地域としているものである。なお、(13)のただし書と同一の用途地域及び海水浴場開設期間中の海水浴場の区域は、禁止地域から除かれる。

- ① 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域
- ② 城ヶ島
- ③ 海岸線（測量法（昭和24年法律第188号）第11条第1項第1号にいう平均海面による水際線）から100メートル以内の地域及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により指定された海岸保全区域

なお、河川区域及び海岸保全区域については、主管課である県河港課又は水産課のほか、所管の県土木事務所等において、確認することができる。

(参考) 河川法

(河川区域)

第6条 この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

- (1) 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。）の区域
- (2) 河川管理施設の敷地である土地の区域
- (3) 堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水池を含む。第三項において同じ。）の区域のうち、第1号に掲げる区域と一体として管理を行なう必要があるものとして河川管理者が指定した区域

(参考) 海岸法

(海岸保全区域の指定)

第3条 都道府県知事は、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他第二章に規定する管理を行う必要があると認めるときは、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定することができる。（後略）

※ 海岸法の目的とは、「津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資すること」（第1条）

3 禁止物件（広告物の表示等を禁止する物件）

(1) 県条例の禁止物件について

県条例第3条第2項から第5項に規定する禁止物件については、広告物が街路樹や路傍樹あるいは街の風物となっている銅像とか記念碑とか郵便差出箱などに掲出された場合は、街の風致景観を著しく損なうこととなる場合が多く、また、そのような光景がほとんどの人々の嫌悪感を起こさせることにもなると考えられ、また、橋りょうとか高架構造物、信号機、道路標識などの道路の付帯施設などに広告物の表示等がされると、自動車等の安全な運行に支障をきたすおそれが高くなり、あるいは道路標識などの見誤りなどから交通事故の発生を誘発することも予想されることから、これらの物件について、広告物の表示等を禁止することによって良好な景観を形成し若しくは風致を維持し、あるいは公衆に対する危害の発生の防止を図ることとした。

なお、道路における広告物の表示については、道路法や道路交通法による規制も行われている（道路占用の許可、道路使用の許可がそれぞれ必要とされている）から注意を要する。また、禁止物件に指定されていない場合であっても、個人や会社の所有物（例えば、電柱であれば電力会社等）に広告物の表示を行う場合には、予め当該所有者等の同意を得る必要があることに注意を要する。

県条例では、禁止物件を定めるにあたり、県民の権利を不当に侵害しないように配慮して、良好な景観又は風致の維持と公衆に対する危害の防止を図るという目的を達成するため、必要最小限の制限（規制）となるように、次の表のとおり、禁止物件について、①全面禁止物件（広告物の表示等を全面的に禁止する県条例第3条第2項各号に規定する物件）、②広告物の直接表示を禁止する物件（県条例第3条第3項に規定する物件）、③貼り紙、貼り札、立看板の表示を禁止する物件（県条例第3条第4項に規定する物件）及び④広告物の表示を禁止する物件（県条例第3条第5項に規定する物件）に区分して定めている。

表 県条例の禁止物件の規定について

第3条 該当項	禁止物件	広告物に係る 禁止内容	掲出物件に係る 禁止内容
第2項	1 橋りょう(ガード類を含む。)、2 高架構造物、 3 トンネル、4 信号機、5 道路の分離帯、6 道路の防護柵、7 道路標識、8 駒止、9 里程 標、10 街路樹、11 路傍樹、12 郵便差出箱、13 信書便差出箱、14 電話ボックス、15 公衆便所、 16 路上に設置する変圧器及び配電器、17 銅像、 神仏像、記念碑その他これらに類する物件、18 消 火栓、19 火災報知器、20 指定消防水利標識、21 火水槽標識、22 火の見やぐら、23 送電塔、24 送 受信塔、25 照明塔、26 煙突、27 ガスタンクそ の他これに類する物件 [計27物件]	広告物の表示の 禁止	広告物を掲出する 物件の設置の禁止
第3項	1 石垣その他これに類する物件 [計1物件]	広告物の直接表 示を禁止	
第4項	1 電柱、2 街灯柱、3 消火栓標識、4 バス 停留所の上屋、5 植樹帯 [計5物件]	貼り紙、貼り札、 立看板の表示を 禁止	
第5項	1 道路の路面 [計1物件]	広告物の表示を 禁止	
	合 計 [34物件]		

(2) 第2項(全面禁止物件)関係

ア 本項は、①広告物の表示を禁止及び②広告物を掲出する物件の設置を禁止する全面禁止物件として、前記の表のとおり駒止等の27物件を定めている。

なお、本項の禁止物件のうち、駒止、里程標、公衆便所、路上に設置する変圧器及び配電器、消火栓、火災報知器、指定消防水利標識、防火水槽標識、火の見やぐら、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンクその他これに類する物件の合計14物件については、平成10年3月の県条例改正により追加したものである。

イ 本項第1号の「駒止」とは、走行中進行方向を誤った車両が路外等に逸脱するのを防止するため等の目的で設けられるコンクリート製の突出物をいい、同号の「里程標」とは、道路の起点からの距離を示すために設けられるコンクリート製の標柱等をいうものである。

ウ 本項第3号の「信書便差出箱」は、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)の施行に伴い、平成15年3月の県条例改正により追加したものである。なお、この改正時に「郵便ポスト」の表記を、神奈川県道路占用料徴収条例(昭和28年条例第19号)の別表の表記に合わせて「郵便差出箱」に改正している。

エ 本項第3号の「路上に設置する変圧器及び配電器」とは、電線の地中埋設化に伴い、路上に設置が必要となる地中配電用の機器であり、変圧器、低圧分岐装置、多回路開閉器、路上用低圧引込箱をいう。

(3) 第3項(広告物の直接表示を禁止する物件)関係

ア 本項は、広告物の表示を禁止する禁止物件として、前記の表のとおり「石垣その他これに類する物件」を定めている。

なお、本項については、石垣とこれに類する物件は、土地と一体となって周辺の景観を形成しているため、塗料等で直接に広告物が表示された場合、風化、汚損等により著しく良好な景観又は風致を害するおそれがあったため、昭和32年の県条例改正により追加した。

イ 本項の「これに類する物件」については、県都市部長(当時)通知(昭和57年11月9日都計第379号都市部長通知)により、石垣に隣接する道路、土地等と高低差のある土地の法面等の土留め等を目的として造られた擁壁の類並びにがけ、土手及び堤防を含むものとするが、物

件が土留め等の機能を有していない限り「これに類する物件」には該当しないとしている。
ウ 本項の「直接表示の禁止」とは、塗料等により直接に表示する場合をいう。したがって、貼り紙、貼り札、立看板については、許可を得て表示等が可能である。(また、適用除外の場合は許可不要となる。)

(4) 第4項(貼り紙等、貼り札、立看板の表示を禁止する物件)関係

ア 本項は、貼り紙、貼り札、立看板の表示を禁止する物件として、前記の表のとおり電柱等の5物件を定めている。

なお、本項の禁止物件のうち、電柱及び街灯柱については、貼り紙等が電柱等に表示され著しく良好な景観又は風致を害している実情がある一方、これらに巻付け看板等が表示されている実情も勘案して、貼り紙、貼り札、立看板の表示禁止に限定した物件として、平成2年10月の県条例改正により追加した。また、消火栓標識、バス停留所の上屋及び植樹帯についても、平成10年3月の県条例改正により、広告物の表示等の場合があるとの趣旨から追加した。

イ 本項の「植樹帯」の中に、信号機、街路樹等の他の禁止物件がある場合、植樹帯とこれらとは区別され、各々の物件に対して県条例の規制が個別に及ぶものである。したがって、植樹帯の中にある信号機等については、本条第2項により全面禁止物件となる。

(5) 第5項(広告物の表示を禁止する物件)関係

ア 本項は、広告物の表示を禁止する物件として、前記の表のとおり「道路の路面」を定めている。

なお、本項については、最近の科学技術の進歩の状況を背景として、道路の路面に対して広告物が表示される場合があるため、平成10年3月の県条例改正により追加した。

イ 本項により、道路の路面に対してレーザー光線を利用した広告物の表示又は塗料等による表示が禁止される。

第4条・第5条（禁止する広告物等）関係

【県条例】

（禁止する広告物等）

第4条 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法又は設置の位置等が、著しく良好な景観又は風致を害するおそれのある広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

第5条 公衆に対し危害を及ぼすおそれのある広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

〔関係法令等〕法第3条、ガイドライン第2条・第13条

〔参考図書等〕「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

県条例第4条及び第5条の規定が置かれている趣旨は、第1に、「著しく良好な景観又は風致を害する広告物及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのある広告物の表示等は許されない。」という都市社会における広告物についての一般的な規範を明確にするとともに、第2に、県条例第15条との関係において、県知事が第15条の規定に基づき必要な措置をとるときの判断の基本となる。

【本条の解釈・運用】

1 県条例第4条及び第5条の必要性

都市における視覚的な環境は、建築物をはじめとするいろいろな人工的造形物によって形成されている場合が多い。そして、それらの造形物は人々の目を強制的にその視覚の中に誘い込み、人々に視ることの選択を与えない。広告物も当然にこれらの環境の視覚的形成の要素になるが、特に広告物は、他の造形物と異なり、人々の目をその中に誘い込むこと自体に、その存在目的がある。広告物は、それだけに都市環境の形成物としての重要な要素の一つであるといえる。

したがって、広告物の製作者、設置者には、都市環境形成者としての製作態度が社会的に強く要請されている。また、広告物は、公衆に対するコミュニケーションの手段として、その効果を最大限に発揮するには、なるべく多くの人々が集まり、あるいは通過する場所に設置されなければ意味をなさないものであり、人々の視覚に最もとられやすい場所、位置に設置される必要がある。

それだけに、工作物としての構造が安全性を確保するだけの強固な水準になれば、それらの倒壊等により人々に大きな危害を与える可能性が出てくることが考えられ、これら2条は、以上の観点から「広告物の設置のあり方」の基本的な原則を宣言したものと解される。

2 県条例第4条と県条例第7条との関係について

県条例第4条では、「形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法又は設置の位置等が、著しく良好な景観又は風致を害するおそれのある広告物の表示等を行うことはできない。」としているが、何をもって「著しく良好な景観又は風致を害するおそれ」があるかどうかの基準については全く触れていない。

一方、県条例第7条では、「広告物の表示又は設置の位置、形状、規模、色調について基準を設ける」ことを規定しており、この基準に合致したものは原則として許可されるものと解されている。

そこで、第7条の規定に基づき知事が定めた基準に合致する広告物は第4条にも適合し、逆に第7条に違反する広告物は第4条の規定にも反し、その設置を禁止されるという関係が成り立つ。

第6条（適用除外）関係

【県条例】

（適用除外）

第6条 次に掲げる広告物及び掲出物件（これらについて規則で基準を定めた場合にあつては、その基準に適合するものに限る。）については、第2条、第3条及び次条の規定は適用しない。

- (1) 他の法令の規定により表示又は設置すべきもの及び表示又は設置を容認されたもの
- (2) 案内図その他公衆の利便に供するもの
- (3) 祭典用その他慣例上使用されるもの
- (4) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、周囲の景観に調和するものであり、かつ、営利を目的としないもの
- (5) 電車又は自動車に表示する広告物
- (6) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住居、事業所、営業所又は作業場に表示し、又は設置するもの
- (7) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもの
- (8) 国又は地方公共団体が設置し、又は保有する施設又は物件に寄附者名等を表示するもの

2 次に掲げる広告物及び掲出物件（これらについて規則で基準を定めた場合にあつては、その基準に適合するものに限る。）については、第2条の規定は適用しない。

- (1) 営利を目的としないはり紙、はり札その他これに類する広告物
- (2) 国、公共団体、公益法人その他これに類する団体が表示し、又は設置するもので公益上必要と認められるもの

【県規則】

（適用除外の広告物等）

第2条 条例第6条第1項第1号に規定する表示又は設置を容認されたものは、選挙運動のためのはり札及びポスターの類とする。

2 条例第6条第1項第2号に規定する案内図その他公衆の利便に供するものは、次のものとする。

- (1) 国及び地方公共団体の公報資料及び広報資料
- (2) 国及び地方公共団体の案内板及び揭示板
- (3) 災害、伝染病の発生等における緊急な事項を告示するもの
- (4) 案内及び誘導のために条例第3条第1項第5号に掲げる地域のうち自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第9条の12第1号に掲げる第一種特別地域及び自然公園法（昭和32年法律第161号）第21条第1項の規定により指定された特別保護地区を除く地域並びに条例第3条第1項第6号に掲げる地域のうち神奈川県立自然公園条例施行規則（昭和34年神奈川県規則第69号）第11条第1号に掲げる第一種特別地域を除く地域に表示し、又は設置するもの（第2号に掲げるものを除く。）で、次のいずれにも該当するもの
 - ア 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘若しくは保養所等又は事業若しくは営業を行つている土地（以下、「店舗等」という。）へ案内及び誘導をするためのものであつて、地理的条件に照らして必要であると認められるもの
 - イ 一の広告物の表示面積が1平方メートル以下（自然公園法第5条第1項により指定された国立公園のうち自然公園法施行規則第9条の12第2号に掲げる第二種特別地域及び同条第3号に掲げる第三種特別地域内にあつては、5平方メートル以下）であり、かつ、複数の広告物を統合するものにあつては10平方メートル以下のもの
 - ウ 高さが地上5メートル以下のもの
 - エ 光源を用いるものにあつては、動光又は点滅を伴わないもの
- (5) その他知事が前各号に掲げるものに類するものと認めるもの

3 条例第6条第1項第3号に規定する祭典用その他慣例上使用されるものは、次のものとする。

- (1) 社寺、教会等の礼式並びに冠婚葬祭の際掲出されるもの
- (2) 地方の年中行事のため表示又は設置されるもの
- (3) その他知事が前2号に掲げるものに類すると認めるもの

4 条例第6条第1項第5号に規定する電車又は自動車に表示する広告物は、次のものとする。

- (1) 電車の車体に所有者の氏名、名称若しくは商標又は所有者の事業若しくは営業の内容を表示するもの
- (2) 自動車の車体に所有者若しくは管理者の氏名、名称、店名若しくは商標又は所有者若しくは管理者の事業若しくは営業の内容を表示するもの
- (3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく登録を受けた自動車で使用の本拠の位置（当該登録に係るものをいう。）が他の都道府県の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）

第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）、同法 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）、同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）及び屋外広告物法第 28 条に規定する事務を処理する景観行政団体である市町村（以下「市町村」という。）の区域を除く。）又は指定都市、中核市若しくは市町村の区域内に存するものに表示される広告物であつて、当該広告物について適用される他の都道府県、指定都市、中核市又は市町村の広告物に関する条例の規定に従つて表示されるもの

5 条例第 6 条第 1 項第 6 号に規定する自己の氏名等を表示するため、表示し、又は設置するものは、自己の住宅又はその敷地内に自己の住所、氏名等を表示するもの及び自己の店舗、営業所、事業所又はこれらの敷地内に自己の所在、名称、屋号、商標、営業内容（自己の営業に係る特定の商品名等を表示するもので、その表示面積が全体の表示面積の 2 分の 1 以下であるものを含む。）等を表示するもので、次に掲げるものとする。

(1) 表示面積の合計が 10 平方メートル（条例第 3 条第 1 項各号に規定する地域若しくは場所又は知事が条例第 39 条第 1 項の規定により指定した広告景観形成地区の区域にあつては、5 平方メートル）以下のもの（次号に掲げるものを除く。）で、建築物の上部に突出するものにあつては、次に掲げるものとする。

ア 別表第 1 に定める自然系許可地域及び住居系許可地域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第一種住居地域を除く。）においては、当該建築物の屋根の最高部を超えないもの

イ 用途地域のうち第一種住居地域並びに別表第 1 に定める工業系許可地域、沿道系許可地域及び商業系許可地域においては当該建築物の屋根からの高さが 4 メートル以下のもの

(2) 海水浴場開設期間中の海水浴場の区域内における更衣休憩所、食堂、売店等の海水浴客の利便に供する専用施設に表示するものにあつては、表示面積の合計が 35 平方メートル以下のもの（建築物の上部に突出するもので、別表第 1 に定める自然系許可地域及び住居系許可地域（用途地域のうち第一種住居地域を除く。）においては、屋根の最高部から高さが 2 メートルを超えないもの）

6 条例第 6 条第 1 項第 7 号に規定する自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するものは、表示面積の合計が 1 平方メートル以下で、地上からの高さが 2 メートル以下のものとする。

7 条例第 6 条第 1 項第 8 号に規定する国又は地方公共団体が設置し、又は保有する施設又は物件に寄附者名等を表示するものは、次の各号のいずれにも該当するものとし、その表示数は、1 施設又は 1 物件当たり 1 個とする。

(1) 表示面積が、広告物を正面から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を 1 平面とみなしたものの面積の 20 分の 1 以下で、かつ、0.5 平方メートル以下であるもの

(2) 表示される者が寄附者であることが分かるもの

8 条例第 6 条第 2 項第 1 号に規定する営利を目的としないはり紙、はり札その他これに類する広告物は、表示面積が 1 平方メートル以下で、次のものとする。

(1) 政治団体、労働組合等の宣伝の用に供するもの

(2) その他営利を目的としないと認められる会合及び催物類の掲示をするもの

（適用除外の広告物等の除却）

第 3 条 条例第 6 条第 1 項第 3 号に規定する広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、行事の終了した日から 1 週間以内に当該広告物又は当該掲出物件を除去しなければならない。

2 条例第 6 条第 2 項第 1 号に規定する広告物を表示する者又はこれを管理する者は、当該広告物に責任者の住所、氏名を記載し、き損又は汚損した場合は、直ちに除去しなければならない。

（広告物の併用等）

第 4 条 条例第 6 条の規定に該当する広告物であつても、同条の規定に該当しない広告物を併せて表示したときは、同条の規定は適用しない。

〔関係法令等〕 県規則第 2 条・第 3 条・第 4 条・第 7 条・別表第 1～第 3、ガイドライン第 11 条
〔参考図書等〕 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、われわれが社会生活を営むうえで必要とされる最小限度の広告物は、県条例の規制の対象から除外するのが適切であるとの考えに基づき、県条例の規制の対象から適用除外する広告物について

て規定した。

本条の適用除外については、第2条（許可地域等）、第3条（禁止地域等及び禁止物件）及び第7条（基準の設定）に関する規定が適用除外となる第1項関係と第2条（許可地域等）に関する規定だけが適用除外になる第2項関係との二つの場合があり、それらの要件等について、県規則第2条（適用除外の広告物等）、第3条（適用除外の広告物等の除却）及び第4条（広告物の併用等）が具体的に規定している。

なお、本条については、平成10年3月、適用除外について明確化を図る改正を行うとともに、同年5月、関連する県規則について必要な改正がなされた。

【本条の解釈・運用】

1 適用除外を規定する必要性

広告物には個人の住宅の門柱にかけられる表札から商店街におけるネオンサインまで多種多様な種類があって極めて広い概念であり、これらの日常生活に現われる全ての広告物を規制することは、市民生活上からみても、また、行政効率上からも現実的に処理することは非常に困難である。

また、広告物の規制にあたっては、法第29条に規定されているように、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害してはならないという点での配慮が十分に払われなければならないものである。そこで、たとえば商店等が自己の商標とか商店名等を営業所に表示するとか、個人の住宅に自己の名前を表示するというような日常生活において最小限必要な広告物とか、あるいは政治団体とか公益的な団体等が政治活動とか福祉活動あるいは各種の社会活動等を行うために必要な広告物を表示する場合などには、政治活動の自由、表現の自由あるいは営業の自由などの国民の基本的な権利を優先させることが望まれる。

そこで、われわれが社会生活を営むうえにおいて必要とされる広告物は、広告物条例の規制の対象から除外するのが適当であると考えられ、これらの点に本条の必要性がある。

2 県条例第6条第1項による適用除外について

(1) 第1号（他の法令の規定により表示又は設置すべきもの）関係

ア 県条例第6条第1項により適用除外となる同項第1号前段の「他の法令の規定により表示又は設置すべきもの」とは、例えば建築基準法第89条第1項のように、大規模な修繕等を行う場合には工事現場の見やすい場所に「建築主、設計者、工事施行者（中略）の表示をしなければならない。」と規定しているような場合をいう。これらは、他の法令（条例・規則・要綱等を含む。）によりその表示の義務又は努力義務があるもので、次のようなものがある。

(ア) 道路法第45条第1項（道路標識の設置）、同法第47条の15（通行の禁止又は制限の場合における道路標識）、同法第48条の11第2項（自動車専用道路の入口その他必要な場所の通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識）

(イ) 文化財保護法第115条第1項（史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板等の設置）

(ウ) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第4条（保存樹又は保存樹林の表示の標識）

(エ) 建設業法第40条（建設工事の現場等への標識の掲示）

(オ) 危険物の規制に関する規則第28条の2の5（ガソリンスタンドのセルフ表示）

(カ) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例第95条（アイドリングストップ表示）

イ 県条例第6条第1項により適用除外となる同項第1号後段の「表示又は設置を容認されたもの」については、県規則第2条第1項により「選挙運動のためのはり札及びポスター」と規定しており、公職選挙法の規定に基づき使用を容認されているポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（のぼり旗を含む。）をいう。

(2) 第2号（案内図その他公衆の利便に供するもの）関係

ア 県条例第6条第1項により適用除外となる同項第2号の「案内図その他公衆の利便に供するもの」は、県規則第2条第2項により次に掲げるものに限定されている。

イ 国及び地方公共団体の公報資料及び広報資料（県規則第2条第2項第1号）

県条例第6条第1項により適用除外となる同項第2号の「案内図その他公衆の利便に供するもの」の一つとして県規則第2条第2項第1号前段に規定している「国及び地方公共団体の公報資料」とは、国及び地方公共団体が行政執行上の必要等から広く一般住民に周知せしめるために掲示板等に公示する場合あるいは国や地方公共団体が住民に行政処分等の伝達をするために公告を行う場合などをいう。

県規則第2条第2項第1号の「地方公共団体」とは、日本国憲法第92条に基づき地方自治

法第1条の3に規定されている「地方公共団体」と同義であり、一般的な性質として、一定の地域を基盤として構成され、その地域内のすべての住民をその構成員とし、かつ、その地域における公共事務を処理するための公権力を認められた公法人をいうものであり、普通地方公共団体である都道府県及び市町村と特別地方公共団体である特別区、普通地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団である。

次に、県条例第6条第1項により適用除外となる同項第2号の「案内図その他公衆の利便に供するもの」の一つとして県規則第2条第2項第1号後段に規定している「国及び地方公共団体の広報資料」とは、国及び地方公共団体が行政活動について住民の理解を得るために広報する場合や公務員の募集あるいは美化清掃月間及び交通安全週間等の広報を行うためにポスター等により広告する場合などをいう。

ウ 国及び地方公共団体の案内板及び掲示板（県規則第2条第2項第2号）

県条例第6条第1項により適用除外となる同項第2号の「案内図その他公衆の利便に供するもの」の一つとして県規則第2条第2項第2号に規定している「国及び地方公共団体が設ける案内板及び掲示板」には、次のものがある。

(ア) 国及び地方公共団体により特定の行政目的のために継続的に供用される人的物的施設の総合体としての営造物（官公署、学校、図書館、病院等）が、その公的活動のために必要とする表示を行う掲示板及び主要経路などに設ける案内板

なお、この営造物とは、公用物及び公共用物の両方を含むものであるが、地方自治法第244条にいう「公の施設」は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する施設をいうものとされるので、公共の用に供する営造物に該当する。

病院や学校であっても、国又は地方公共団体以外のものが設置したものは、本号の営造物には含まれない。

また、「ネーミングライツに関する屋外広告物条例上の取扱いの変更について（通知）」（令和4年12月1日都整第1618号都市整備課長通知）により、ネーミングライツ制度により命名権者が設定した施設名称をこれらの公共施設に表示する場合にも、本号により適用除外とする。ただし、この取扱いの対象となる広告物は、公共的目的のために表示される施設名称とし、施設名称と直接関係のない企業広告等を含むものは公共的目的には該当しないため、適用除外として取り扱わないほか、ネーミングライツ制度によって表示される広告物であっても、規模や個数が過剰である等、公共的目的を明らかに逸脱すると施設管理者が判断した場合は、適用除外として取り扱わないこととしている。

(イ) 国及び地方公共団体（営造物を含む）が設置した工作物等の利用方法あるいは重要文化財や遺跡等の由来の説明書などの営造物等の利用方法並びにその由来等の説明書

(ウ) 地方公共団体（市町村）が設置する電柱等への広域避難場所誘導案内板

市町村が行う震災避難標識及び電柱巻付けスクールゾーン標識については、県都市部長（当時）通知（昭和62年5月24日計第50号都市部長通知）により県条例第6条第1項の適用除外とすることとしている。

（参考）震災避難標識及び電柱巻付けスクールゾーン標識の取扱いについて

（昭和62年5月24日計第50号都市部長通知）

このことについて、次のとおり屋外広告物条例上の取扱いを定めましたので、通知します。

1 震災避難標識について

市町村が財団法人宝くじ協会の助成を受けて設置する震災避難標識については、「宝くじ助成事業」のステッカーを貼付したものについても神奈川県屋外広告物条例第6条第1項第2号を適用する。ただし、具体的な設置場所については、可能な限り禁止地域を避けるものとする。

2 電柱巻付けスクールゾーン標識について

市町村の設置する電柱巻付けスクールゾーンについては、神奈川県屋外広告物条例第6条第1項第2号を適用する。ただし、具体的な掲出にあたっては、巻付け広告が掲出されていない電柱に優先的に掲出するものとし、やむを得ず既に巻付け広告が掲出されている電柱に掲出する場合には、美観に与える影響の少ない位置に掲出するものとする。

エ 災害、伝染病の発生等における緊急な事項を告示するもの（県規則第2条第2項第3号）

県条例第6条第1項により適用除外となる同項第2号の「案内図その他公衆の利便に供するもの」の一つとして県規則第2条第2項第3号に規定している災害、伝染病の発生等における緊急な事項を告示するものとは、大地震、大火災、経済恐慌等の非常事態の際における物資の

配給、各種情報の伝達等の緊急な事項についての告示をいう。なお、「緊急な事項」には、光化学スモッグの発生又は薬品や工場排水等による河川の水質汚濁などの環境汚染も含まれる。
 オ 案内及び誘導のために国立公園の第二種特別地域等に表示等がされるもの（県規則第2条第2項第4号）

平成10年3月の県条例改正により、新しく禁止地域となった国立公園、国定公園の第二種・第三種特別地域及び県立自然公園の第二種・第三種特別地域内において、観光などの商業活動が行われている実情を勘案して、同年5月の県規則改正により、同地域内の観光・保養施設等の来訪者に対する情報提供と案内に必要な案内及び誘導用の広告物（以下「案内誘導広告物」という。）について、県条例第6条第1項により適用除外となる同項第2号の「案内図その他公衆の利便に供するもの」の一つとして、基準を定めて追加する改正を行った。この案内誘導広告物の基準は、次の表のとおりである。

表 案内誘導広告物について

案内誘導広告物の表示ができる地域	適用除外となる案内誘導広告物の基準
国立公園 第二種特別地域 第三種特別地域 県立自然公園 第二種特別地域 第三種特別地域	ア 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘若しくは保養所等又は事業若しくは営業を行つている土地へ案内及び誘導をするためのもので、地理的条件に照らして必要であると認められるもの イ 一の広告物の表示面積が1平方メートル以下かつ、複数の広告物を統合するものは10平方メートル以下 ウ 高さが地上5メートル以下 エ 光源を用いるものは、動光又は点滅禁止
国立公園（富士箱根伊豆国立公園） 第二種特別地域 第三種特別地域	オ 前記ア、ウ、エの各基準と同じ カ 一の広告物の表示面積が5平方メートル以下かつ、複数の広告物を統合するものは10平方メートル以下

なお、基準の設定にあたっては、環境庁（当時）の自然公園法の施行に係る「審査指針」（「国立公園及び国定公園の許可・届出等の取扱要領について」（昭和49年11月20日環自企第570号環境庁自然保護局長通知）及びその特例として定められている「富士箱根伊豆国立公園地域管理計画書（昭和60年3月環境庁自然保護局・富士箱根伊豆国立公園管理事務所策定）」との整合性を図っている。

カ その他知事がアからオまでに掲げるものに類すると認めるもの（県規則第2条第2項第5号）

本号は、前記各号にただちに該当するといふ難い広告物についても、その目的・内容を勘案して、これら各号に類すると認められる場合には、県知事が県条例第6条第1項第2号に該当するとして同条第1項による適用除外とすることを認めることとしたものであり、これまでに、本号に該当すると認めたものは、次のとおりである。

- (ア) 町が設置した「町内ぶどう園案内看板」について、「地方公共団体のこう報資料」に準ずるものとして本号に該当するとした。（昭和51年8月）
- (イ) 禁止地域内の「救急指定病院の案内板等」については、県土木部長（当時）通知（昭和56年10月28日都計第187号土木部長通知）により、公衆の利便の観点から、適用除外とすることで差し支えないとし、ただし、表示内容、色彩、規格（基準）等を勘案のうえ、具体的事例に応じて判断することとなるので、当分の間、県土木部長（当時）と協議することとしている。

参考）神奈川県広告物条例における適用除外の取扱いについて

（昭和56年10月28日都計第187号土木部長通知）

このことについて、厚木土木事務所長から別添写しのとおり照会があり、これに対し、別添写しのとおり回答したのでご留意のうえ、今後の事務取扱いに遺漏のないようにされたい。

〔厚木土木事務所長からの照会〕（抄）

東名厚木インター付近の広告物掲出禁止地域内において、救急指定病院の屋上に救急患者及び地域住民に対する案内のために広告塔形式の案内板（別添図面参照。略）を設置する場合は、公衆の利便の観点から神奈川県広告物条例第6条第1項第2号及び同施行規則第1条の2第2号のカ（現行：県規則第2条第1項第5号）に該当すると解して差し支えないか。

[厚木土木事務所長への回答] (抄)

貴職のお見込みのとおり。

なお、救急指定病院の設置する案内板又は掲げ板が、神奈川県屋外広告物条例第6条第1項第2号に該当するかどうかは、当該案内板等の表示内容、色彩、規格(基準)等を勘案のうえ、具体的事例に応じて判断することとなるので、当分の間、土木部長と協議のうえ処理されたい。

(3) 第3号(祭典用その他慣例上使用されるもの)関係

ア 県条例第6条第1項により適用除外となる同項第3号の「祭典用その他慣例上使用されるもの」とは、県規則第2条第3項に掲げるものに限定されるものであるが、これらの広告物の表示等を行った場合は、県規則第3条第1項により行事の終了した日から1週間以内にこれを除去しなければならない。

イ その他知事が前2号に掲げるものに類すると認めるもの(県規則第2条第3項第3号)

本号は、前記各号にただちに該当するといふ難い広告物についても、その目的・内容を勘案して、これら各号に類すると認められる場合には、県知事が県条例第6条第1項第3号に該当するとして同条第1項による適用除外とすることを認めることとした。

なお、本号については、県土木部長(当時)通知(昭和54年9月12日計第321号土木部長通知)により「社寺、教会等が設置する芳名板及び案内板」を認めており、その適用を除外する基準を次のように定めている。

(参考) 社寺、教会等が設置する芳名板及び案内板の取扱いについて

(昭和54年9月12日計第321号土木部長通知)

このことについて、鶴岡八幡宮境内における歴史的風土特別保存地区内行為許可申請のうち芳名板及び完成予想案内板の設置に関し、神奈川県屋外広告物条例上の取扱いについて統一的解釈を定める必要が出てきましたので、標記については、今後下記の基準に合致すれば神奈川県屋外広告物条例施行規則第1条の2第4号のウ(現行:県規則第2条第3項第3号)に該当するものとして、神奈川県屋外広告物条例第6条第1項第4号(現行:県条例第6条第1項第3号)の規定により適用除外の扱いをすることができるものとしたので、事務執行上遺憾のないようお願いします。

神奈川県屋外広告物条例施行規則第1条の2第4号のウに該当するものとして、社寺、教会等における芳名板の設置を認める場合の基準

1 設置主体

当該社寺、教会等が設置するものに限る。

2 表示内容

(1) 芳名板の表示内容は、住所、氏名、又は法人名とし、特定商品名等広告宣伝の類の表示は含まれないものとする。

(2) 案内板は、配置図、方向図、経路を表示したものに限る。

3 色彩について

(1) 芳名板の文字の色は黒に限るものとする。

(2) 案内板は原則として4色以内とし、青黒緑を基調としなければならないものとする。

4 設置場所について

(1) 芳名板は、周囲の美観、風致を著しく害さない所に設置するものとする。

(2) 案内板は、当該場所に案内板を設置することの必要性を中心として判断対象とするものとする。

5 規格(現行:基準)等について

規格(現行:基準)については、具体的事例に応じて判断することになるが原則として次に掲げるものは認めないものとする。

(1) 形態が矩形以外のもの

(2) 照明装置を伴うもの

(3) 高さが4メートル以上のもの

(4) 第4号(工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物)関係

県条例第6条第1項により適用除外となる同項第4号の工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物については、これらが都市景観を向上させようという動機により表

示されるものであるため、①周囲の景観に調和すること及び②営利を目的としないという2要件に該当した場合について適用を除外する。

なお、本号は、前記の趣旨に加えて、改正前の県条例第6条第1項第5項（「一時的又は仮設的のもので美観風致を著しく害さないもの」を適用除外とする。）について、漠然としたあいまいな表記であるとの問題もあったため、平成10年3月の県条例の改正により、規定を整理して適用除外の広告物の明確化を図った。

(5) 第5号（電車又は自動車に表示する広告物）関係

ア 県条例第6条第1項により適用除外となる同項第5号の「電車又は自動車に表示する広告物」は、県規則第2条第4項に掲げるものに限定されるが、本号は、平成10年3月の県条例改正によりこれらの広告物が自家用の広告物としての性質を持つ場合が多いこと及び広告物の表示者等の便宜を考慮して追加された。

イ 電車の車体に所有者の氏名等を表示するもの（県規則第2条第4項第1号）

県条例第6条第1項により適用除外となる同項第5号の「電車又は自動車に表示する広告物」の一つとして県規則第2条第4項第1号は、電車の所有者がその車体に自己の氏名、名称若しくは商標又は所有者の事業若しくは営業の内容を表示するものを定めている。

そこで、電車の車体に沿線の風景等の絵画を表示した場合、その事業若しくは営業の内容の表示しているものと認められる場合には、本号に該当し県条例の適用除外となる。

ウ 自動車の車体に所有者・管理者の氏名等を表示するもの（県規則第2条第4項第2号）

県条例第6条第1項により適用除外となる同項第5号の「電車又は自動車に表示する広告物」の一つとして県規則第2条第4項第2号は、自動車の所有者・管理者がその車体に自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は所有者・管理者の事業若しくは営業の内容を表示するものを定めている。本号において、所有者とともに管理者を規定しているのは、リース契約により、自動車の所有権が使用している者でない等の事情があることを勘案したためである。

エ 県規則第2条第4項第1号及び第2号の「事業若しくは営業の内容」とは、事業若しくは営業に直接関係するものに限られると解される。そこで、例えば、バス事業を行う会社がその事業の用に供する自己の自動車に、自己の直営するバス事業以外の直営の他の営業に係る表示をする場合、県規則第2条第4項第2号に該当せず、適用除外とはならない。なお、改正前においても、定期バス事業を行う会社が、その事業の用に供する自己の自動車に、自己の直営するホテルの営業に係る表示を行う場合について、県土木部長（当時）通知（昭和56年12月17日計第560号土木部長通知）により、適用除外とはならないとして通知した事例がある。

(参考) 電車、自動車の外面を利用する広告物の取扱いについて

(昭和56年12月17日計第560号土木部長通知)

このことについて、平塚土木事務所長から別添写しのとおり照会があり、これに対し、別添写しのとおり回答したので、ご留意のうえ今後の事務取扱いに遺憾のないようにされたい。

[平塚土木事務所長からの照会] (抄)

県規則別表第3電車、自動車の外面を利用するものの項4に規定する「自己の所有車に自己の名称等を表示する場合」には、その事業の用に供する自己の所有する自動車に自己の直営するホテルの営業に係る表示をすることまで含むものでないと解するがどうか。

[平塚土木事務所長への回答] (抄)

貴職のお見込みのとおり。

オ 他の都道府県、指定都市等の広告物条例の規定により表示される自動車の広告物（県規則第2条第4項第3号）

本号は、他の都道府県、指定都市及び中核市が使用の本拠である自動車が、当該都道府県市の広告物条例により許可を受けている場合には、県内を通行する場合に重ねて県の許可を受ける取扱いは実際的でないため、適用除外とすることを定めた。

なお、平成16年の法の改正により、景観行政団体である普通市町村も広告物条例を制定することができることとなり、本県においても小田原市（当時：一部地域対象）、藤沢市及び大和市において各市の広告物条例が制定された。このことに伴い、平成20年3月の規則改正において、景観行政団体である普通市町村を使用の本拠とする自動車が、当該市町村の広告物条

例により許可を受けている場合も、適用除外とする内容を追加した。

(6) 第6号（自己の氏名等を表示するため、自己の住居等に表示する広告物）関係

ア 県条例第6条第1項により適用除外となる同項第6号の「自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示し、又は設置するもの」（以下「自家用広告物」という。）とは、通常の社会生活を営むために一般的に必要とされる最小限度の広告物の一つであり、県規則第2条第5項により、その適用除外となる基準が定められている。

なお、この自家用広告物については、県条例第6条第1項第7号の「自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもの（以下「管理用広告物」という。）とともに、改正前の県条例第6条第1項第3号により「看板、標札の類」として規定されていたが、平成10年3月の県条例改正により、規定を整理して適用除外の広告物としての明確化を図った。

イ 自家用広告物について（県規則第2条第5項）

県条例第6条第1項により適用除外となる同項第6号の自家用広告物については、県規則第2条第5項により適用除外の基準が、次のとおり定められている。

(ア) 表示面積

表示面積は、1住宅若しくは1営業所等の敷地内につき、10平方メートル以下であること。

ただし、禁止地域内又は広告景観形成地区に表示するものにあつては5平方メートル以下とし、海水浴場開設期間中の海水浴場の区域内における更衣休憩所、売店等の海水浴客のための便利施設（以下「海の家」という。）に表示するものにあつては、35平方メートル以下であること。（これは、海の家は広い海岸の空間に設置されるという特殊性から海水浴客の利便性を考え、ある程度の遠距離から見えることが必要であることから、特例として昭和55年に県規則が改正されたものである。海を家の看板は一枚の看板毎に一つの文字を書き、それを引き離して設置するものが多い状況であり、面積の算定上、引き離して設置した場合に空間部分も表示面として計算するため、表示面積を35平方メートル以下としている。）

これらの表示面積は、1基の広告物の表示面積ではなく、1住宅、1営業所等の敷地（海水浴場の場合は、1便利施設）内の広告物の総表示面積をいうものであり、これらの表示面積を超えるものは許可を受けなければ設置できない。ただし、禁止地域及び海水浴場内に表示するものについては、これらの表示面積を超えるものは許可されない。

なお、自家用広告物の表示内容として、自己の営業に係る特定の商品名等を表示する場合は、これらの特定商品名等の表示面積が全体の表示面積（※）の2分の1以下の場合に限り、適用除外の扱いとなる。

※「全体の表示面積」とは、当該店舗等で掲出されるすべての自家用広告物の表示面積の合計ではなく、同一物件の同一平面上に表示される広告の表示面積全体を指すものであることから、同一物件の同一平面上における特定商品名等の表示面積がその面全体の表示面積の2分の1以下であるかどうかによって、適用除外（自家用広告物）の扱いとなるか判断を行う。

また、特定商品名を表示する場合の許可申請者及び特定商品名の解釈については、県土木部長（当時）通知（昭和41年2月28日計第166号土木部長通知）によることとしている。

(参考) 屋外広告物条例第2条及び同施行規則第1条第3号の解釈について

(昭和41年2月28日計第166号土木部長通知)

このことについて、川崎土木事務所長から照会があったので、別紙のとおり回答したから参考とせられたい。

(別紙)

屋外広告物条例第2条及び同施行規則第1条第3号の解釈について

昭和41年2月5日付け川土第172号をもって照会のあった標記のことについては、次のとおり回答する。

問1 屋外広告物条例第2条関係

同条に基づき許可を受けなければならない者は、広告物の表示内容における商品名(またはその総称)のメーカー(またはその商品名を専売している卸売業者)であると解してよいか。

答 照会による各小売商店等に設置又は表示される生産会社(メーカー)等の商品名、いわゆる特定商品名を設置又は表示する広告物の許可申請を誰がするかと解されるが、屋外広告物の許可申請は、広告物を設置又は表示しようとする者が、申請し許可を受けるものであり(条例第2条、第9条(現行第11条)参照)、この場合その申請は、メーカーである場合と小売店が直接設置又は表示する場合が考えられる。小売店が直接設置又は表示する場合は、表示内容の如何にかかわらず小売店が申請者となり許可を受けるものであるが、多くの場合は、メーカーがその商品販売拡張のため自己の製品を販売している小売店に掲出を依頼し自己の下請広告業者をもって設置又は表示する、即ちメーカーが申請者となり許可を受けるのが普通ではないかと考えられる。

しかし、なかにはメーカーが広告物を作成し、小売業者店名等をその広告物に併用表示して広告物を寄贈し、小売店が設置又は表示する場合も稀れには認められる。この場合は、小売店が広告物を設置又は表示するものであるから小売店が申請者となり、設置又は表示の許可を受けなければならないこととなる。

何れにしても、広告物は、その表示如何にかかわらず、これを設置又は表示しようとする者が許可を受けなければならないものであるが、すでに設置の広告物にあっては、メーカーと小売店の責任のなすり合いにより判然としないものが生じているのが現状と思われる。この場合は、一応表示内容にあたる特定商品名の生産会社(メーカー)を広告主と考え、又その広告物を設置している小売店を管理者とみなし、双方に手続申請をするよう通知し、広告物の所有が何れにあるか調整確認(メーカーが小売店に寄贈したものであれば、その証明をとる等)のうえ、処理する必要があると認められる。

問2 屋外広告物条例施行規則第1条第3号関係(現行第2条5項)

(1) 同条において「特定の商品名」とは、小売店等の営業品目のうち、1種又は数種の商品名を表示したものか、それとも例えば、〇〇テレビ、△△電化製品というように特定メーカーを含め表示したものを指すのか。

(2) (略)

答 問(1)の「特定商品名」とは、テレビ、クスリ、キャラメル等のただ単に商品名をいうものではなく、その商品名に生産会社の名称等を表示した例えば、〇〇テレビ、△△キャラメル、××電化製品等のごとく限定された商品名と解するのが適当である。

なお、前記の通知の「広告物の所有が何れにあるか調整確認」については、担当者により、電話等で確認するなど、具体例に応じて適切な方法をとることが望ましい。

また、自家用広告物について、建設省(当時)は、昭和39年3月27日建設省都市総務課長通達において示した「屋外広告物標準条例(当時)第6条第2項第1号(現行:第11条第2項第1号)の解釈の中で、自己の取扱商品名のうち特定の商品名(〇〇キャラメル、〇〇コーラ等)を表示しているものは、専ら自己の事業又は営業の内容を表示するために表示されるものとは解し難いが、自己の事業又は営業の内容の一部を表示するものであることは否定できないとし、自己の取扱商品名中の特定商品名と商店名等が同一物件の同一平面上に表示されるものについては、特定商品名の表示面積が全表示面積の一定割合以下であること等を自家用広告物の基準として規則で定めることが適当であるとしている。

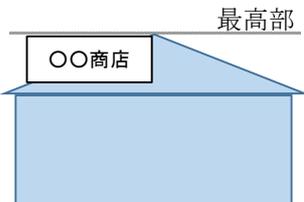
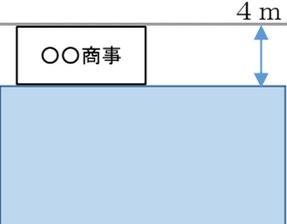
(イ) 建築物の上部に突出する広告物の高さ

自家用広告物が建築物の上部に突出する場合は、県規則別表第1に定める自然系許可地域及び住居系許可地域（第一種住居地域を除く。）においては、その建築物の屋根の最高部を超えないものとし、その他の許可地域においては、その建築物の屋根からの高さが4メートルを超えないものでなければならない。

また、海の家に表示するものにあつては、自然系許可地域及び住居系許可地域（第一種住居地域を除く。）の場合は、屋根の最高部から2メートル以下でなければならないとされている。これは、海の家の特例として昭和55年に県規則が改正されたもので、地形的な特殊性から、海岸が道路より大幅に低い場所が多くあり、屋根の勾配は緩く屋根の最後部と最低部の格差が少ない場合がほとんどであるため、屋根からの高さ2メートル以下とした。

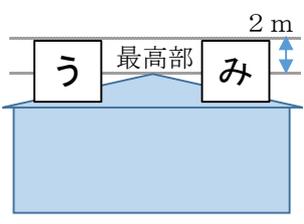
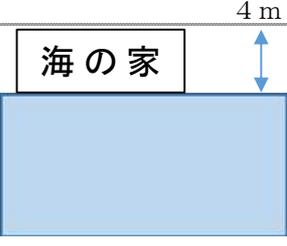
以上の自家用広告物の適用除外の基準をまとめると次のとおりである。

自家用広告物の適用除外の基準

	自然系許可地域 住居系許可地域 (第一種住居地域を除く)	第一種住居地域 工業系許可地域 沿道系許可地域 商業系許可地域	禁止地域 広告景観形成地区
表示面積	10平方メートル以下	10平方メートル以下	5平方メートル以下
建築物の上部に突出する広告物の高さ	屋根の最高部を越えないもの 	屋根からの高さが4メートル以下 	掲出不可

(特例)

海水浴場開設期間中の海水浴場区域内の海水浴客の利便施設に自家用広告物を表示する場合

	自然系許可地域 住居系許可地域 (第一種住居地域を除く)	第一種住居地域 工業系許可地域 沿道系許可地域 商業系許可地域	禁止地域 広告景観形成地区
表示面積	35平方メートル以下 (全ての許可地域・禁止地域を含む)		
建築物の上部に突出する広告物の高さ	屋根の最高部からの高さが2メートルを越えないもの 	屋根からの高さが4メートル以下 	掲出不可

(7) 第7号（自己の管理する土地等に管理上の必要に基づき表示する広告物）関係

ア 県条例第6条第1項により適用除外となる同項第7号の「自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもの」（管理用広告物）とは、通常、社会生活を営むために一般的に必要とされる最小限度の広告物の一つとして、県規則第2条第6項により、適用除外となる基準が定められている。

イ 管理用広告物は、一の敷地又は一団の物件につき表示面積の合計が1平方メートル以下で、その広告物の高さは地上から2メートル以下でなければならない。

(8) 第8号(国又は地方公共団体が設置又は保有する施設等に寄附者名等を表示するもの)関係

ア 県条例第6条第1項により適用除外となる同項第8号の「国又は地方公共団体が設置し、又は保有する施設又は物件に寄附者名等を表示するもの」については、県規則第2条第7項により、適用除外の基準が次のとおり定められている。

(ア) 表示面積が、広告物を正面から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたものの面積の20分の1以下で、かつ、0.5平方メートル以下であるもの

(イ) 表示される者が寄附者であることが分かるもの

2 県条例第6条第2項による適用除外について

(1) 第1号(営利を目的としないはり紙、はり札その他これに類する広告物)関係

ア 県条例第6条第2項により適用除外となる同項第1号の「営利を目的としないはり紙、はり札その他これに類する広告物」は、県規則第2条第8項に掲げる①政治団体、労働組合等の宣伝の用に供するもの及び②その他営利を目的としないと認められる会合及び催物類の掲示をするものに限定され、これらの広告物の適用除外となる基準として、表示面積が1平方メートル以下でなければならない。また、県規則第3条第2項により、当該広告物に責任者の住所氏名を記載し、き損又は汚損した場合は、直ちに除去しなければならない。

イ 政治団体、労働組合等について(県規則第2条第8項第1号)

(ア) 本号の「政治団体」は、広義の政治的団体をいうものである。したがって、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条及び第5条に規定する「政治団体」である。

(参考) 政治資金規正法

(定義等)

第3条 この法律において「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。

- (1) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- (2) 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
 - イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - ロ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

2 この法律において「政党」とは、政治団体のうち次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するもの
- (2) 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の100分の2以上であるもの

(中略)

第5条 この法律の規定を適用するについては、次に掲げる団体は、政治団体とみなす。

- (1) 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの
- (2) 政治資金団体(政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、第6条の2第2項前段の規定による届出がされているものをいう。以下同じ。)

(以下略)

(イ) 本号の「政治団体、労働組合等」の解釈について

「政治団体、労働組合等」は、例示的な列举であり、通常政治活動又は労働組合活動、社会改革運動、生活改善運動等を行う、あらゆる団体が対象となるものと解されるものであり、団体だけでなく個人も当然に対象となる。

また、県条例第50条は、適用上の注意として、「この条例の適用に当たっては、国民の

政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。」と規定して、国民の政治活動の自由、表現の自由等への配慮を義務づけており、この趣旨からも、本号の団体は、通常、政治活動又は労働組合活動等を行っている団体に限定されるものではない。

(ウ) 県規則第3条第2項の趣旨について

本項は、県条例第6条第2項により適用除外となる広告物の基準について、1平方メートル以下とし、責任者の所在を明確にさせるとともに、き損又は汚損した場合に直ちに除去義務が課されることを定めた。

(エ) 県規則第3条第2項に規定する「責任者の住所、氏名」の記載について

県条例第6条第2項第1号の広告物には、「責任者の住所、氏名」を記載しなければならないと規定しているが、その判断（何をもちて責任者の住所等を記載したこととなるか）にあたっては、次の判決に準じて判断する。

大阪簡易裁判所昭和49年11月14日判決

(事実) 掲出期間 昭和41年3月18日から同20日まで
広告物 はり札 (タテ92.3cm・ヨコ30.5cm)

3.20 諸要求貫徹大阪五万人集会 アメリカの手先グエンカオキの来日を阻止しよう
日本共産党〇〇〇〇 (氏名) 3月20日1時大阪城公園

(判旨) 掲出期間は、本件広告物が掲出された昭和41年3月18日から同20日までであること、及び連絡先は日本共産党〇〇〇〇であることは広告物の記載自体から明らかである。(大阪市広告物条例施行規則第7条第7項第4号に規定する事項の明記は、掲出期間、設置者名又は連絡先が広告自体から明白であれば足りるものと解するとしたものである。)

大阪高等裁判所昭和49年12月4日判決

(事実) 広告物 はり紙 (タテ36cm・ヨコ26cm)

青年労働者の要求と統一の力を青学集会 (29日3時 扇町プール) に結集しよう
全国一般

(判旨) 掲出期間も右日時までであることも自ら明らかであるから、掲出期間として特別の記載がないとしても、その記載がなされているものと認められているのが相当である。

ウ その他営利を目的としないと認められる会合及び催物類 (県規則第2条第8項第2号)

本号の「その他営利を目的としないと認められる会合及び催物類」は、国民の学術、技芸、その他の文化活動、福祉活動等の日常の社会活動を行うものを対象とするものと解される。

そこで、慈善事業に名を借りて、実態は、商行為として営利目的で興業等を行う場合は適用除外とはならない。

(2) 第2号 (国、公共団体、公益法人等が表示等をする公益上必要と認められるもの) 関係

ア 本号は、国、公共団体、公益法人等が表示等をする広告物等の適用除外について規定しているが、適用除外となるには、①国、公共団体、公益法人等が表示する広告物等であること及び②当該広告物等が公益上必要と認められるものであることの2要件のいずれにも該当することが必要である。

イ 県条例第6条第2項により適用除外となる同項第2号の「国、公共団体、公益法人その他これに類する団体が表示し、又は設置するもので公益上必要と認められるもの」としたのは、社会生活を営むうえで一定の公共性、公益性があると認められるような広告物まで県条例の規制を一律に適用することは適当でないからである。

ウ 「公共団体」とは、公共の福祉の実現を目的とし、法令の規定に基づいてその存立の目的を与えられた団体をいい、地方公共団体のほか、土地改良区、水害予防組合などである。

エ 「公益法人」とは、慈善、学術などの公益を目的とし、営利を目的としない法人であり、その種類として、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (平成18年法律第49号) 第4条に基づく公益法人のほか、宗教法人法に基づく宗教法人、私立学校法に基づく学校法人、

医療法に基づく医療法人、社会福祉事業法に基づく社会福祉法人がある。

なお、公益法人は、付随的に営利行為を行うことは差し支えないとされているが、この営利行為のために表示する広告物等については、本号の「公益上必要」に該当せず、適用除外の広告物とはならない。

**(参考) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
(公益認定)**

第4条 公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる。

オ 「その他これに類する団体」とは、公共の福祉の実現を目的とする法人格のない団体をいい、地域の社会福祉協議会、地域振興会、交通安全協会、地域自治会、防犯協会等の地域市民団体等である。

3 県規則第4条（広告物の併用等）関係

県規則第4条により、適用除外の広告物に対し、適用除外とならない広告物を併せて表示した場合は、適用除外とはならないことを規定している。

第7条（基準の設定）関係

【県条例】

（基準の設定）

第7条 次に掲げる広告物又は掲出物件について規則でこれの表示又は設置の位置、形状、規模、色調等（次項において「表示の位置等」という。）につき基準を定めたときは、その基準によらなければならない。

- (1) 建築物の壁面を利用するもの
- (2) 建築物から突出するもの
- (3) 電柱及び街灯柱を利用するもの
- (4) 電車、自動車等の外面を利用するもの
- (5) 広告塔、広告板等
- (6) 標識柱を利用するもの
- (7) 鉄道、軌道の沿線に在るもの

2 前項の規定にかかわらず、知事が第39条第1項の規定により指定した広告景観形成地区にあつては、前項の広告物又は掲出物件について規則で表示の位置等につき基準を定めたときは、その基準によらなければならない。

【県規則】

（表示の位置等の基準）

第5条 条例第6条第2項及び第7条第1項の規定による基準は、次のとおりとする。

- (1) 建築物の壁面を利用するもの、建築物から突出するもの又は広告塔若しくは広告板の表示又は設置の位置、形状、規模、色調等についての基準は、別表第1に掲げる許可地域区分に従い、別表第2のとおりとする。
- (2) 前号に規定する広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件の表示又は設置の位置、形状、規模、色調等についての基準は、別表第3のとおりとする。

別表第1～第3 （略）

【関係法令等】法第5条、県条例第39条第1項・第44条第1項・同条第2項、県規則第5条・第6条・別表第1～第4・ガイドライン第14条

【参考図書等】「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

1 本条第1項について

県条例は、県内の良好な景観の形成、美観風致の維持と公衆に対する危害の防止という目的を達するために、第2条第1項により許可制度をとり、法第5条に基づく本条は、県規則第5条（別表第1、別表第2及び別表第3）により広告物の表示又は設置の位置、形状、規模、色調等についての許可基準を設け、この許可基準に合致したものは、原則的には、良好な景観の形成、美観風致の維持あるいは公衆に対する危害防止の面で問題がないとして許可することとし、県条例による広告物等の許可制度の実効性を確保している。

この許可基準については、平成9年11月の神奈川県屋外広告物審議会（以下「県審議会」という。）の答申に基づき、平成10年5月の県規則改正において、広告物と建物や街並みとの調和を図るために、許可地域区分を4種から5種に再編するとともに、広告物ごとの許可基準の改定という大幅な改正を行った。

また、平成14年9月の県審議会の答申に基づき、平成14年12月の規則改正において、「電車又は路線バスの外面を利用するもので、一の電車、自動車等についての表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるもの」の基準を追加する改正を行った。これは、車体利用広告の拡大による広告収入の増加により住民の足である路線バスの確保が期待されること、業界団体から要望がされていること、近隣自治体でも平成12年から規制緩和が行われていること等を踏まえ、電車、路線バスの車体利用広告について、従来の表示面積の規制（最大4.2平方メートル）を拡大することとした。

そして、令和元年12月の規則改正では、「表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるもの」という基準を廃止することにより、これまで掲出できなかった電車のヘッドマークのみの掲出や路線バスの後部のみのラッピング広告の掲出を可能とした。

なお、この拡大された車体利用広告を表示する交通事業者については、公共交通機関として周囲

との景観との調和や利用者への影響を考慮する必要があることから、県では「神奈川県電車・路線バスの車体利用広告物自主審査要綱」及び「神奈川県電車・路線バスの車体利用広告物ガイドライン」を定めており、交通事業者は、車体利用広告物の許可申請時に、同要綱に基づき自主審査報告書を提出することとしている（同要綱及び同ガイドラインについては、「神奈川県屋外広告物条例資料集」中「3 神奈川県電車・路線バスの車体利用広告物自主審査要綱」及び「4 神奈川県電車・路線バスの車体利用広告物ガイドライン」を参照）。

2 本条第2項について

本項は、前記と同じく平成9年11月の県審議会の答申に基づき、平成10年3月の県条例改正により、個性ある街並みづくりを図るために新制度として導入された「広告景観形成地区制度」（県条例第39条から第41条）において、当該地区独自の許可基準を設定できることとして、同制度の実効性を確保するため追加された。

また、広告景観形成地区における表示の位置等の基準について、平成13年11月30日に県規則を一部改正し、第5条の2（現行：第6条）及び別表第4を追加した（施行は平成14年3月1日）。

現在、大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区と大山バイパス周辺広告景観形成地区の2カ所を指定している。（詳細は、第39条～第41条（広告景観形成地区の指定等）関係を参照P.99）

【本条の解釈・運用】

1 県の広告物の基準についての考え方

(1) 県における広告物の規制は、土地利用の状況あるいは地域の特性に合わせた規制を行うという基本的な考え方に基づいて、県内で県条例が適用となる地域を5つの許可地域に区分し、それぞれの地域ごとに、広告物の種類（屋上広告物、壁面突出広告物、壁面利用広告物、広告板・広告塔）ごとに、段階的なきめ細かい許可基準を、県規則別表第2・第3により設定しているが、その許可基準の設定に関する考え方は、次のとおりである。なお、広告景観形成地区については、別表第4による。

ア 自然系許可地域

環境・景観を保全すべき地域であるため、広告物は環境・景観に多大な影響を与えるために極力抑制している。

イ 住居系許可地域

居住が主体となる地域と環境・景観を保全すべき地域であるため、自然系許可地域よりやや緩和している。

ウ 工業系許可地域

生産・流通系の用途として土地利用がなされており、大規模な工場等の建築物が多い地域であるため、住居系許可地域より、ある程度許可基準を緩和している。

エ 沿道系許可地域

用途地域としては、①第二種住居地域、準住居地域、②一般国道・県道の両外側30m以内にある第一種住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域であるが、その国道等の沿道区間では広告物の需要が高い地域であるため、工業系許可地域より、ある程度許可基準を緩和している。

オ 商業系許可地域

商業、サービス等の多様な土地利用が行われ、最も広告物の需要が高い地域であるため、最も緩和した許可基準としている。

(2) 電柱等を利用した広告物、電車、自動車等を利用したもの、あるいは広告塔、広告板に類似したもの（アーケード、立看板、案内板等）などについては、土地利用の状況と関連付ける必要性が少ないことから、許可地域区分は適用しない。

加えて、平成9年11月の県審議会の答申に基づき、道路上に突出する場合の許可基準について、歩道上については歩行者等の快適性を勘案し、また、車道上は道路法の県占用許可基準との整合性を図って、平成10年5月に県規則を改正した。

2 規則第5条に基づく許可基準について

(1) 県条例第7条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる①建築物の壁面を利用するもの、②建築物から突出するもの又は③広告塔若しくは広告板の許可基準については、県規則第5条第1号により別表第1に掲げる許可地域区分にしたがい、別表第2のとおりとする。

また、県条例第7条第1項第3号、第4号及び第6号に掲げる①電柱及び街灯柱を利用するもの、②電車、自動車等の外面を利用するもの及び③標識柱を利用するものについては、県規

則第5条第2号により別表第3のとおりとする。

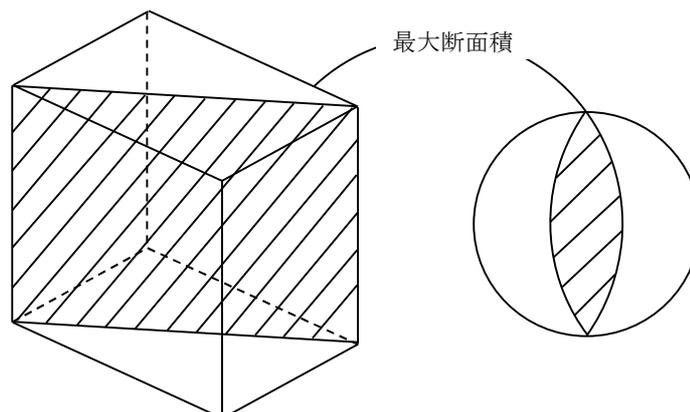
(2) 許可基準について

ア 別表第2の貼り紙等の欄の「同一のものを連続して表示しないこと。」というのは、一つの建築物の同一壁面に全く同一の広告物を2以上表示してはならないことを意味する。

イ 別表第2の建築物の上部から突出するものの項の自然系許可地域の欄の「表示又は掲出できない。」というのは、同地域においては、建築物の屋根又は屋上には、広告物を表示（掲出）ができないということである。ただし、自家用広告物は自家用広告物としての基準（許可地域内は表示面積の合計が10㎡以下）に合致しているものは、適用除外となる。

ウ 別表第2中「最大断面積」とは、広告物に対して側面から投光した場合の最大投影面積をいう。

〔最大断面積の算出例〕



エ 別表第2中「道路上に突出する場合…その下端は地上3メートル以上とする。」とあるのは、道路上の空中占用についてだけ認めるということである。

オ 別表第2中「屋上の物見塔、その他これに類する工作物」とは、物見塔、装飾塔及びクリーニングタワー等の建築設備（工作物）をいう。

なお、階段室、昇降機塔などの建物の一部であるものには広告物を設置することができるが、この場合において、これらの階段室等が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号ロに規定する「階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以上」の場合においては、当該階段室等に設置される広告物の高さの算定にあたっては、当該建築物の屋上部から算定するものとしてきた。しかし、平成12年に担当者会議での意見等を踏まえ見直しを行い、屋上構造物である階段室等の面積に関わらず同様の取扱いをすることとした。

カ 別表第2の備考1は、広告物の表示（掲出）可能面積の最高限度を設けたものであって、1事業所、営業所、店舗等の敷地内に表示（掲出）できる広告物の合計が自然系許可地域にあっては27平方メートル、住居系許可地域にあっては47平方メートル以内でなければならない。（例えば、自然系許可地域において、建物の壁面を利用した広告物として17平方メートルのものを表示（掲出）すると、1敷地内に設置できる野立の広告板、広告塔等は10平方メートル以内に限定される。）

キ 別表第2の備考2の動光とは、電球等を利用し、一つ一つの電球等を時間的にずらして点滅させるもの等をいい、広告物の枠どり等に利用する形態のものが多いが、これを禁止する。

令和5年12月の規則改正（投影広告物及び電光表示装置（以下、「投影広告物等」）という。）の規定整備による改正）と併せて、「神奈川県投影広告物等ガイドライン」を制定した。

本ガイドラインは、投影広告物等による光害の防止や騒音への配慮等を行うため、規則で定める許可基準を補完するものであることから、許可申請があった際は、ガイドラインの遵守についても指導する。また、投影広告物等掲出者は、許可申請時に本ガイドラインに適合していることを自主審査チェックシートにより事前に確認することとしているため、許可申請があった際には、チェックシートの提出も依頼する（同ガイドライン及び同チェックシートについては、「神奈川県屋外広告物条例資料集」中「5 神奈川県投影広告物等ガイドライン」及び「6 神奈川県投影広告物等ガイドライン 自主審査チェックシート」を参照）。

ク 別表第3の「電車、自動車等の外面を利用するもの」及び「アドバルーン」以外は、道路占用を伴う場合が多いので、神奈川県行政手続条例第11条の趣旨に沿い、審査の促進に努める

とともに、道路占用を要するものについては事前にその許可を受けるよう指導する（県規則第7条第2項）。

ケ 従前、別表第3では「電柱及び街灯柱を利用するもの」及び「広告塔及び広告板に類するもの」のうちアーケードに設置するものの基準について、同一道路あるいは同一商店街に設置する場合は、なるべく位置、形状及び規模を統一することと規定していた。

また、電柱等に添架看板を設置する場合は、原則として道路の中心線の反対側に向けて設置すること、広告塔及び広告板を道路を横断して設置する場合は、その下端は地上4.7メートル以上とし、特定の商品名及び商店名は、なるべく表示しないことと規定していた。

これらの「原則として」「なるべく」というあいまいな表現を含む規定については、規則等に定めるにはふさわしくないことから、令和元年12月の規則改正時に削除を行っている。

しかし、規則から削除をしたものの、良好な景観の維持のために、掲出事業者に対しては、可能な限り看板の向きを揃える、位置や形状を統一するなど、引き続き景観に配慮して掲出するよう積極的に周知を行う必要がある。

コ 別表第3の「一の外面」とは、1両の電車の外面をいう。

サ 別表第3の「広告車」とは、自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2に規定する広告宣伝用自動車をいう。

シ 別表第3の「当該外面の面積」とは、当該電車の窓、ガラス面を含んだ側面及び前後面の面積の合計をいう。

ス 別表第3の「知事が指定する区域」として、「神奈川県屋外広告物条例施行規則別表第3による区域の指定（平成14年県告示第773号）」により、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき定められた歴史的風土特別地域保存地区等の区域が指定されており、これらの区域では、別表第3に掲げる「電車の外面を利用するもの」及び「路線バスの外面を利用するもの」の2に該当する広告物は走行できない。

セ 別表第3の「標識柱（道路標識を除く。）を利用するもの」とは、道路上に設置してある消火栓標識（消防水利）であり、消防法第21条第2項により設置を義務付けられているため、この消火栓標識に付置する広告物については、道路管理者の占有許可があることを前提として、県規則別表第3の基準に合致している場合に許可することとしている。

(3) 県規則別表第1～第3に定める許可基準の概要については、「神奈川県屋外広告物条例のあらまし」2～5ページの「許可の基準」を参照されたい。

許可地域区分と用途地域関係一覧表

用途地域等	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	田園住居地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	近隣商業地域	商業地域	市街化調整区域	都市計画区域内の未線引区域	都市計画区域外の区域
他法令の規制地域等																
用途地域(他法令による規制地域となっていない場合)による基本的な許可地域区分	自然系許可地域			住居系許可地域		沿道系許可地域			工業系許可地域		商業系許可地域		住居系許可地域			
前記の用途地域のうち一般国道及び県道の両外側30m以内																
県立自然公園特別地域	禁止地域															
都市計画法第8条第1項の規定により定められた風致地区のうち知事が指定する地域																
近郊緑地特別保全地区																
特別緑地保全地区																
保安林																
自然環境保全地域																
歴史的風土特別保存地区																
歴史的風土保存区域	自然系許可地域															
国立・国定公園内の特別保護地区、第一種・第二種・第三種特別地域	禁止地域											禁止地域				
城ヶ島																
国立公園内の普通地域	自然系許可地域			住居系許可地域									自然系許可地域			
県立自然公園内の普通地域																
都市計画法第8条第1項の規定により定められた風致地区																
近郊緑地保全区域																
河川地域(下記を除く)																
相模川の河川地域のうち「地域指定の告示」別図1～8により禁止地域から除外の区域	禁止地域			住居系又は沿道系許可地域		沿道系許可地域			工業系又は沿道系許可地域		商業系許可地域		禁止地域			
海岸保全区域																
海岸線(測量法にいう平均海面による水際線)から100m以内																
東名高速道路、新東名高速道路、圏央道、横浜横須賀道路、小田原厚木道路及び東海道新幹線とその両外側500m以内																

第8条（適用除外の特例）関係

【県条例】

（適用除外の特例）

第8条 知事は、広告物及び掲出物件が良好な景観又は風致の向上に資すると認めるときは、これらに対して第2条、第3条及び前条の規定の適用を除外することができる。

2 前項の場合において、当該適用の除外を受けようとする者は、これを知事に申請しなければならない。

〔関係法令等〕 県条例第2条・第3条・第7条・第44条第2項

〔参考図書等〕 ー

【本条の趣旨】

本条は、表示しようとする広告物等が、県規則別表第1から第3で定める許可基準に適合せず、又は禁止地域若しくは禁止物件に表示しようとする場合において、表示者が適用の除外を受けたい旨を申請したとき、県知事が、当該広告物の表示が当該地域の良好な景観又は風致の向上に資すると認める場合は、県審議会の意見を聴いたうえで適用を除外することができることを定めたものであり、適用除外の特例となる制度である。

【本条の解釈・運用】

本条による適用の除外となる例としては、次のような場合が考えられるが、現在のところ、本条に基づき適用除外とした例はない。

- ① 塀や建物に塗料などで描かれた、周囲の景観に調和した営利を目的としない広告物（絵画等）
- ② 許可基準を超える規模の広告物であるが、周囲の景観に調和し、街のシンボルとして必要と認められるもの
- ③ 禁止物件に表示される広告物であるが、良好な景観又は風致の向上に資すると認められるもの

第9条（許可の期間）関係

【県条例】

（許可の期間）

第9条 第2条第1項の許可の期間は、3年を超えない範囲内において広告物又は掲出物件の種類に応じて規則で定める。

【県規則】

（許可期間）

第7条の3 条例第9条に規定する許可の期間の上限は、別表第5のとおりとする。

2 許可期間の終期は、各月のいずれかの末日とする。ただし、許可期間が1月以内又は3月以内の広告物又は掲出物件については、この限りでない。

別表第5（第7条の3関係）

区分	許可期間の上限
貼り紙	1月
アドバルーン	
立看板	3月
のぼり旗	
広告幕のうち表示面が固定されていないもの	
貼り札	1年
建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するもの	
電車、自動車等の外面を利用するもの	
電柱又は街灯柱を利用するもの	3年
広告塔、広告板、アーケードに設置するもの及び案内板	
アーチ	
広告幕のうち表示面が固定されているもの	
標識柱を利用するもの	

〔関係法令等〕 県条例第2条第1項、県規則第7条の3・第9条・別表第5、ガイドライン第15条第2項

〔参考図書等〕 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、許可を受けた広告物は、許可の時点では風致景観上及び安全上問題のない広告物等であったとしても、その後の時間の経過によって老朽化し、あるいは退色し、又は塗料等がはく離して景観や風致を害するものとなり、あるいは材料の腐食、ボルトの緩み等により倒壊、落下して公衆に危害を与えるおそれのあるものとなることが懸念されるので、許可の期間の上限を3年と定めている。

許可の期間については、平成10年3月の県条例改正により、広告物の製作技術の進歩による耐久性の向上や規制緩和等を勘案して、許可の期間の上限を2年から3年に延長した。

許可期間については、県土木部長（当時）通知（昭和47年4月14日計第25号土木部長通知）により広告物の種類別の基準が定められていたが、平成28年12月の県条例改正により「許可期間の上限を超えない範囲内において広告物又は掲出物件の種類に応じて規則で定める」こととし、平成29年3月に県規則第7条の3により別表第5のとおり定めた。

また、この時これまでの許可期間を見直し、広告素材の耐久性が向上したことから、一部の区分の許可期間を延長した。

なお、許可期限の基準日について、許可期間の満了に伴う継続許可事務の処理を円滑に進めるために、県土木部長（当時）通知（昭和51年3月29日計第536号土木部長通知）により四半期ごとに一括処理することとしていたが、申請日によっては許可期間が3月近く短縮されてしまうなど、公平性に問題があることから見直しを行い、平成29年3月の規則改正により、県規則第7条の3第2項により「許可期間の終期は、各月のいずれかの末日とする。ただし、許可期間が1月以内又は3月以内の広告物又は掲出物件についてはこの限りではない。」と定めている。

【本条の解釈・運用】

1 許可期間の基準について

広告板、広告塔、アーチ、アーケード等について、許可期間の基準を「3年以内」とした趣旨は、これらは、堅固な材料で造られており、物理的には、5年ないし10年以上の年数に耐えるものが通常であるが、塗装の脱落に伴う周囲の景観又は風致との不調和あるいは台風等による損傷その他事故等による損傷に伴う危害発生の可能性等を考慮して、許可期間の最長限度を3年とし、許可更新を要するものは3年ごとに再点検の機会とすることとしたものである。

また、県条例第2条第1項による許可を受けた後、その表示内容を変更する場合等には、更に許可を受けなければならないが、建築物の壁面を利用して懸垂装置により広告物を掲出する場合及び常設興行場その他で一定の場所を定めて物件を設置し、これに広告を表示又は貼り付けるときは、県規則第9条により、その許可期間内（最長1年）に限り、内容変更の許可手続を必要としない。これは、催事の告知や映画看板などは、その性質上頻繁に内容を変更するものであることから特例として定めるものである。

【県規則】

（許可申請の特例）

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、許可の期間内（第2号の場合にあつては、許可期間の始期から起算して1年以内）に限り、内容変更の許可手続を要しない。

(1) 建築物の壁面を利用して懸垂装置により広告物を掲出するとき。

(2) 常設興行場その他で一定の場所を定めて物件を設置し、これに表示し、又は貼り付けるとき。

2 継続の許可申請に係る指導について

許可期限後に更に継続して広告物の表示等を行う場合は、県条例第11条第2項により、期限満了の30日前までに、県条例第2条第1項の許可の申請をしなければならないが、実際は、広告物の設置者はその旨を失念していることが多いため、県よりこれらの者に対して、許可期限の到来及び継続の許可申請を促す旨を通知しないと、なかなか継続の許可申請とならないという実態がある。そこで、許可事務の一環として、継続の許可申請を要するこれらの者に対し、継続許可申請時期である旨の通知を行い、継続の許可の申請を速やかに行うように指導するものとする。

ただし、許可期間が3月以内の広告物については、申請時に次回の継続申請について説明を行うなどの対応とする。

なお、期間満了の30日前までに許可の申請をしなければならないため、許可期間が1月である貼り紙及びアドバルーンは継続申請の対象とはなりえない。継続申請をすることができるのは、貼り紙及びアドバルーンを除いた広告物となる。

(参考様式)

〇〇第〇〇号
〇年〇月〇日

〇 〇 〇 殿

神奈川県〇〇土木事務所長

屋外広告物の継続申請について（通知）

あなたが現在掲出されている屋外広告物は、〇〇年〇〇月〇〇日で許可期限が切れますので、〇〇年〇〇月〇〇日（許可期限満了の30日前）までに継続の手続をされるよう通知します。

また、許可期間の満了前に除却し、又は滅失したときは、屋外広告物除却（滅失）届により、届け出てください。

なお、継続して掲出しない場合は、許可期限満了後10日以内に撤去し、当所〇〇課〇〇班まで、報告してください。

1 申請を要する広告物

- (1) 表示内容
- (2) 設置場所
- (3) 許可申請手数料

2 提出すべき書類

- (1) 申請書
- (2) 付近の見取図（目標物を明示）
- (3) 点検報告書（点検状況を撮影した写真と点検後の広告物の写真を添付）
- (4) 所有者又は管理者の承諾書又は許可書（自己所有の場合を除く）

問合せ先
〇〇課〇〇班
電話 〇〇〇 内線 〇〇〇

第 10 条（標識票）関係

【県条例】

（標識票）

第 10 条 第 2 条第 1 項の許可を受けた者は、その広告物又は掲出物件の一部に標識票をはり付けなければならない。ただし、知事が別に定めるものについては、この限りでない。

【県規則】

（標識票等）

第 8 条 条例第 10 条に規定する標識票は、第 5 号様式とする。

2 はり紙、はり札等の広告物については、標識票に代え、第 6 号様式による許可印を押すものとする。

3 前項の許可印を押すことが困難と認められるものについては、所管の所長等が指定する記号をもつてこれに代えることができる。

第 5 号様式（第 8 条関係）



備考 1 直径は、13 センチメートル又は 3.7 センチメートルとする。

2 逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町又は清川村の区域内にあつては、「神奈川県」を「〇〇市（町又は村）」と記載する。

第 6 号様式（第 8 条関係）



備考 1 直径は、3.7 センチメートルとする。

2 逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町又は清川村の区域内にあつては、「神奈川県」を「〇〇市（町又は村）」と記載する。

〔関係法令等〕 県条例第 2 条第 1 項・第 15 条第 2 項・第 56 条、県規則第 8 条、ガイドライン第 18 条
〔参考図書等〕 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、県条例第 2 条第 1 項により許可を受けて広告物を表示する者に対して課せられている義務の一つであり、広告物が適正に許可を得て表示されていることが、当該広告物を一見ただけで明らかにされていることが必要なために規定しているものである。

【本条の解釈・運用】

1 標識票、許可印等について

本条に基づき、県規則第 8 条第 1 項により標識票の様式（第 5 号様式）を規定し、また、貼り紙、貼り札等の広告物については、同条第 2 項により標識票に代えて許可印（第 6 号様式）を押すものとしているが、この許可印を押すことが困難な場合には、同条第 3 項により別に指定する記号の記載をもって表示することができるとしている。なお、現在までに指定した例はない。

2 本条の違反について

- ① 本条による記載をしない違反者に対しては、県条例第 56 条により、10 万円以下の罰金に処することとし、その実効性の確保を図っている。
- ② 本条による記載のないことをもつて直ちに当該広告物等を無許可で表示したものとみなしたり、又は推定することはできないが、県条例第 15 条第 2 項は、県条例に違反した広告物等を表示する者等に対して、除却その他必要な措置を命ずることができるとしているから、本条に違反した者に対して、これらの命令を発することができるものである。

第 11 条（変更及び継続）関係

【県条例】

（変更及び継続）

第 11 条 第 2 条第 1 項の許可を受けた後、その許可の内容に変更を加え、又はその広告物若しくは掲出物件を改造若しくは移転しようとするときは、更に同項の許可を受けなければならない。

2 許可期限後更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、期限満了の 30 日前までに知事に第 2 条第 1 項の許可の申請をしなければならない。

〔関係法令等〕 県条例第 2 条第 1 項・第 53 条第 1 項第 3 号、県規則第 7 条第 2 項・同条第 4 項・同条第 5 項・第 7 条の 2・第 7 条の 3、ガイドライン第 15 条・第 16 条

〔参考図書等〕「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、既に許可を受けた広告物等であっても、その内容に変更を加えたり、これを改造若しくは移転しようとするときは、更に県条例第 2 条第 1 項の許可を受けなくてはならないことを定めている。

【本条の解釈・運用】

1 変更又は改造について

本条の「変更又は改造」とは、表示面積の変更、広告物を掲出する物件の改造、表示内容の変更等をいうものである。ただし、次のような場合については、この変更または改造に当たらないと考えられる。

- ① 退色を防止する塗り替え
- ② 外観、構造の著しい変更を伴わない修繕、取替え、補強
- ③ 表示内容のうち、従たる内容の変更（例：電話番号等）
- ④ フィルムのはり替え、色彩、意匠の変更（主たる内容、形状、大きさが変わるものを除く。）

以上を参考として、実際の県条例の運用に際し、支障が生じないように具体例に則して個別に判断することが望ましい。

2 継続の許可申請の手続きについて

継続の許可申請書には、規則第 7 条第 2 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号に掲げる書類の添付が必要となる。

第 2 号及び第 3 号は、新規申請時にも提出を求めているが、第 2 号「広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の付近の見取図」については、年月の経過により道路の開通や周辺の開発等により付近の状況が変わることが考えられるためである。また、第 3 号「広告物を表示する物件又は掲出物件を設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、当該所有者又は管理者の承諾書又は許可書」については、所有者や管理者が代わることがあるためである。

第 5 号「許可期限後更に継続して許可を受けようとする者にあつては、次条第 1 項に規定する広告物又は掲出物件に係る点検報告書」は、広告物の安全性及び美観維持の観点から、継続申請をする広告物全てに対して提出を義務付ける。（点検報告書については、第 12 条（管理義務）関係を参照）

3 継続の許可申請に係る指導について

継続の許可申請に係る指導は、未申請の広告物の増加を防止し、県条例の実効性を確保するため、この指導が最も重要なものであるから、速やかに継続の許可申請を行うように指導する。

第12条（管理義務）関係

【県条例】

（管理義務）

第12条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

【県規則】

（点検報告及び補修結果報告）

第7条の2 許可期限後更に継続して許可を受けようとする者は、申請日前30日以内に広告物又は掲出物件の変形、腐食その他の劣化の状況の点検を行い、又は行わせ、広告物又は掲出物件ごとに屋外広告物点検報告書（第4号様式の2）を所管の所長等に提出しなければならない。この場合において、広告塔、広告板（建築物の壁面に直接表示するものを除く。）、アーケードに設置するもの、案内板、アーチ又は広告幕のうち表示面が固定されているものの点検は、次の各号のいずれかに該当する者が行わなければならない。

（1）条例第32条第1項各号に掲げる者

（2）建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士である者

（3）広告物又は掲出物件の点検に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会で別に定めるものの課程を修了した者

2 前項の屋外広告物点検報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）点検状況を撮影した写真

（2）点検後の広告物又は掲出物件の写真

（3）前項後段の場合にあつては、点検を行つた者が同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面の写し

〔関係法令等〕 県条例第13条・第15条、県規則第7条の2、ガイドライン第19条

〔参考図書等〕 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、どのような広告物であっても、必要な管理を怠れば、年月の経過に伴って、良好な景観の形成及び風致の維持の観点からも、また、公衆に対する危害の防止の観点からも有害なものとなることから、県条例第2条第1項により許可を受けた広告物だけでなく、適用除外を含む全ての広告物について、良好な状態を保持するために必要な管理を行う義務を課したものであり、平成10年3月の県条例改正により追加された。

【本条の解釈・運用】

1 管理義務を負う者

県条例第13条に基づき、特定屋外広告物安全管理者が置かれている場合、当該安全管理者も、この管理義務を負うこととなる。また、実際に管理を行う者として許可申請書に記載されている「管理者」も同様に本条の管理義務を負うものである。

2 管理義務違反について

本条の管理義務に違反した場合は、県条例第15条に規定する措置命令の対象となる。

また、同命令に違反した場合、県条例第53条第1項第5号により罰則（50万円以下の罰金）の対象となることがある。

3 管理義務について

本条の「良好な状態に保持」とは、表示した当初の当該広告物の機能をほとんどそのまま保持するという意味である。

4 点検報告について

広告物の表示者等に対しては、「神奈川県屋外広告物自主点検指導要領」により一部の広告物に対して「自主点検報告書」の提出を指導し、特定屋外広告物安全管理者を設置する広告物等の自主点検の際は、特定屋外広告物安全管理者の確認を求めることにより、広告物の安全管理の徹底を図っていたが、平成27年2月に発生した札幌市における看板落下事故を契機として、県規則の改正を行い、平成29年10月1日からは、継続申請時の添付書類として「屋外広告物点検報告書」の提出を求めることとした。

また、より効率的で実効性の高い安全点検が実施できるよう、令和4年3月に再び県規則を改正し、国土交通省が作成した「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」で示された点検項目に合わせて点検報告書の様式を改正したほか、点検者の資格等の見直しも行った（令和4年9月1日施行）。

実際の点検に関しては、申請者が自ら行うか他人に行わせるかであるが、広告塔、広告板、アーケードに設置するもの、案内板、アーチ又は広告幕のうち表示面が固定されているものの点検は、屋外広告士、屋外広告物講習会修了者、広告美術仕上げに関し、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者、職業訓練を修了した者、知事が認定した者、建築士（一級・二級）又は広告物等の点検に関する講習会（屋外広告物点検技能講習の修了者※）が行うこととしており、点検報告書の点検者欄に記載する。

※ 県都市整備課長通知（令和4年3月23日都整第1723号）により、点検技能講習の修了者を点検者として定めている。

（参考）神奈川県屋外広告物条例施行規則第7条の2第1項第3号に規定する「別に定めるもの」について（通知）

（令和4年3月23日都整第1723号都市整備課長通知）

このことについて、令和4年3月15日付け神奈川県規則第17号により、神奈川県屋外広告物条例施行規則（昭和24年11月4日神奈川県規則第87号）に定める安全点検に関する規定を一部改正したところですが、同規則第7条の2第1項第3号に規定する「別に定めるもの」を次のとおり定め、令和4年9月1日から適用するので、通知します。

神奈川県屋外広告物条例施行規則第7条の2第1項第3号に定める「広告物又は掲出物件の点検に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会で別に定めるもの」は、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会又は公益社団法人日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習とする。

「屋外広告物点検報告書」には、点検状況を撮影した写真、点検後の広告物又は掲出物件の写真及び資格を証する書面の写しを添付することとなっているが、これは点検報告書の記載内容に誤りがないかを確認するためである。点検項目は17項目設けており、点検箇所ごとに特に点検すべき項目を記載している。

点検結果は状態に応じてA・B・C・Dの4段階で表すが、C又はDの項目があった場合にはその内容を記載する。

点検時にDの「劣化しているため速やかな補修を要する」箇所があったときは、速やかに必要な補修を行い、「屋外広告物補修結果報告書」の提出が必要となる。これは、継続申請をするからには当然に見た目にわかる箇所の補修が必要な状況であるならば、点検を行う前に補修を行っているであろうが、申請の直前に点検し、内部の腐食等が判明して補修が必要になるという場合も考えられることから、補修結果報告書の提出を義務付けた。なお、補修結果報告書には補修後の広告物又は掲出物件の写真を添付する。

なお、許可期間が3年以内などの長期間に亘る場合には、点検報告書の提出の時期も間隔があくこととなるが、その間は点検や必要な管理をしなくていいということではない。継続申請の時期に関わらず、公衆に対して危害を及ぼすことのないよう、補修その他必要な管理を行い、良好な状態を保持しなければならない。

第 13 条（特定屋外広告物安全管理者の設置）関係

【県条例】

（特定屋外広告物安全管理者の設置）

第 13 条 規則で定める基準を超える広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、規則で定めるところにより特定屋外広告物安全管理者を置かなければならない。

【県規則】

（特定屋外広告物安全管理者の設置基準等）

第 10 条 条例第 13 条に規定する基準は、次の各号に掲げる広告物の種類等に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建築物の上部に突出するもの 高さが建築物の上端から 4 メートル
- (2) 広告塔及び広告板 高さが地上 4 メートル

2 特定屋外広告物安全管理者は、条例第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当する者をもって充てなければならない。

〔関係法令等〕法第 10 条第 2 項第 3 号イ、県条例第 12 条・第 32 条第 1 項、県規則第 7 条第 4 項・同条第 5 項・第 10 条

〔参考図書等〕「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、大型化の広告物の増加や都市の過密化により、広告物による事故が起きた場合に、大きな事故につながることから、広告物の適正な管理と安全性の向上を図るため、広告物の表示者等に対して、県規則第 10 条第 1 項に規定する大型の広告物について、同条第 2 項に規定する資格を有する者を「特定屋外広告物安全管理者」として設置する義務を課したものであり、平成 10 年 3 月の条例改正により追加された。

【本条の解釈・運用】

1 特定屋外広告物安全管理者を置かなければならない広告物等

本条に基づき県規則第 10 条第 1 項により、特定屋外広告物安全管理者の設置が義務付けられている広告物等及び基準は、次のとおりである。

- ① 建築物の上部に突出するもの 高さが建築物の上端から 4 メートル
- ② 広告塔及び広告板 高さが地上 4 メートル

なお、アーチについては、「広告塔及び広告板に類するもの」（県規則別表第 3 参照）として、前記の基準を超える場合に特定屋外広告物安全管理者の設置が義務付けられている。

2 特定屋外広告物安全管理者の資格

特定屋外広告物安全管理者は、県規則第 10 条第 2 項により、県条例第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当する者としており、第 32 条（業務主任者の設置）関係を参照されたい。

3 特定屋外広告物安全管理者に係る手続き等について

県条例第 2 条（許可地域等）関係中、「6 許可の申請等について」で述べたように、特定屋外広告物安全管理者を設置すべき広告物の許可申請書（第 1 号様式）には、特定屋外広告物安全管理者の住所、氏名、電話番号、資格を記載しなければならない。また、特定屋外広告物安全管理者に変更があった場合は、屋外広告物設置等変更届（第 2 号様式）を、特定屋外広告物安全管理者が住所（又は事務所の所在地）、氏名（又は名称）等を変更した場合は、屋外広告物設置者等住所、氏名等変更届（第 3 号様式）を速やかに所管の所長等に提出しなければならない。

第 14 条（除却の義務）関係

【県条例】

（除却の義務）

第 14 条 許可期限が満了したときは、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、10 日以内にこれらを除却しなければならない。許可を取り消されたときも同様とする。

【県規則】

（許可の申請等）

第 7 条 （略）

2～5 （略）

6 条例第 2 条第 1 項の規定により許可を受けた広告物又は掲出物件を許可期限の満了前に除却し、又は滅失したときは、設置者又は管理者は、速やかに屋外広告物除却（滅失）届（第 4 号様式）により所管の所長等に届け出なければならない。

[関係法令等] 県条例第 2 条第 1 項、県規則第 7 条第 6 項、ガイドライン第 20 条

[参考図書等] 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、県条例第 2 条第 1 項により許可を受けた広告物の表示者等及び管理者に対して課される当該広告物の除却の義務について定めたものである。

【本条の解釈・運用】

1 本条により、広告物等の除却の義務が生じる場合は、次の 2 つである。

- ① 許可期限が満了したとき
- ② 許可を取り消されたとき

2 除却の義務を負う者

本条により、広告物等の除却の義務が生じる者は、広告物の表示者等及び管理者であり、これらの者は、10 日以内に広告物等を除却する義務が生じる。

3 屋外広告物除却（滅失）届

許可を取り消されて本条により広告物等を除却又は滅失した場合は、県規則第 7 条第 6 項により、屋外広告物除却（滅失）届（第 4 号様式）を所管の所長等に提出しなければならない。

県規則第 7 条第 6 項の「滅失」とは、広告物又は広告物を掲出する物件がその物としての物理的存在を失うことをいう。

なお、本項に基づく届出がされた場合は、必要に応じて、除却又は滅失の状況を確認するため、設置者又は管理者に対して、写真の添付依頼や現場の確認等を行う。

第 15 条・第 16 条（違反に対する措置）関係

【県条例】

（違反に対する措置）

第 15 条 第 2 条第 1 項の許可を受けた広告物若しくは掲出物件が良好な景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき、又は許可申請書に虚偽の事項があつたときは、知事はその許可を取り消し、又は広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者に対して、5 日以上の期限を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 この条例又はこの条例に基づく規則に違反した広告物又は掲出物件があるときは、知事は、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対して、5 日以上の期限を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

第 16 条 知事は、屋外広告物法（以下「法」という。）第 7 条第 2 項の規定により掲出物件を除却する場合においては、5 日以上の期限を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

〔関係法令等〕法第 7 条、県条例第 2 条第 1 項・第 14 条・第 53 条第 1 項第 5 号、県規則第 1 条、ガイドライン第 22 条・第 23 条、行政代執行法第 3 条第 3 項

〔参考図書等〕「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

- 1 県条例第 15 条は、違反広告物の表示者、掲出物件設置者及びこれらの管理者に対し、違反に対する措置として、許可の取消し又は除却等の措置命令を行うことができることを定めたものである。
- 2 県条例第 16 条は、知事が、違反する広告物の表示者、掲出物件設置者又はこれらの管理者を確知できない場合、当該掲出物件が、ある程度以上の財産的価値を有することから、5 日以上の期限を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、知事又はその命じた者若しくは委任したものが除却する旨を公告する手続きを定めたものである。

【本条の解釈・運用】

1 措置命令（県条例第 15 条、法第 7 条第 1 項）

(1) 県条例第 15 条第 1 項について（許可物件がその後違反状態に至った広告物等、許可申請書に虚偽事項があつた広告物等）

本項は、県条例第 2 条第 1 項により許可を受けている広告物等であっても、当該広告物等が、①良好な景観若しくは風致を著しく害し、若しくは②公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるとき、又は③許可申請書に虚偽の事項があつたときには、広告物の表示者等又は管理者に対して、その許可を取り消し又は改修、移転、除却、その他必要な措置を命ずることができることを定めた。

ア 良好な景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められる場合

県条例第 2 条第 1 項による許可を受けた広告物等が、良好な景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるのは、どのような状態であるかについて県条例及び県規則上は何らの基準も定めていないため、実務上は、個々の具体的なケースに応じて判断せざるを得ないこととなるが、基本的には、広告物等の表示（設置）よりも「良好な景観若しくは風致の維持」又は「公衆に対する危害防止」という法益を優先させるほどの強い公益性、緊急性等がなければならない。

なお、これらの公益性、緊急性等の事例としては、次のような場合が想定されるが、実務上は、様々な条件を勘案する必要があるものであって、あくまでも個々の具体的な事例に応じて判断せざるを得ない。

(ア) 良好な景観若しくは風致を著しく害すると認められるに至ったもの

a 絵の具や塗装が退色又は変色して非常に醜い印象を与えるに至ったもの

b 表示内容が他の物質で汚染され、何を表現しているか不明となったもの

c 表示内容に落書き等がなされ、良好な景観若しくは風致を著しく害すると認められるに至ったもの

- d 広告物の形状が物理的に変形してしまったために、周辺の良い景観若しくは風致を著しく害すると認められるに至ったもの
- (イ) 公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったもの
 - a 広告物の材料の腐食が著しく進み、倒壊のおそれが非常に高いと認められるに至ったもの
 - b 広告物の支柱等が損傷し、倒壊あるいはその一部が落下するおそれが非常に高いと認められるに至ったもの
 - c 建築物を利用した広告物の場合、当該建築物の損壊、あるいは老朽化等により落下するおそれが非常に高いと認められるに至ったもの

イ 許可申請書に虚偽の事項があったとき

「許可申請書に虚偽の事項があったとき」とは、許可の適否に関する本質的な事項について虚偽があった場合をいうものであり、広告物の設置の位置、形状、規模、色調、表示内容などが該当すると考えられる。

許可申請書の虚偽を理由として許可が取り消されたときは、県条例第 14 条により広告物の表示者、掲出物件設置者又はこれらの管理者は、取り消されたときから 10 日以内に当該広告物等を除却しなければならない。

なお、「許可の取消処分」とするか、「改修、移転、除却その他の措置」とするかは、個々の具体的な事例に則して判断する。

(2) 県条例第 15 条第 2 項について（県条例に違反した広告物等）

県条例第 15 条第 2 項は、許可を受けずに許可地域に表示されている広告物、禁止地域や禁止物件に表示されている広告物、適用除外の基準に違反した自家用広告物などの県条例又は県規則に違反したものについて、改修、除却、その他必要な措置を命ずることができることを定めた。

(3) 違反に対する措置を命ぜられる相手方

県条例第 15 条において、違反に対する措置を命ぜられる相手方は、「県条例に違反した広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者」である。

したがって、広告物又は広告物を掲出する物件を自ら表示又は設置した本人はもちろん、広告物を表示することを決定し業者等に委託することにより広告物を表示しようとするいわゆる広告主、他人の依頼を受けて、又は他人のために広告物又は掲出物件を表示又は設置した業者（元請けと下請けがある場合には両方）や、広告物又は掲出物件の管理者も措置命令の相手方となりえる。

（参考）屋外広告物法

第 7 条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第 3 条から第 5 条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 相手方が確知できない場合の略式の代執行手続（県条例第 16 条、法第 7 条第 2 項）

- (1) 法第 7 条第 2 項の規定により、違反広告物を表示し、若しくは違反掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対して、違反広告物の除却その他必要な措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失なくして確知することができないときには、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行なわせることができる。

これは、相手方が確知できない場合にまで戒告→代執行令書による通知→代執行という行政代執行法どおりの手続きで行ったのでは、かえって手続が煩雑になりすぎて実際的ではないために、略式の手続きの特例が認められている。

しかし、広告板、広告塔等の掲出物件を除却する場合に限っては、通常これらの物件はある程度以上の財産価値を有することから、戒告及び代執行令書による通知という相手方に対する行政庁の意思表示を完全に省略してしまうのでは、行政代執行法に反することとなる。このような趣旨を踏まえ、県条例第 16 条において、① 5 日以上を定め、その除却期限までに当該掲出物件を除却すべき旨及び② その除却期限までに除却しないときは、知事又はその命じた者

若しくは委任した者が除却する旨を公告する方法により、行政代執行法の手続きによらずに除却することができる。

県においては、違反広告物について行政指導により対処してきた経緯があり、この除却期限を県条例で定めていなかったが、管理者が不明な放置された広告物等が良好な景観若しくは風致の維持を著しく害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれが非常に高いなど、放置を容認することができない場合に、これらの広告物を除却することができるように、平成 10 年 3 月の県条例改正により、県条例第 16 条の規定を追加した。

- (2) 県条例第 16 条に規定する公告については、公告が文書をもって一定の事実を広く知らせる行為であるから、所在不明である当該広告物を掲出する物件の設置者又は管理者に通知する手段として適当と認めるものであれば、その方法を限定するものではない。そこで、当該広告物を掲出する物件に公告内容を記載した文書を掲示したうえで、必要があれば、関係市町村に公告を依頼するなどの方法が考えられるが、具体例に即して、適切な方法をとるべきである。

なお、事前の公告が必要であるのは、掲出物件を除却する場合に限られるため、掲出物件の除却を伴わないで広告物のみを除却する場合や、掲出物件について除却以外の措置をとる場合には、事前の公告は不要となる。

- (3) 法第 7 条第 2 項の相手方が確知できないときには、措置を命ずべき者の氏名及び住所の双方が不明なときだけでなく、氏名は判明しているが、住民票、法人登記の確認、現地での調査等を行っても住所が不明なときも含むものと解される（民法第 98 条第 1 項参照）。

(参考) 屋外広告物法

第 7 条

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行なわせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

(参考) 民法

(公示による意思表示)

第 98 条 意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法によってすることができる。

3 行政代執行の要件の明確化（法第 7 条第 3 項）

県条例及び県規則に違反する広告物の表示者に対しては、県条例第 15 条に基づき改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることとなる。さらに、この違反者がこの命令により課せられた義務を履行しない場合に、原則として、行政代執行法の規定に基づき、代執行を行うことができる。

行政代執行法においては、代執行を行う要件として、当該義務の不履行について、次の二つの要件が両方とも満たされていることが必要であるとされている（行政代執行法第 2 条）。

① 他の手段によって履行を確保することが困難であること

② その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められること

しかしながら、違反広告物や違反掲出物件が大量に発生している実情にかんがみれば、違反広告物や違反掲出物件の全てについて上記①及び②の要件を個別に厳密に証明することは容易ではなく、違反状態の迅速かつ適正な是正の観点からは適当ではない。措置命令を行っても相手方が履行しない等上記の要件に該当する場合は、他の手段によってその措置の履行を確保することは困難であり、また、違反広告物等は放置することにより景観・風致又は公衆の安全を阻害し続けるとともに、違反状態のまま表示・設置の目的を達成してしまうことから、不履行を放置することは著しく公益に反する。このため、違反屋外広告物等について行政代執行の要件を明確化した。

なお、違反広告物が「貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等」であるときは、行政代執行法の手続きによらずに、屋外広告物法第 7 条第 4 項の規定により、知事自ら又はその命じた者若しくは委任を受けた者が直接除却することができる。

(1) 代執行の対象となる義務

代執行の対象となるのは、法令（条例を含む）により直接に命ぜられた義務又は法令に基づいて行政庁により命ぜられた行為を行う義務である（行政代執行法第2条）。

県条例上行政代執行の対象となるのは、県条例第15条の違反に対する措置の命令に違反した場合である。

代執行の対象となる義務は、具体的な特定の行為を行う義務と解されるため、条例第12条の管理義務や県条例第14条の除却義務は、ある特定人に対し、特定の広告物の管理や除却を命じている規定ではないので、これらの義務について県条例第15条の命令をしないで直ちに代執行はできないと解される。すなわち、命令を発することによって初めて代執行の対象となる義務が発生すると解される。

(2) 代執行を行う主体

代執行を行う主体は、行政代執行法上は「当該行政庁」とされている（行政代執行法第2条）。「当該行政庁」とは、法令に基づいて行政庁により命ぜられる行為を行う義務についての代執行にあつては、義務を課す行政処分を行う権限を有する行政庁のことである。具体的には、措置の命令を出す権限を有する者、すなわち、県知事、又は県知事から事務の委任を受けている土木事務所長又は権限移譲を受けている市町村長である。

(3) 代執行の手続

ア 戒告

相当の履行期限を定め、この期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を予め文書で戒告する（行政代執行法第3条第1項）。

イ 代執行令書による通知

アの戒告を受けた義務者が履行期限までに義務の履行をしないときに行う。通知事項は下記の三つである（行政代執行法第3条第2項）。

- ① 代執行をなすべき時期
- ② 代執行のために派遣する執行責任者の氏名
- ③ 代執行に要する費用の概算による見積額

ウ 特例

非常の場合又は危険切迫の場合において、当該義務の履行について緊急の必要があつてアイの手続をとる暇がない場合には、アイの手続を省略することができる（行政代執行法第3条第3項）。

エ 代執行

現実の代執行は、当該行政庁が自ら行うか、又は第三者に行わせる。第三者に行わせる場合は、当該行政庁と独立な地位にある建設業者等の第三者に委託して行わせるような場合をいい、行政庁がその所属の職員に命じて、その所属の職員を実行部隊として行わせたり、その所属の職員に命じて、建設業者等を補助力として雇って行わせるような場合は、当該行政庁が自ら行う場合にあたる（行政代執行法第2条）。

オ 物件の引渡し

カ 費用の納付命令

実際に要した費用の額と納付期日を定めて、義務者に対し文書で納付を命じなければならない（行政代執行法第5条）。

キ 強制徴収

義務者が納付日までに費用を納付しないときは、国税滞納処分の例によりこれを徴収できる（行政代執行法第6条）。

(参考) 屋外広告物法

第7条

3 都道府県知事は、第1項の規定による措置を命じようとする場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条から第6条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

(参考) 行政代執行法

第1条 行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。

第2条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

第3条 前条の規定による処分（代執行）をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。

2 義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもつて、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。

3 非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、前二項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第5条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。

第6条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

2 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。

3 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。

4 簡易除却（法第7条第4項）

県条例に違反している広告物又は掲出物件が貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等の簡易な広告物又は掲出物件であるときには、当該広告物又は掲出物件を表示した者がわかっている場合でも簡易な除却措置が認められている。これを通称「簡易除却」と呼んでいる。

知事は、条例に違反した広告物又は掲出物件が貼り紙であるときは、以下の(1)の要件を満たす時に限り、貼り札等、広告旗又は立看板等であるときは、以下の(1)及び(2)の要件を満たす時に限り、その違反に係る広告物又は掲出物件を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。

(1) 次の三つのいずれかの要件に該当すること。

ア 条例で定める知事の許可を受けるべき場合に明らかに該当すると認められるにも関わらず、その許可を受けずに表示又は設置されているとき。

イ 条例で適用除外が定められている場合にあっては当該適用除外に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず、禁止された場所に表示又は設置されているとき。

ウ その他県条例に明らかに違反して表示又は設置されていると認められるとき。

(2) 管理されずに放置されていることが明らかであること。

「管理されずに放置されている」とは、補修その他必要な管理をなさず、良好な状態に保持されていない場合又は行政庁が違反を発見し、除却すべき旨を通告したにもかかわらず、除却に必

要と認められている期間（通常5日間程度）を経過した後もそのまま放置されている場合をいう。

(1) 簡易除却を行うことができる広告物

ア 貼り札等

簡易除却の措置が認められる貼り札等とは、容易に取り外すことができる状態で、工作物などに取り付けられている貼り札その他これに類する広告物である。すなわち、概ね、ベニヤ板、プラスチック板等に紙その他のものを貼り、若しくは差し込む等により定着させ、又は直接塗装・印刷をして、工作物等にひも、針金等でつるし、又はくくりつける等容易に取り外すことができる状態で取り付けられているようなものが該当する。

イ 広告旗（のぼり旗）

簡易除却の措置が認められる広告旗とは、広告の用に供するいわゆるのぼり旗で容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物に取り付けられているものである。また、これを支える台についても、容易に移動させ、又は取り外すことができるものについては、措置の対象となる。

ウ 立看板等

簡易除却の措置が認められる立看板等とは、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件である。このため、概ね以下のようなものが該当する。

- ① 木・ビニールパイプなどの枠に紙張り、布張り等をした立看板
- ② ベニヤ板、プラスチック板等に紙その他のものを張り、又は直接塗装・印刷した立看板
- ③ 立看板に類似の形状で、広告物となるパンフレット・チラシ等を掲出する物件
- ④ いわゆるベンチに直接塗装・印刷する等により広告物を表示した掲出物件

(2) 簡易除却を行うことができる主体

簡易除却を行うことができる主体は、

ア 知事自身、

イ 知事の命じた者、

ウ 知事の委任した者

とされている。

イの知事の命じた者とは、広告物に関する事務の執行一般について知事の指揮監督を受ける者、つまり、知事から本条の事務を行うよう命令を受けた者をいい、通常は所属の職員が該当すると考えられる。この場合、知事は、担当職員に対して当該業務を行うことを特に命ずることを要するが、個々の対象物件ごとにこれを行う必要はない。なお、当該職員に対しては、通常の職員証のほか、上記の業務を行うことを命ぜられた者であることを証する証明書を交付し、携行させることが望ましい（行政代執行法第4条参照）。

ウの知事の委任した者とは、広告物に関する事務の執行一般について知事の指揮監督を受ける者以外の者で、知事から本条の業務を行うことについて委任を受けた者をいう。例えば、電気事業者や電気通信事業者、住民等による除却協力員が想定される。なお、この場合には、委任事務の範囲を明確にするとともに、講習等により受任者に対し、法や県条例を周知徹底する等その実施について適正を期することが望まれる。

なお、ア及びイの場合は、知事又は知事の命じた職員の監督の下に、除却作業等の事実行為を第三者に委託することができる。委託の対象としては、民間清掃事業者等が想定される。

(3) その他

簡易除却については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による不服の申立てはできないと解される。

また、簡易除却は、県条例の規定によるものではなく、直接、法第7条第4項に基づき行われる。

(参考) 屋外広告物法

第7条

4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で、工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

(1) 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあっては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

(2) 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。

5 違反広告物に対する是正指導及び除却について

県では、違反広告物対策の推進については、行政指導が重要であり、効果的であるとの観点に基づき、次のような指導等に取り組んでいる。

(1) 広告塔、広告板等に対する指導について

違反広告物である広告塔、広告板に関する指導については、禁止地域に多数掲出されている実態があり、県都市部長（当時）通知（平成8年6月13日都計第60号都市部長通知）により「違反屋外広告物（広告塔、広告板）是正指導要領」を制定し、県内一斉に是正指導を推進している（同要領については、「神奈川県屋外広告物条例資料集」中「7 違反屋外広告物（広告塔、広告板）是正指導要領」を参照）。

(参考) 「違反屋外広告物（広告塔、広告板）是正指導要領」の制定について

（平成8年6月13日都計第60号都市部長通知）

このことについて、平成7年度から屋外広告物行政主管課長会議等において協議、検討を重ねてきたところですが、このたび、「違反屋外広告物（広告塔、広告板）是正指導要領」としてまとめたので通知します。

つきましては、本要領を活用いただき、違反屋外広告物の是正を積極的に推進されるようお願いいたします。

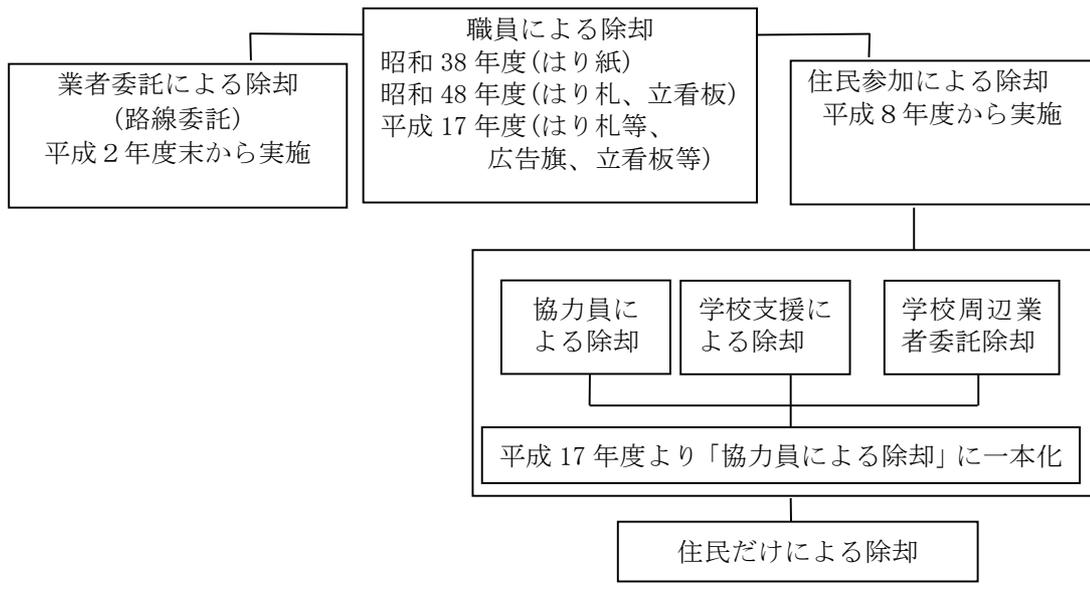
(2) 貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等に対する簡易除却について

ア 違反屋外広告物（はり紙・はり札等・広告旗・立看板等）除却是正指導要領について

違反の貼り紙、貼り札及び立看板対策については、簡易除却とともにその是正指導も不可欠であるとの観点から、両者一体となった効果的な是正指導の推進を図るために、県都市部長（当時）通知（平成10年2月14日都計第264号都市部長通知）により、「違反屋外広告物（はり紙、はり札、立看板）除却・是正指導要領」を制定し、県内一斉に簡易除却と是正指導を推進してきた。

その後、平成16年の法改正により、簡易除却の対象が拡大されたことを受け、平成17年4月に「違反屋外広告物（はり紙・はり札等・広告旗・立看板等）除却是正指導要領」に改正施行している（同要領については、「神奈川県屋外広告物条例資料集」中「8 違反屋外広告物（はり紙・はり札等・広告旗・立看板等）除却是正指導要領」を参照）。

(参考) 簡易除却制度の変遷



イ 職員による除却

貼り紙(昭和38年法改正)並びに貼り札及び立看板(昭和48年法改正)の簡易除却について、法改正により規定されたことから、職員による簡易除却(職員除却)を、貼り紙については昭和38年度、貼り札及び立看板については昭和48年度から実施している。

(参考) 違反屋外広告物除却実施要領(H16.4.1施行、H17.4.1・H23.10.1改正)

1 実施計画等

- (1) 年度当初に実施計画を策定する等により、計画的に期間内に3回以上実施するものとする。
- (2) (1)のほかに「屋外広告の日」(9月10日)に合わせた県下一斉除却を実施することとし、実施については、別途通知するものとする。
なお、衆議院議員、参議院議員、県知事、県議会議員等の選挙が実施される場合は、「違反選挙ポスターについて」(平成14年12月2日付け、事務連絡)を留意の上、除却を実施するものとする。

2 実施方法等

- (1) 実施方法
違反屋外広告物(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)除却・是正指導要領(以下「除却指導要領」という。)により行うものとする。
- (2) 実施主体
各土木事務所を実施主体として、市町村長(道路管理担当部長等)、各警察署長及び電柱管理者に協力を依頼するものとする。
なお、関係機関等への協力依頼は、別添「違反屋外広告物の除却について」を参考にして行うものとする。
- (3) 実施対象地域
道路、駅前広場、官公署周辺等の違反屋外広告物(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)を重点的に除却する地域を選定し、実施するものとする。
なお、対象地の選定は事前調査に基づき行うことが望ましいが、通常のパトロールにおいて多数の違反物件の掲出が認められる箇所を任意に選定するものとする。

3 実施にあたっての注意事項

- (1) 実施対象地、実施年月日及び実施責任者を定めるものとする。
- (2) 実施費用は、年間配当予算の範囲とする。

4 実施結果の報告

実施後速やかに除却指導要領に基づき都市整備課長あて報告するものとする。

ウ 業者委託による除却

平成2年10月の県条例改正により、電柱、街灯柱への貼り紙、貼り札及び立看板の表示が禁止されることとなったことを踏まえ、民間業者への委託による簡易除却（業者除却）を平成2年度（平成3年3月）から実施している。

エ 住民参加による除却

住民参加による除却については、平成7年12月県議会定例会で、住民の参加による違反看板類の除却対策を求める請願が採択されるなど違反広告物の自主的な除却の機運が高まる一方、平成8年6月県議会定例会では、県青少年保護育成条例が改正され、テレホンクラブ等の広告物が原則として禁止されたこと契機に、県都市部長（当時）通知（平成8年10月18日都計第196号都市部長通知）により、「神奈川県違反屋外広告物住民参加除却推進事業実施要綱」を制定した。これにより、地域の住民をボランティアの除却協力員に委嘱し、協力員と土木事務所職員が一体となって、違反の貼り紙、貼り札及び立看板の除却活動を行う違反屋外広告物住民参加除却推進事業を実施してきた。

平成15年度からは、違反屋外広告物除却推進地区指導要綱、違反屋外広告物除却協力員制度実施要綱、違反屋外広告物学校自主的除却活動支援事業実施要領の3制度により、住民参加による違反屋外広告物の簡易除却を進めてきたが、平成16年度の法改正の際に、住民除却制度の一元化を図り、平成17年度4月より、「神奈川県違反屋外広告物（はり紙・はり札等・広告旗・立看板等）除却協力員制度実施要綱」を改正施行している。

オ 屋外広告物適正化キャンペーン等

平成7年度から、毎年9月10日（「屋外広告の日」）、地域住民（平成8年度から参加）、関係機関（各警察署、市町村（道路管理者）、東京電力株式会社及び日本電信電話株式会社（電柱管理者））の協力を得て、「違反屋外広告物の県内一斉除却キャンペーン」を行ってきた。

なお、年々除却すべき広告物が減少してきているため、屋外広告物制度の普及啓発の促進を図り、違反屋外広告物の除却活動に対する県民等の理解を深めることを目的として、平成28年度より名称を「神奈川県屋外広告物適正化キャンペーン」と改め実施している。

（注） 「屋外広告の日」とは、業の届出制度の創設等を内容とする昭和48年の法改正を契機とし、法改正案が国会（衆議院）で可決・成立した日であり、社団法人全日本屋外広告業団体連合会がこれを記念して設けたものであるが、現在では全国の都道府県市においても、各種の屋外広告物制度のキャンペーン等が実施されている。

第 17 条・第 18 条（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法及び公示事項）関係

【県条例】

（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法）

第 17 条 法第 8 条第 2 項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 次条各号に掲げる事項を、規則で定める場所に 14 日間（法第 8 条第 3 項第 1 号に規定する広告物にあつては、2 日間）掲示すること。
 - (2) 法第 8 条第 3 項第 2 号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の掲示の期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（第 22 条第 1 項において「所有者等」という。）を確知することができないときは、その掲示の要旨を公告すること。
- 2 知事は、規則で定めるところにより、保管した広告物又は掲出物件の一覧簿を作成し、関係者の閲覧に供するものとする。

（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項）

第 18 条 法第 8 条第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び除却し、又は除却させた日
- (3) その広告物又は掲出物件の保管を開始した日
- (4) その他知事が必要と認める事項

【県規則】

（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法等）

第 11 条 条例第 17 条第 1 項第 1 号に規定する規則で定める場所は、所管の所長等が指定する場所とする。

2 条例第 17 条第 2 項に規定する保管した広告物又は掲出物件の一覧簿に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び除却し、又は除却させた日
- (3) その広告物又は掲出物件の保管を開始した日及び保管の場所
- (4) その他所管の所長等が必要と認める事項

〔関係法令等〕法第 7 条・第 8 条、県規則第 11 条、ガイドライン第 23 条の 2～第 23 条の 3

〔参考図書等〕「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

- 1 県条例第 17 条は、法第 8 条第 2 項に基づき、県知事が広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法を定める規定である。
- 2 県条例第 18 条は、法第 8 条第 2 項に基づき、県知事が広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項を定める規定である。

【本条の解釈・運用】

1 除却した広告物の保管（法第 8 条第 2 項）

法第 7 条では、広告物条例に違反した広告物のうち、一定の要件に該当するものについて、略式代執行（法第 7 条第 2 項）又は簡易除却（法第 7 条第 4 項）により、知事等が広告物等を除却することができ、知事は貼り紙を除き除却した広告物を保管しなければならないこととされている（法第 8 条第 1 項）。

法第 8 条第 2 項の手続きの対象となる広告物等としては、貼り札等、広告旗、立看板等のほか、いわゆる野立看板等の大規模な広告物も想定される。また、知事が除却した広告物等のほか、法第 7 条第 2 項又は第 4 項の規定により知事の命じた者又は委任した者が略式代執行又は簡易除却した広告物等及び事務移譲市町村長が除却した広告物等も、保管、売却又は廃棄の手続きの対象となる。

なお、同条に基づく除却した広告物等の保管、売却、廃棄等の手続きは、同条第 2 項の公示及び同条第 3 項の売却等も含め、同条を受けた条例の規定によってではなく、直接、法の規定に基づいて行われるものである。

(参考) 屋外広告物法

(違反に対する措置)

第7条

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

(1) 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあっては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

(2) 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。

(除却した広告物等の保管、売却又は廃棄)

第8条 都道府県知事は、前条第2項又は第4項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。

2 広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法（県条例第17条、法第8条第2項）

県条例第17条は、法第8条第2項に基づき、知事が保管した広告物等について、その所有者に返還するための公示方法について定めており、その方法は、以下のとおりである。

① 一般的な広告物又は掲出物件

「所管の所長等が指定する場所（県規則第11条第1項）」に14日間掲示すること。

② 簡易除却により除却された貼り札、広告旗（のぼり旗）又は立看板等（これらを支える台その他の掲出物件を除く。）

「所管の所長等が指定する場所（県規則第11条第1項）」に2日間掲示すること。

③ 特に貴重な広告物又は掲出物件

「所管の所長等が指定する場所（県規則第11条第1項）」に14日間掲示しても、その広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者を確知することができないときは、その掲示の要旨を公告すること。

なお、保管した広告物又は掲出物件の一覧簿に記載する事項は、以下のとおりである。

ア 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

イ 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び除却し、又は除却させた日

ウ その広告物又は掲出物件の保管を開始した日及び保管の場所

エ その他所管の所長等が必要と認める事項

3 広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項（県条例第 18 条、法第 8 条第 2 項）

県条例第 18 条は、法第 8 条第 2 項に基づき、県知事が広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項を定める規定であり、その内容は以下のとおりである。

- ① 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- ② 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び除却し、又は除却させた日
- ③ その広告物又は掲出物件の保管を開始した日
- ④ その他知事が必要と認める事項

なお、公示は、必ずしも除却した広告物等一件ごとに必要なわけではなく、例えば広告物等の種類ごと、除却場所ごとなどに、ある程度まとめて公示することは差し支えない。

第 19 条～第 22 条（広告物又は掲出物件の価額の評価方法等）関係

【県条例】

（広告物又は掲出物件の価額の評価の方法）

第 19 条 法第 8 条第 3 項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続）

第 20 条 法第 8 条第 3 項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、規則で定める方法により行うものとする。

（公示の日から売却可能となるまでの期間）

第 21 条 法第 8 条第 3 項各号に規定する条例で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第 7 条第 4 項の規定により除却された広告物 2 日
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3 月
- (3) 前 2 号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2 週間

（保管した広告物又は掲出物件の返還の手続）

第 22 条 知事は、所有者等から保管した広告物又は掲出物件（法第 8 条第 3 項の規定により売却した代金（次項において「売却した代金」という。）を含む。）の返還を求められたときは、受領書と引換えに返還しなければならない。この場合において、知事は、所有者等にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつて所有者等であることを証明させなければならない。

2 前項の売却した代金の額は、法第 8 条第 5 項の規定により売却に要した費用に充てた場合にあつては、当該売却に要した費用に相当する金額を控除した金額とする。

【県規則】

（保管した広告物又は掲出物件の売却の方法）

第 12 条 条例第 20 条に規定する保管した広告物又は掲出物件の売却の方法は、不用の決定がされた物品の売払いの例による。

〔関係法令等〕法第 8 条第 3 項～同条第 7 項、県規則第 12 条、ガイドライン第 23 条の 4～第 23 条の 7

〔参考図書等〕「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

- 1 県条例第 19 条は、法第 8 条第 3 項に基づき、県知事が広告物又は掲出物件を売却しようとする際の評価の方法を定める規定である。
- 2 県条例第 20 条は、法第 8 条第 3 項に基づき、県知事が広告物又は掲出物件を売却する場合の手続を定める規定である。
- 3 県条例第 21 条は、法第 8 条第 3 項に基づき、同条第 2 項に定める公示の日から売却可能となるまでの期間を定める規定である。
- 4 県条例第 22 条は、県知事が保管した広告物又は掲出物件を所有者等に返還する場合の手続を定める規定である。

【本条の解釈・運用】

- 1 除却した広告物又は掲出物件の売却等（法第 8 条第 3 項）
法第 8 条第 3 項は、同条第 1 項の規定により知事が保管した広告物等について、一定の要件を満たす場合には、売却し、その売却代金を保管することができる旨を定めており、その要件とは、以下のいずれかを満たす場合である。
 - (1) 広告物等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき。

通常の管理による保管を継続する場合に、物件の価値が著しく減少するおそれがあるときをいう。

なお、鉄骨等を屋外の資材置場等で保管する場合に、傷みが生じることをもって直ちに滅失・破損のおそれがあるとは認められないと考えられる。

(2) 以下の2つを満たすとき

ア 本条第2項の規定による公示の日から以下の期間を経過してもなお広告物等を返還することができないとき

(ア) 簡易除却により除却された貼り札等、広告旗（のぼり旗）又は立看板等（これらを支える台その他の掲出物件を除く。） 2日以上で条例で定める期間

(イ) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月以上で条例で定める期間

(ウ) (ア) 又は (イ) 以外の広告物又は掲出物件 2週間以上で条例で定める期間

イ 広告物等の価額に比しその保管に不相当な費用又は手数を要するとき

「保管に不相当な費用を要するとき」とは、その時点までの保管費用又は手数と条例に定める方法による当該広告物の評価額を比較し、前者が大きいことが明らかなことをいう。

また、「保管に不相当な手数を要するとき」とは、保管に際して、特別に勤務や人数を必要とする場合をいう。

(参考) 屋外広告物法

(除却した広告物等の保管、売却又は廃棄)

第8条 都道府県知事は、前条第2項又は第4項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

(1) 前条第4項の規定により除却された広告物 2日以上で条例で定める期間

(2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月以上で条例で定める期間

(3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間以上で条例で定める期間

2 広告物又は掲出物件の価額の評価の方法（県条例第19条、法第8条第3項）

県条例第19条は、法第8条第3項に基づき、県知事が保管した広告物又は掲出物件を売却しようとする際の要件の一つである、「広告物又は掲出物件の価額に比しその保管に不相当な費用又は手数料を要すること」について、評価の方法を定める規定である。

価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案して行うものであり、必要な場合には、専門家の意見を聴くことができる。

なお、この評価は必ずしも広告物又は掲出物件を1件ごとに行う必要はなく、本条に定める方法により、大量に除却した広告物について種類ごとに評価をしたり、同種の広告物の除却が大量に予想される場合にはあらかじめ類型化して評価を定めておくということも考えられる。

3 保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続（県条例第20条、県規則第12条、法第8条第3項）

県条例第20条は、法第8条第3項に基づき、県知事が保管した広告物等を売却する場合の手続を定める規定であり、県規則第12条により不用の決定がされた物品の売払いの例によるとされている。

4 公示の日から売却可能となるまでの期間（県条例第 21 条、法第 8 条第 3 項）

県条例第 21 条は、法第 8 条第 3 項に基づき、県知事が保管した広告物又は掲出物件を売却しようとする際の要件の一つである、「第 8 条第 2 項に定める公示の日から同条第 3 項で定める広告物等の区分に従い一定の期間が経過してもなお返還できないこと」にかかる期間を定める規定であり、県条例では以下のとおりと定めている。

- ① 法第 7 条第 4 項の規定（簡易除却）により除却された広告物 2 日
- ② 特に貴重な広告物又は掲出物件 3 月
- ③ ①又は②以外の広告物又は掲出物件 2 週間

5 保管した広告物又は掲出物件の返還の手続（県条例第 22 条、法第 8 条第 3 項）

県条例第 22 条は、県知事が保管した広告物、掲出物件又は売却した代金を所有者等に返還を求められたときは、所有者等に、氏名や住所を証するに足る書類を提示させるなど、所有者等であることを証明させたうえで、受領書と引き換えに返還する。

なお、受領書の様式については、「神奈川県屋外広告物条例資料集」中「1 屋外広告物条例ガイドライン（案）別添様式第 1」を参照。

6 保管した広告物等の廃棄（法第 8 条第 4 項）

法第 8 条第 4 項は、同条第 3 項の規定により売却しようとする広告物等について、一定の要件を満たす場合に、当該広告物等を廃棄することができる旨を定めるものであり、以下の要件をすべて満たす必要がある。

- ① 広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合
売却に要する費用が売却予想価額を上回ることが明らかな場合等が該当する。
- ② 以下のいずれかを満たす場合
ア 売却について買受人がないとき
イ 売却しても買受人がないことが明らかであるとき

（参考）屋外広告物法

（除却した広告物等の保管、売却又は廃棄）

第 8 条

4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる

7 売却費用の支弁（法第 8 条第 5 項）

法第 8 条第 5 項は、保管した広告物等を売却した代金は、売却に要した費用に当てることができる旨を定めている。

（参考）屋外広告物法

（除却した広告物等の保管、売却又は廃棄）

第 8 条

5 第三項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

8 除却等に要した費用の負担（法第 8 条第 6 項）

法第 8 条第 6 項は、違反広告物の除却、保管、売却、公示等に要した費用について、広告物等の所有者等に負担させることができる旨を定めており、所有者等に負担させることができる費用は、以下のとおりである。

- ① 略式代執行（法第 7 条第 2 項）に要した費用
- ② 簡易除却（法第 7 条第 2 項）に要した費用
- ③ 保管、売却、公示その他の措置（法第 8 条）に要した費用

また、費用を負担させることができる対象者は、以下の者である。

- ① 違反広告物の所有者
- ② 違反広告物の占有者
- ③ その他違反広告物につき権原を有する者

さらに、以上に該当しない者であっても、法第7条第2項の措置を命ずべき者である以下の者も含まれる。

- ④ 広告物又は掲出物件を自ら表示又は設置した本人
- ⑤ 広告物を表示することを決定し業者等に委託することにより広告物を表示しようとするいわゆる広告主
- ⑥ 他人の依頼を受けて、又は他人のために広告物又は掲出物件を表示又は設置した屋外広告業者（元請けと下請けがある場合はその両方）
- ⑦ 広告物又は掲出物件の管理者

なお、負担額の収入の方法は、地方自治法、同法施行令等の定めるところによることとなる。

（参考）屋外広告物法

（除却した広告物等の保管、売却又は廃棄）

第8条

- 6 前条第二項及び第四項並びに第一項から第三項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第二項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担させることができる。

9 保管した広告物等の所有権の帰属（法第8条第7項）

法第8条第7項は、同条第2項の公示の日から6ヶ月を経過してもなお保管した広告物等（同条第3項の規定により売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該広告物等又は売却代金の所有権は都道府県に帰属する旨を定めている。

都道府県に帰属した後の広告物等は、当該都道府県の財産として扱われることになる。

（参考）屋外広告物法

（除却した広告物等の保管、売却又は廃棄）

第8条

- 7 第二項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した広告物又は掲出物件（第三項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

第 23 条（報告及び立入検査）関係

【県条例】

（報告及び立入検査）

- 第 23 条 知事は、第 2 条から前条までの規定の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【県規則】

（身分証明証）

- 第 13 条 条例第 23 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、第 7 号様式とする。

第 7 号様式（第 13 条関係）（表）（縦 6 センチメートル 横 8 センチメートル）

第 号	身分証明証
	所 属 職 氏 名
上記の者は、神奈川県屋外広告物条例第 23 条第 1 項の規定による立入検査及び質問を行う職員であることを証明します。	
年 月 日	神奈川県知事 印 (神奈川県 土木事務所長)

（裏）

神奈川県屋外広告物条例（抜粋）
（報告及び立入検査）
第 23 条 知事は、第 2 条から前条までの規定の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

[関係法令等] 県条例第 2 条～第 22 条・第 55 条、県規則第 1 条・第 13 条、ガイドライン第 24 条
[参考図書等] 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、広告物事務を適正に執行するために、広告物等の実態を把握する必要があることから、県

条例に違反し、又は違反するおそれのある広告物等について、必要な限度において、広告物の表示者等又は管理者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に、広告物等のある土地・建物に立ち入り、当該広告物等を検査させることができることを定めた。

なお、本条は、平成10年3月の条例改正により、それまで県規則第8条（当時）で規定していた実地検査の規定を整理して、県条例に追加された。

【本条の解釈・運用】

1 本条による立入検査等を行うことのできる場合

本条により報告を求められたり、立入検査を行うことができるのは、県条例の適切な運用を図るため必要な場合に限定されるので、犯罪捜査のために報告を求めたり、立入検査を行うことはできない。

2 身分を示す証明書

立入検査は、相手方の権利や自由を制限することになるため、行う場合には必ず県規則第13条に規定する身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 違反行為に対する罰則

本条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対しては、県条例第55条により罰則（20万円以下の罰金）が設けられており、これは平成10年3月の条例改正により新たに追加された。

第 24 条（屋外広告業の登録）関係

【県条例】

（屋外広告業の登録）

第 24 条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5 年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第 2 項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

【県規則】

（更新の登録の申請期間）

第 14 条 条例第 24 条第 3 項の規定により同項の更新の登録を受けようとする者は、同条第 2 項の有効期間の満了の日の 90 日前から 30 日前までの間に屋外広告業登録申請書（第 8 号様式）を提出しなければならない。

〔関係法令等〕法第 9 条・第 10 条第 2 項第 1 号、県条例第 52 条第 1 項第 1 号・同条同項第 2 号、県規則第 14 条、ガイドライン第 30 条

〔参考図書等〕「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、業を営もうとする者は、県知事の登録を受けなければならないことを定める規定である。登録の有効期間は 5 年間とされているので、5 年ごとに更新の登録を受けなければならない。更新の登録の申請に対しては、有効期間の満了の日の 30 日前までに当該登録の申請をしなければならない。これは登録の仕組みが、従前の登録の有効期間が満了するにあたってなお引き続き業を営もうとする者に対し登録の効力を切れ目なく持続させることを目的としているので、有効期間との関係において一定の日までに申請すべきことを定めた。

また、業の登録制度は、都道府県内の区域内において業を営む者の実体を的確に把握し、その指導育成を図るという目的も有しているため、業者がある都道府県・指定都市又は中核市の区域内に営業所を有していない場合であっても、その都道府県・指定都市又は中核市の区域で広告物の表示又は掲出物件の設置の工事等を行おうとする場合には、その都道府県・指定都市又は中核市の業の登録制度を定める条例の適用を受けることになる。

【本条の解釈・運用】

1 登録を受けなければならない者

県知事の屋外広告業の登録を受けなければならない者は、県の区域（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市区域を除く区域）において、広告物又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業を行おうとする者である。

2 業の定義について（法第 2 条第 2 項）

「屋外広告業」とは、法第 2 条第 2 項により定義されており、広告物の表示又は掲出物件の設置を行う営業をいう。すなわち、広告物の広告主から広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行うことをいう。

一方、広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を業として請け負わないような広告代理業等や単に広告物の印刷、製作等を行うだけで、現実には広告物を表示したり、掲出物件の設置を行わない者は業に該当しない。

(参考) 屋外広告物法

(定義)

第2条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

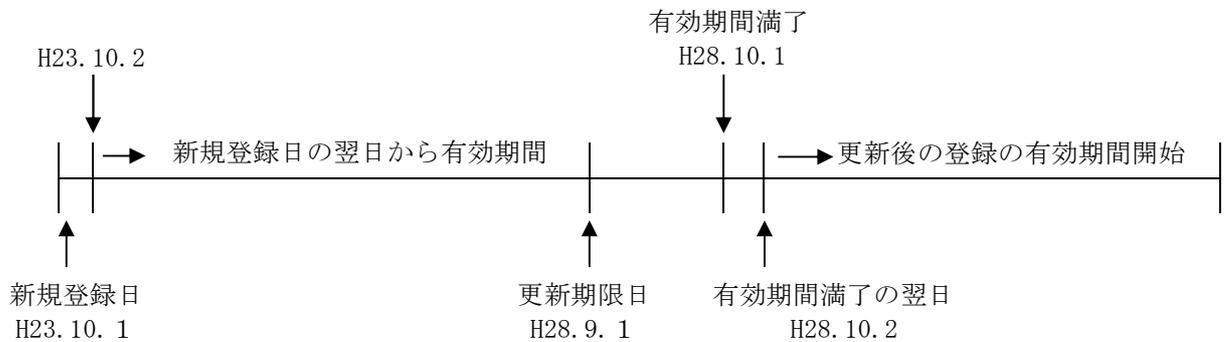
3 登録の有効期間

業の登録の有効期間は法により5年と条例で定めることとされている。これは有効期間をごく短期間とすることによる業者の営業の継続性や屋外広告業者への手続き等の負担を考慮する一方、有効期間があまりに長期わたると、条例により変更の届出を行わせたり登録の取り消し等を行うことができるとしても、登録業者の営業所や業務主任者の変更、廃業等の実態を把握することが困難になり、適切な指導や監督に支障を生じることとなるためである。

なお、建設業（建設業法第3条第3項）の許可の期間、宅地建物取引業の免許の有効期間（宅地建物取引業法第3条第2項）、マンション管理業の登録の有効期間（マンションの適性化の推進に関する法律第44条第2項）、解体工事業の登録の有効期間（建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第21条第2項）等も5年とされている。

また、登録の有効期限が経過し更新の登録がなされない場合は当然に登録が抹消される。

(例)



5 登録の特例

県の区域外である横浜市内で業を営もうとする場合は横浜市長、川崎市内で業を営もうとする場合は川崎市長、相模原市内で業を営もうとする場合は相模原市長、横須賀市内で業を営もうとする場合は横須賀市長のそれぞれの登録を受けなければならないが、県内全域で業を営もうとする場合には、計5自治体の長の登録を受けなければならないのが原則である。

しかし、例外的に県知事の登録を予め受けている旨を横浜市長、川崎市長、相模原市長及び横須賀市長に届け出ることによりそれぞれの市長の登録業者とみなされる「登録の特例」がある。

登録の特例は横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の業の登録制度に係る条例の規定であって、県条例の規定ではないため、市長の登録を受けていても県知事の登録業者とはみなされない。

6 違反行為に対する罰則

本条第1項又は第3項の規定に反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者又は不正の手段により登録を受けた者は、県条例第52条第1項第1号又は同条同項第2号により罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が設けられている。

第 25 条（登録の申請）関係

【県条例】

（登録の申請）

第 25 条 前条第 1 項又は第 3 項の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 県の区域（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の区域を除く。第 29 条第 5 号において同じ。）内において営業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地
 - (3) 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
 - (4) 未成年者（屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。）にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名）
 - (5) 第 32 条第 1 項の規定により営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称
- 2 前項の登録申請書には、登録申請者が第 27 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

【県規則】

（登録申請書等）

第 15 条 条例第 25 条第 1 項に規定する登録申請書は、屋外広告業登録申請書とする。

2 条例第 25 条第 2 項（条例第 28 条第 3 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する登録申請者（条例第 25 条第 1 項に規定する登録申請者をいう。次項各号において同じ。）が条例第 27 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面は、誓約書（第 9 号様式）とする。

3 条例第 25 条第 2 項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書
- (2) 登録申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し又はこれに代わる書面
- (3) 登録申請者が屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面（法人にあつては、登記事項証明書）及び当該登録申請者の法定代理人であることを証する書面
- (4) 登録申請者が選任した業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面及び当該業務主任者が条例第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

〔関係法令等〕 県条例第 24 条第 1 項・同条第 3 項・第 32 条第 1 項、県規則第 15 条、ガイドライン第 30 条の 2

〔参考図書等〕 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は登録の申請時の記載事項及び申請の際に所要の書類の添付が必要なことを定める規定である。

【本条の解釈・運用】

1 本条第 1 項第 1 号について

- ① 商号 商法による登記された商号はもちろん、登記されていないものであっても商法（明治 32 年法律第 48 号）に規定する商人がその営業に当たって自己を表すために用いる名称を含むものをいう。
- ② 名称 法人又は個人を問わず、商人でない者が自己を表すために用いる名称をいう。

2 本条第 1 項第 2 号について

- ① 県の区域 県内で業に係る条例を持つ横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市以外の区域をいう。
- ② 営業所 広告物の表示又は掲出物件の設置に関し常時請負契約を締結する等営業の場所の中心になる事務所をいい、その主従は問わない。また、必ずしもその代表者が契約書上の名義人であるかを問うものではないが、単なる作業所・連絡事務所は営業所には含まれない。

なお、営業所は、県の区域内に営業所が所在するか否かに関わらず、登録の申請時に登録申請書に記載する必要がある。例えば、県内にあるA営業所では県の区域内のみを管轄し、東京都内にあるB営業所が東京都と県の区域内を管轄している場合は、県知事への登録の申請に際してはA営業所とB営業所の両方を登録申請書に記載する必要がある。

3 本条第1項第3号について

役員 業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。(監査役は含まない。)

4 本条第1項第4号について

未成年者の法定代理人 民法第4条にいう未成年者の法定代理人である「親権者」又は「未成年後見人」をいう。ただし、未成年者が業に関し民法第6条第1項に規定する営業の許可を受けている場合は成人と同等の行為能力を有するため、登録申請書に記載する必要はない。

5 本条第1項第5号について

営業所ごとに選任 営業所が複数存在する場合では各営業所全てに県条例第32条第1項に該当する者を選任し登録申請書に記載する必要がある。また、複数の営業所で同一の者が業務主任者として選任されることについては、営業所間の距離が近いなど兼任が可能な状況であれば差し支えないが、原則として営業所ごとに1人ずつ選任することが望ましい。

6 登録の申請時の必要書類について

本条及び県規則第15条を踏まえると業の登録の申請時に知事に提出する必要書類は次のとおりとなる。

○ = 必要 × = 不要

書 類		申請者の区分			
		法人	個人	未成年者	
1	屋外広告業登録申請書（第8号様式）	○	○	○	
2	誓約書（第9号様式）	○	○	○	
3	登記事項証明書	○	×	×	
4	住民票の写し又はこれに代わる書面（※国内に住所のない場合などは住民票の写しに代わる書面）	申請者	×	○	○
		法定代理人	×	×	○
		業務主任者	○	○	○
5	法定代理人であることを証する書面	×	×	○	
6	業務主任者の方が県条例第32条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面 ・屋外広告士登録証 ・屋外広告物講習会修了証（本県以外の修了証も可） ・公共職業訓練又は認定職業訓練修了証、職業訓練指導員免許証、技能検定合格証（いずれも広告美術科又は広告美術仕上げに係るものに限る。） ・知事が上記に掲げる証と同等以上の知識を有すると認定した際の認定証	○	○	○	

第 26 条（登録の実施等）関係

【県条例】

（登録の実施等）

第 26 条 知事は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- (1) 前条第 1 項各号に掲げる事項
 - (2) 登録年月日及び登録番号
- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、直ちにその旨を登録申請者に通知しなければならない。
- 3 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

【県規則】

（屋外広告業者登録簿）

第 16 条 条例第 26 条第 1 項に規定する屋外広告業者登録簿は、第 10 号様式とする。

（屋外広告業者登録簿の閲覧）

第 17 条 条例第 26 条第 3 項の規定により屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供する場所は、県土整備局都市部都市整備課（第 3 項及び第 24 条第 1 項において「都市整備課」という。）内とする。

- 2 屋外広告業者登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧票に氏名、住所その他必要な事項を記入しなければならない。
- 3 屋外広告業者登録簿を閲覧する者（次項において「閲覧者」という。）は、都市整備課内において閲覧し、屋外広告業者登録簿を外部に持ち出してはならない。
- 4 閲覧者は、係員の指示に従つて閲覧し、屋外広告業者登録簿は丁寧に取扱わなければならない。
- 5 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。
 - (1) 前 2 項の規定に違反した者
 - (2) 屋外広告業者登録簿を破り、汚し、若しくは加筆した者又はそのおそれのある者
 - (3) 屋外広告業者登録簿の閲覧に際して他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれのある者

【関係法令等】 法第 10 条第 1 項・同条第 2 項第 2 号、県条例第 25 条、県規則第 16 条・第 17 条、ガイドライン第 30 条の 3・第 30 条の 6

【参考図書等】「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、県知事は、業の登録の申請があつた場合は、業者の登録を拒否する場合を除いて屋外広告業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録をしなければならないとともに、登録した場合は申請者に対し登録をした旨を直ちに通知しなければならないことを定める規定である。

【本条の解釈・運用】

1 申請者への通知について

県知事は登録した際は直ちにその旨を登録申請者に通知しなければならないとされている。「直ちに」とは即時に、間をおかずに、という趣旨で用いられ、一切の遅れは許さないのが通例である。

2 登録簿の一般の閲覧について

登録簿を一般の閲覧に供することにより、広告主及び下請人等に業者に関する情報を提供し、適切な業者の選定の利便等に資するよう図っている。

第 27 条（登録の拒否）関係

【県条例】

（登録の拒否）

第 27 条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第 25 条第 1 項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第 36 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分の日から 2 年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者（第 24 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第 36 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から 30 日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分の日から 2 年を経過しないもの
- (3) 第 36 条第 1 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を登録申請者に通知しなければならない。

〔関係法令等〕 法第 10 条第 1 項第 1 号・同条第 2 項第 2 号、県条例第 25 条第 1 項、ガイドライン第 30 条の 4

〔参考図書等〕 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、一定の事由に該当する場合に、県知事は、登録申請者の登録の拒否をしなければならないことを定める規定である。

【本条の解釈・運用】

1 本条第 1 項第 4 号について

法に基づく条例 県条例だけではなく法に基づく広告物条例（例：横浜市の広告物条例）に違反して違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者も登録の拒否をしなければならない旨を規定している。

2 本条第 2 項について

県知事は、登録の拒否したときは、その理由を必ず示さねばならない。神奈川県行政手続条例第 8 条、第 14 条にも同様の趣旨の規定があるが、理由の付記を要求する趣旨は、

- ① 県知事の判断の慎重と公正妥当を担保すること
 - ② 処分の相手方の不服申立や取消訴訟の便宜を与えること
- と考えられている。

また、県知事は、登録の通知と同様に登録の拒否した場合も直ちにその旨を登録申請者に通知しなければならない。

第 28 条（登録事項の変更の届出）関係

【県条例】

（登録事項の変更の届出）

- 第 28 条 屋外広告業者は、第 25 条第 1 項各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項が前条第 1 項第 5 号から第 7 号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。
- 3 第 25 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による届出について準用する。

【県規則】

（登録事項の変更の届出）

- 第 18 条 条例第 28 条第 1 項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書（第 11 号様式）により行うものとする。
- 2 屋外広告業登録事項変更届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- (1) 条例第 25 条第 1 項第 1 号に掲げる事項の変更 屋外広告業者が法人である場合にあつては登記事項証明書、個人である場合にあつては住民票の写し又はこれに代わる書面
- (2) 条例第 25 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）及び同項第 3 号に掲げる事項の変更 登記事項証明書
- (3) 条例第 25 条第 1 項第 4 号に掲げる事項の変更 第 15 条第 3 項第 3 号に掲げる書面
- (4) 条例第 25 条第 1 項第 5 号に掲げる事項の変更 第 15 条第 3 項第 4 号に掲げる書面

〔関係法令等〕 県条例第 25 条第 1 項・第 54 条第 1 項第 1 号、県規則第 18 条、ガイドライン第 30 条の 5

〔参考図書等〕 「屋外広告の知識」ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、登録を受けた後に登録申請事項に変更があつた場合には県知事に届け出なければならないことを定める規定である。

【本条の解釈・運用】

登録を受けた後、業者の営業についてはその多少を問わず変動を生ずるのが通例である。登録を行った県知事においては、業者がその変動により登録取消し要件に該当するか否かを常に点検することが必要であり、変動の結果は登録簿により公衆の閲覧に供されることになるため、業者の営業に関する変動を常に把握しておく必要がある。

なお、本条第 1 項による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、県条例第 54 条第 1 項第 1 号により罰則（30 万円以下の罰金）が設けられている。

第 29 条（廃業等の届出）関係

【県条例】

（廃業等の届出）

第 29 条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日（第 1 号の場合にあつては、その事実を知つた日）から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員

【県規則】

（廃業等の届出）

第 19 条 条例第 29 条の規定による届出は、屋外広告業廃業等届出書（第 12 号様式）により行うものとする。

[関係法令等] 県条例第 30 条・第 58 条第 1 項第 1 号・県規則第 19 条、ガイドライン第 30 条の 7

[参考図書等] 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、県知事の登録を受けた業者に一定の事由が生じた際に廃業等の届出の義務を課すことを定める規定である。

【本条の解釈・運用】

業の登録は、法人であるか個人であるかを問わず一個の独立した営業について行うものであり、その営業体の消滅によりその登録も取り消されるべきものである。また、登録は業を営もうとする意思を有する者について行われるものであるため、その意思を失った者の登録は単に形骸化するのみであるため、これも取り消さなければならない。

このため、失効を生ぜしめる事実の発生に対応してその関係人に届出義務が課されている。

具体的には、以下の場合に届出を行わなければならない。

① 個人の業者が死亡した場合

業の登録は一身専属的なものであると解されるため、その者の死亡により登録の効力も失われる。なお、この場合において相続人が被相続人である屋外広告業者の営業を継承して行うときは、その相続人は新たに登録を受けなければならない。

② 法人の業者が合併により消滅した場合

吸収合併のときの業者ではない存続会社、又は新規合併のときの新規会社が合併により解散した法人である業者の広告物に関する営業を継承しようとするときは、業の登録を受けなければならない。

③ 法人の業者が破産により解散した場合

④ 法人の屋外広告業者が合併及び破産以外の理由により解散した場合

⑤ 県の区域内において業を廃止した場合

業全体を廃業しなくても、県の区域内では廃止し、指定都市・中核市の区域では業を廃止しない場合は知事への届出が必要となる。

なお、本条による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、県条例第 58 条第 1 項第 1 号により罰則（5 万円以下の過料）が設けられている。

第 30 条（登録の失効）関係

【県条例】

（登録の失効）

第 30 条 屋外広告業者が前条各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

〔関係法令等〕 県条例第 29 条、ガイドライン第 30 条の 7 第 2 項

〔参考図書等〕 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、県条例第 29 条に定める一定の事由が該当するに至ったときは業者の登録の効力が失われることを定める規定である。

【本条の解釈・運用】

県条例第 29 条に該当するに至った業者はその登録の効力を維持すべきではないから、一定の事由が該当するに至ったときは登録の効力を失わせるとともに、県条例第 29 条に基づき業者等に廃業等の届出義務を課している。

第 31 条（登録の抹消）関係

【県条例】

（登録の抹消）

第 31 条 知事は、第 29 条の届出があつたとき（同条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。）、又は第 36 条第 1 項の規定により屋外広告業の登録を取り消したときは、当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

[関係法令等] 県条例第 29 条・第 36 条第 1 項、ガイドライン第 30 条の 8

[参考図書等] 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、業者に一定の事由が生じた際は、県知事は、登録簿からその登録を抹消しなければならないことを定める規定である。

【本条の解釈・運用】

登録の効力が失効し、県知事が登録を抹消しなければならない場合

- ① 県条例第 29 条の届出があつた場合
- ② 県条例第 29 条の届出がなくても県条例第 29 条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合
- ③ 県条例第 36 条第 1 項の規定により県知事が業の登録を取り消した場合

第 32 条（業務主任者の設置）関係

【県条例】

（業務主任者の設置）

第 32 条 屋外広告業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に規定する業務を行わせなければならない。

- (1) 登録試験機関（法第 10 条第 2 項第 3 号イに規定する登録試験機関をいう。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 第 48 条第 1 項の講習会の課程を修了した者
- (3) 他の都道府県又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市が行う広告物に関する講習会の課程を修了した者
- (4) 広告美術仕上げに関し、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者
- (5) その他知事が規則で定めるところにより前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括を行うものとする。

- (1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第 34 条第 1 項に規定する帳簿の作成及び管理に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

【県規則】

（業務主任者の資格の認定等）

第 20 条 条例第 32 条第 1 項第 5 号の規定による認定を受けようとする者は、業務主任者資格認定申請書（第 13 号様式）に、次項第 1 号に該当する者であることを証する書面及び同項第 2 号に該当する者であることを誓約する書面を添えて、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、条例第 32 条第 1 項第 5 号の規定による認定をしてはならない。

- (1) 申請者が営業所において広告物の表示又は掲出物件の設置の責任者として 5 年以上の経験を有する者であること。
- (2) 申請者が屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反した日から 5 年を経過しない者でないこと。

3 知事は、条例第 32 条第 1 項第 5 号の規定による認定をしたときは、その申請をした者に業務主任者資格認定証（第 14 号様式）を交付するものとする。

4 条例第 32 条第 1 項第 5 号の規定による認定を受けた者が業務主任者資格認定証を紛失し、損傷し、又は汚損したことにより業務主任者資格認定証の再交付を受けようとするときは、再交付申請書（第 15 号様式）に業務主任者資格認定証を添えて（紛失した場合を除く。）、知事に申請しなければならない。

5 業務主任者資格認定証の再交付を受けた者が紛失した業務主任者資格認定証を発見したときは、速やかに再交付を受けた業務主任者資格認定証を知事に返還しなければならない。

[関係法令等] 法第 10 条第 1 項第 3 号・同条第 2 項第 3 号、県条例第 34 条第 1 項・第 48 条第 1 項・第 54 条第 1 項第 2 号、県規則第 20 条、ガイドライン第 32 条

[参考図書等] 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、業者の営業所における業務の適正な実施のための責任者を明確にすることを狙い、また、当該業者は、業務主任者に、広告物等に係る法令の規定の遵守その他業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとすることを定める規定である。

【本条の解釈・運用】

1 業務主任者の資格

業に係る業務の適正化のためには、一定の知識を有する者を営業所ごとに置くこととし、法令の遵守等その業務の適正な実施を確保するため役割を担わせることが効果的である。このため、業の登録

を受けようとする者は、営業所ごとに、以下のいずれかを満たす者を業務主任者として選任しなければならないと規定されている。

- ① 登録試験機関（法第 10 条第 2 項第 3 号イに規定する登録試験機関をいう。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

登録試験機関の行う試験は、国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験である。これは、民間主体が自主的に行う屋外広告物の表示等に関する試験のうち適切な試験内容と信頼性が確保された試験に合格した者は、相当の水準の知識を有する者として、地方自治体の条例により改めて講習会を受けることなく、全国どこでも業務主任者となる資格を有する者として法律に定めたものである。業者が自主的にその知識を向上させることは、業の適正な運営に大きく寄与するものであるとの考え方に基づく。

※ 現在、国土交通大臣の登録を受けている登録試験機関として、(社)全日本屋外広告業団体連合会があり、同連合会の行う試験として、屋外広告士試験がある。

なお、平成 16 年度までは同試験に合格をして合格証を交付された後に同連合会に登録をして「屋外広告士登録証」の交付を受けなければ屋外広告士と認められず、登録の有効期限も設けられていた。しかし、建設業法の改正により、平成 17 年度以降は屋外広告士の登録が廃止され、有効期限もなくなった。

- ② 第 48 条第 1 項の講習会の課程を修了した者

業の登録制度を定めた県条例（平成 22 年 12 月 28 日条例第 87 号）の附則により、当該県条例の施行の時点の従前の講習会修了者等については、県条例において業務主任者となる資格を有する者とみなすとされている。よって、県の業の届出制度の時代に講習会を受けた者については、県の業の登録制度においても、新たに講習会を受けなおす必要はない。

- ③ 他の都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う広告物に関する講習会の課程を修了した者
④ 広告美術仕上げに関し、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者
⑤ その他知事が規則で定めるところにより(1)～(4)に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

なお、本条第 1 項に違反して業務主任者を選任しなかった者は、県条例第 54 条第 1 項第 2 号により罰則（30 万円以下の罰金）が設けられている。

第 33 条（標識の掲示）関係

【県条例】

（標識の掲示）

第 33 条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、その見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

【県規則】

（標識の掲示）

第 21 条 条例第 33 条の規定による標識の掲示は、屋外広告業者登録票（第 16 号様式）により行うものとする。

2 条例第 33 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 登録年月日
- (3) 営業所の名称
- (4) 業務主任者の氏名

〔関係法令等〕 県条例第 58 条第 1 項第 2 号、県規則第 21 条、ガイドライン第 32 条の 2

〔参考図書等〕 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、登録を受けた業者は、登録を受けた適法な業者であることを対外的に明らかにするため、営業所ごとに標識を掲げなければならないことを定める規定である。

【本条の解釈・運用】

標識は営業所ごとに掲げなければならないため、県の区域内で営業を行う営業所が複数ある場合はその全ての営業所に標識を掲げなければならない。

県規則第 16 号様式により、標識の記載項目は規定されているが標識の大きさ（最低基準あり）や材質等は業者が任意に選択できる。

なお、本条に違反して標識を掲げない者は、県条例第 58 条第 1 項第 2 号により罰則（5 万円以下の過料）が設けられている。

第 34 条（帳簿の備付け等）関係

【県条例】

（帳簿の備付け等）

- 第 34 条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。
- 2 屋外広告業者は、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、同項の帳簿の備付け及び保存に代えて当該帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）の備付け及び保存を行うことができる。
- 3 屋外広告業者は、第 1 項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、同項に規定する帳簿への記載に代えて当該帳簿に係る電磁的記録の作成を行うことができる。
- 4 前 2 項の規定により行われた備付け、作成及び保存については、第 1 項の規定による備付け、記載及び保存とみなして、この条例の規定を適用する。

【県規則】

（帳簿の備付け等）

- 第 22 条 条例第 34 条第 1 項の帳簿（同条第 3 項の規定による作成が行われた電磁的記録を含む。次項において同じ。）は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。
- 2 屋外広告業者は、条例第 34 条第 1 項の帳簿を当該帳簿に係る契約の期間の満了の日の属する事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後 5 年間当該帳簿を保存しなければならない。
- 3 条例第 34 条第 1 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
 - (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
 - (4) 広告物の表示又は掲出物件の設置の年月日
 - (5) 請負金額
 - (6) 契約の期間
- 4 条例第 34 条第 2 項の規定による電磁的記録の備付け又は保存は、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。
- (1) 作成された電磁的記録を当該備付け又は保存を行う屋外広告業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクその他これに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下この条において「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルにより備え、又は保存する方法
 - (2) 帳簿に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を、当該備付け又は保存を行う屋外広告業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより備え、又は保存する方法
- 5 屋外広告業者が、条例第 34 条第 2 項に規定する電磁的記録の備付け又は保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で当該屋外広告業者の使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書類の作成をすることができなければならない。
- 6 条例第 34 条第 3 項の規定による電磁的記録の作成は、当該屋外広告業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつて調製する方法により行わなければならない。

〔関係法令等〕 県条例第 58 条第 1 項第 3 号、県規則第 22 条、ガイドライン第 32 条の 3

〔参考図書等〕 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

登録を受けた業者は、その請け負った広告物の表示・設置の内容について、帳簿に記録し、これを保存しておかなければならないことを定める規定である。

【本条の解釈・運用】

業者の適正な業務の実施のためには、自ら表示・設置した広告物の詳細を適切に整理・保存してその管理を行っていくことが重要であることから、営業を行う単位の営業所ごとに帳簿の備え付けを義

務付けた。

帳簿とは本来は有体物を指すと考えられるが、情報技術が飛躍的に拡大した現代社会においては有体物で備え付け及び保存することはかえって煩雑になることも考えられる。そのため、県規則第 22 条第 4 項～第 6 項に該当する場合は電磁的記録(いわゆるパソコンでの電子データによる保存や CD-ROM 等)で帳簿の備え付け及び保存することも可能としている。

なお、本条に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者は、県条例第 58 条第 1 項第 3 号により罰則(5 万円以下の過料)が設けられている。

第 35 条（屋外広告業者に対する指導等）関係

【県条例】

（屋外広告業者に対する指導等）

第 35 条 知事は、屋外広告業者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

〔関係法令等〕 法第 11 条、ガイドライン第 33 条

〔参考図書等〕 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、業者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができることを定める規定である。

【本条の解釈・運用】

業者が県条例に違反し、又は違反の恐れがある場合は、指導・助言・勧告のほか、業者の組織する地域的団体との連絡会議の開催、広告物の意匠、色彩等に関するコンクールの開催、広告物の表示方法等に関する審議会の答申に基づく指導及び助言、法及び県条例の周知徹底、広告物行政に関する普及啓発等が考えられる。

第 36 条（登録の取消し等）関係

【県条例】

（登録の取消し等）

第 36 条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第 24 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けたとき。
- (2) 第 27 条第 1 項第 2 号又は第 4 号から第 7 号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- (3) 第 28 条第 1 項の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第 27 条第 2 項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

〔関係法令等〕 県条例第 24 条第 1 項・同条第 3 項・第 27 条第 1 項第 2 号・同条同項第 4 号～7 号・第 28 条第 1 項・第 37 条、ガイドライン第 32 条の 2

〔参考図書等〕 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、県知事が一定の場合に登録の取り消し又は営業の停止を業者に対し命ずることができることを定める規定である。

【本条の解釈・運用】

不良業者をなくしていくためには、ある違法行為についての個別的な措置命令や刑事罰の適用のみではなく、当該業者に対し一定期間営業を行わせないという継続的な営業上のペナルティーを課すことが効果的である。このため、業の登録制度を導入し、登録された業者に対し登録の取消し又は営業の停止を命ずることができることとした。

具体的には、登録を受けた業者が県条例第 36 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、「登録の取消し」又は「6 ヶ月以内の期間を定めたその営業の全部もしくは一部の停止」を命ずることができる。

平成 29 年 10 月 1 日より神奈川県屋外広告業者等に対する監督処分に係る取扱要綱により神奈川県登録の屋外広告業者に対する「処分基準」を設定し、処分事由に応じて登録取消しや営業停止の処分を課すこととした。

第 37 条（屋外広告業者監督処分簿）関係

【県条例】

（屋外広告業者監督処分簿）

第 37 条 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める閲覧所において一般の閲覧に供しなければならない。

2 知事は、前条第 1 項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

【県規則】

（屋外広告業者監督処分簿）

第 23 条 条例第 37 条第 1 項に規定する屋外広告業者監督処分簿は、第 17 号様式とする。

（屋外広告業者監督処分簿の閲覧）

第 24 条 条例第 37 条第 1 項に規定する規則で定める閲覧所は、都市整備課内とする。

2 第 17 条第 2 項から第 5 項までの規定は、屋外広告業者監督処分簿の閲覧について準用する。この場合において、これらの規定中「屋外広告業者登録簿」とあるのは、「屋外広告業者監督処分簿」と読み替えるものとする。

（屋外広告業者監督処分簿に記載する事項）

第 25 条 条例第 37 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 処分を受けた屋外広告業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 登録年月日及び登録番号
- (3) 処分を受けた屋外広告業者の営業所の名称及び所在地
- (4) 処分の根拠となる条例の条項
- (5) 処分の原因となつた事実
- (6) その他参考となる事項

〔関係法令等〕 県条例第 36 条第 1 項、県規則第 23 条～第 25 条、ガイドライン第 33 条の 3

〔参考図書等〕 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、県知事が屋外広告業者監督処分簿（以下「監督処分簿」という。）を備え、一般の閲覧に供しなければならない旨定める規定である。

【本条の解釈・運用】

監督処分簿を一般の閲覧に供することで広告主等が業者の処分履歴を必要に応じて参照することができれば業者の違反行為に対する抑止力になると考えられる。

第 38 条（報告及び立入検査）関係

【県条例】

（報告及び立入検査）

第 38 条 知事は、第 24 条から前条までの規定の施行に必要な限度において、屋外広告業を営む者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第 23 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

【県規則】

（身分証明書）

第 26 条 条例第 38 条第 2 項において準用する条例第 23 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、第 18 号様式とする。

[関係法令等] 県条例第 23 条第 2 項、第 24 条～第 37 条、県規則第 26 条、ガイドライン第 33 条の 4
[参考図書等] 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、業に対する規制を適正に執行するために、必要な限度において、業を営む者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に、営業所や関係のある場所に立ち入り、当該業を営む者の帳簿等を検査させることができることを定める規定である。

【本条の解釈・運用】

1 本条による立入検査等を行うことのできる場合

本条により報告を求められたり、立入検査を行うことができるのは、県条例の適切な運用を図るため必要な場合に限定されるので、犯罪捜査のために報告を求めたり、立入検査を行うことはできない。

2 身分を示す証明書

立入検査は、相手方の権利や自由を制限することになるため、必ず県規則第 26 条に規定する身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 違反行為に対する罰則

本条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対しては、県条例第 55 条により罰則（20 万円以下の罰金）が設けられている。

第 39 条～第 41 条（広告景観形成地区の指定等）関係

【県条例】

（広告景観形成地区の指定）

第 39 条 知事は、第 2 条第 1 項の地域のうち、景観を形成するため特に必要であると認める地域を広告景観形成地区として指定することができる。

2 知事は、広告景観形成地区の指定又はその指定の変更若しくは解除をしようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

（広告景観形成地区の地区基本方針）

第 40 条 知事は、広告景観形成地区を指定しようとするときは、当該広告景観形成地区における広告物及び掲出物件に関する基本方針（以下「地区基本方針」という。）を定めなければならない。

2 地区基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告景観形成地区の広告物及び掲出物件に関する基本構想

(2) 景観の形成を積極的に推進するための広告物及び掲出物件に関する指針（次条において「景観形成指針」という。）

3 知事は、地区基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 知事は、地区基本方針を定め、又は変更しようとするときは、規則で定めるところによりその旨を公告し、その案を当該公告の日から起算して 15 日間一般の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があつたときは、当該広告景観形成地区内の住民及び当該広告景観形成地区内において広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者のうち意見を有する者は、縦覧に供された地区基本方針の案について、当該公告の日から起算して 30 日以内に知事に当該意見を記載した書面を提出することができる。

（広告景観形成地区における指導等）

第 41 条 知事は、広告景観形成地区において、景観の形成の推進のため必要があると認めるときは、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、景観形成指針に適合するよう指導及び助言をすることができる。

【県規則】

第 27 条 条例第 40 条第 4 項の規定により公告する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 地区基本方針（条例第 40 条第 1 項に規定する地区基本方針をいう。次号において同じ。）の案

(2) 地区基本方針の案の縦覧場所

(3) 条例第 40 条第 5 項の規定による住民等の意見を記載した書面の提出場所及び提出期限

2 （略）

3 前 2 項の規定による公告は、神奈川県公報をもつて行う。

〔関係法令等〕 県条例第 7 条第 2 項・第 44 条第 3 項・第 45 条第 2 項、県規則第 27 条第 1 項・同条第 3 項、ガイドライン第 9 条

〔参考図書等〕 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

県条例第 39 条から第 41 条は、広告物等による個性的な特色ある地域の景観の形成を図っていくために、市町村長の意見を聴いて、一定の地区を指定し、その地区に独自の許可基準を設ける等により、個性的な街並みづくりの実現を図る広告景観形成地区制度を定めたものであり、平成 10 年 3 月の県条例改正により、新たに創設された制度である。

平成 13 年 11 月 30 日に大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区を指定し、平成 14 年 3 月 1 日から施行した。平成 31 年 3 月 1 日に大山バイパス周辺広告景観形成地区を指定し、同年 4 月 1 日から施行した。

【本条の解釈・運用】

1 広告景観形成地区制度の必要性

県では、昭和 24 年の県条例施行以来、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害防止を図るため、県内を禁止地域と許可地域に分け、さらに許可地域について、土地利

用に合わせた規制となるように、4種（平成10年3月の県条例改正により同年10月1日から5種に改正）の許可地域区分に分け、地域区分ごと及び広告物等の種類ごとに、それぞれ許可基準を別個に定める段階的規制を行ってきた。

しかし、県内には、様々な地域が混在し、住民の意識、歴史的条件、気候、風土、産業等は千差万別であり、また、それぞれの地域にさらに個性的な街並みづくりが求められている状況の中で、これらの求めに対して、県条例の規制方法では、十分に対応することに限界があった。そこで、広告物による地域独自の個性的な街並みづくりに対応するため、本制度を設けたものである。

2 広告景観形成地区制度の仕組み等（県条例第39条・第40条）

広告景観形成地区及び後記の広告協定地区制度については、同制度の円滑な運用を図るため、県都市部長（当時）通知（平成10年11月16日都計第168号都市部長通知）により、「神奈川県広告景観形成地区等指定要領（以下「指定要領」という。）」を制定し、その地区指定に係る手続き等を定めている（指定要領については、「神奈川県屋外広告物条例資料集」中「11 神奈川県広告景観形成地区等指定要領」を参照）。

(1) 地区の指定について

ア 県知事は、県条例第39条に基づき、許可地域内の「景観を形成するため特に必要であると認める地域」について、当該地域を「広告景観形成地区」に指定することができる。

イ 「景観を形成するため特に必要であると認める地域」とは、県知事が、市町村の街並みづくりなどに対応するため、独自の広告物の許可基準を設定して、地域の景観形成をはかる必要と認める地域であり、具体的な指定要件は、次のとおりである（指定要領第2条）。

(ア) 市町村による景観に関する条例、要綱、基本計画等に基づき、景観形成のために指導・誘導が実施され、又は計画されている地域

(イ) 地域の住民による広告協定、建築協定、まちづくり協定等の締結、協議会の設置等により景観形成のための自主的な取り組みが行われている地域

(ウ) 自然景観又は歴史的な景観という「優れた景観資源」を持つ地域又は市街地の代表的な通りや鉄道駅前その他の良好な景観を形成、又は保全していくことが特に望まれる地域

(エ) 商業活動を行う様々な店舗が集まり、地域としての表情等を持ち、それが住民及び来訪者に広く受け入れられている繁華街等の独特の「雰囲気」を形成している地域

(オ) 優れた景観を形成するための地区の整備、街路の整備等の事業が実施され、又は計画されている地域

ウ 県知事が景観の形成をするため特に必要と認めて地区を指定しようとする場合のほか、市町村長においても、県知事に対し、広告物による地域の景観の形成を図るため、「広告景観形成地区」の指定を求めて、事前協議を行うことができる。これらの協議があった場合は、速やかに必要な調整を開始するものとする（指定要領第3条第3項）。

なお、県知事は、必要により、当該市町村を所管する関係土木事務所長と協議を行うものとする。

(2) 地区基本方針について

ア 「地区基本方針」には、県条例第40条第2項に基づき、広告景観形成地区の広告物および掲出物件に関する基本構想（以下「基本構想」という。）及び景観形成指針を定めるものである。

イ 「基本構想」は、地区における広告物の規制又は誘導の基本的な方針であって、地区における街並みづくりに対応し、広告物の役割・位置付けを明確にし、これらの広告物を規制・誘導することにより、どのような街並みづくりを行うかという計画等の構想を記載するものであり、その記載事項は次のとおりである（指定要領第5条第1項第1号）。

(ア) 広告景観形成地区の名称

(イ) 広告景観形成地区の区域

(ウ) 広告景観形成地区指定の趣旨

(エ) 広告景観形成地区における広告物等規制又は誘導の基本的な考え方

ウ 「景観形成指針」とは、①地区独自の許可基準及び②県知事が県条例第41条に基づき、指導・助言するため必要となる具体的な景観形成指針について、必要に応じて記載するものである。

例えば、①地区独自の許可基準は、県条例第7条第2項に基づき規則で制定される別の手続きによるため、県条例の許可基準を強化、緩和、又はこれら双方を取り入れることが可能であり、当該地区内で蛍光塗料やネオンサインを禁止する等を定めたりすることが考えられる。

また、②県知事が県条例第41条に基づき、指導・助言するため必要となる具体的な景観形

成指針は、広告景観形成地区内における景観の形成を図るため、広告物の望ましいあり方や誘導を行う際の指針であり、例えば、地区内の看板の材質を木製とし、その表示面の文字の大きさを一定に揃えたり、看板の塗装の塗り替えなどを行うことへの取決めなどが考えられる。

なお、「景観形成指針」の記載事項は、次のとおりである（指定要領第5条第1項第1号参照）。

- (ア) 地区の住民の理解と協力を得て、地区における広告物等の誘導を行うために必要な事項（県知事が県条例第41条に基づき指導・助言するため必要となる具体的な景観形成指針）
- (イ) 広告景観形成地区に係る許可基準（以下「地区許可基準」という。）を規則で定めようとする場合は、当該地区に係る広告物等の表示又は設置の位置、形状、規模、色調等の許可基準

(3) 関係住民等との調整について

市町村長との県知事の事前協議が整った場合、地域住民の意見を聴くため、市町村において、当該広告景観形成地区として指定しようとする区域の住民等で構成する「地元協議会」を設置して、関係住民との調整を行うことが望ましい（指定要領第6条第1項）。

また、地区基本方針の案に係る原案を作成したきは、必要により、関係市町村の協力を得て、説明会を開催するものとする（指定要領第7条第1項）。

(4) 関係市町村長の意見聴取について

県知事は、地区指定及び地区基本方針を定めるに当たって、市町村の街並みづくりの方針に合致するとともに、地域住民の意見を反映した指定等を行わなければならない。この趣旨から関係市町村長の意見聴取を義務付けているものである。そこで、県知事は、関係市町村長の意見を十分尊重して地区指定案及び地区基本方針案を決定することとなる（指定要領第8条第1項）。

(5) 公告、縦覧及び意見を記載した書面の提出について

ア 県知事は、地区基本方針を定めようとするときは、地区基本方針の案について、県規則第27条第1項により、公告の日から起算し15日間一般の縦覧に供しなければならないとされる。その趣旨は、県知事の地区基本方針決定に当たり、住民の意見を十分に反映させ、住民の理解を得て手続きを行うとの趣旨によるものである。

なお、縦覧場所は、県都市整備課及び関係市町村の担当課とする（指定要領第9条第1項）。

イ 当該広告景観形成地区内の住民等は、当該公告の日から起算して30日以内に当該意見を記載した書面を、県知事（県都市整備課）に提出することができる（指定要領第10条第1項）。

(6) 広告景観形成地区の指定、景観形成指針の決定及び当該地区内の許可基準の制定について

広告景観形成地区の指定については、県条例第45条第2項により告示され、地区の許可基準については、県条例第7条第2項により県規則で制定されることとなる（指定要領第11条第1項）。

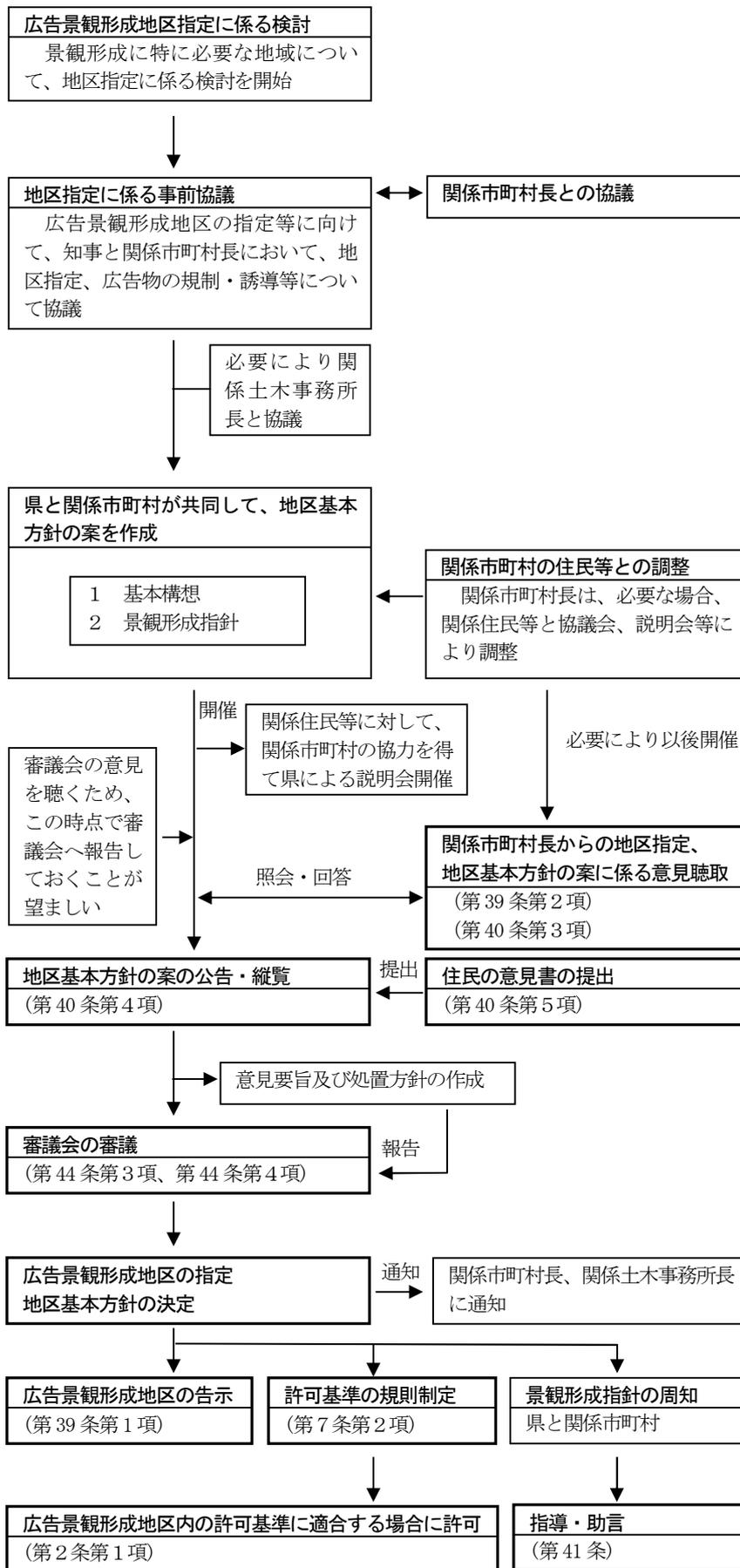
また、県知事は、広告景観形成地区の地区指定等については、広報紙、パンフレット等により、関係市町村長の協力を得て、関係住民、事業者及び県民に対して、周知活動に努めるものとする（指定要領第12条参照）。

3 広告景観形成地区における指導等（県条例第41条）

県知事から事務を委任されている土木事務所長及び権限を移譲されている市町村長は、広告景観形成地区において、景観の形成の推進のため必要があると認めるときは、広告物を表示し、若しくは物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、景観形成指針に適合するよう指導及び助言をすることができる。

4 広告景観形成地区の指定手続きの流れは、次のとおりである。

広告景観形成地区の指定について



広告景観形成地区指定要領等による取扱い

第2条(広告景観形成地区の指定要件)
市町村による景観に関するに基づき、指導・誘導が行われている地域等の5要件のいずれかを満たす地域(許可地域内に限る。)

第3条(地区指定等に係る事前協議)
1 関係市町村長からの事前協議
2 知事からの事前協議
3 必要な調整の開始
4 関係土木事務所長の協議
5～6 事前協議への回答

第4条(地区基本方針の案の作成)
県都市整備課と市町村担当課が共同で作成

第5条(地区基本方針の案)
1～2 基本構想、景観形成指針の内容

第6条(関係住民等との調整)
1 地元協議会による調整等
2 地元協議会の構成

第7条(説明会の開催)
1 県による説明会の開催
2 説明会の開催方法

第8条(広告景観形成地区指定等に係る意見聴取)

第9条(地区基本方針の案の公告及び縦覧)
縦覧場所(県都市整備課・関係市町村担当課)

第10条(住民の意見書の提出)
1 意見書提出先(県都市整備課)
2 意見要旨及び処置方針書の作成

第11条(広告景観形成地区指定の告示等)
1 関係市町村長、関係土木事務所長に通知等
2 告示事項

第12条(広告景観形成地区指定の周知等)
県と関係市町村による広報紙、パンフレット等による周知

第 42 条・第 43 条（広告協定地区の指定等）関係

【県条例】

（広告協定地区の指定）

第 42 条 一定の区域内の土地、建築物及び工作物の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、景観を形成するため当該区域内の広告物及び掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準に関する協定（次条において「広告協定」という。）を締結したときは、知事に対し、当該区域を広告協定地区として指定するよう申請することができる。

2 知事は、広告協定地区を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かななければならない。

3 知事は、広告協定地区の指定をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（助言等）

第 43 条 知事は、広告協定を締結した者に対し、景観を形成するために必要な措置をとるよう指導及び助言をすることができる。

【県規則】

（地区基本方針の案等の公告）

第 27 条 （略）

2 条例第 42 条第 3 項の規定により公告する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 広告協定地区の名称
- (2) 広告協定地区の区域
- (3) 広告協定地区に係る広告協定の縦覧場所

3 前 2 項の規定による公告は、神奈川県公報をもつて行う。

〔関係法令〕 県規則第 27 条第 2 項・同条第 3 項、ガイドライン第 10 条

〔参考図書〕 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

県条例第 42 条及び第 43 条は、地域の住民の広告物等に対する自主的な取組みに対応し、住民による景観の形成を促進するため、地域の住民の広告物に対する自主的な取組みとして広告協定を締結したときは、申請により、当該地区を広告協定地区に指定する制度を定めたものであり、平成 10 年 3 月の県条例改正により、新たに追加されたものである。

【本条の解釈・運用】

1 広告協定地区制度の必要性

県条例は、主に広告物の表示等について、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害の防止を図るため、必要な規制を定めたものであるが、地域の個性ある街並みづくりを図るためには、地域の実情に詳しい住民等の自主的な規制が期待される。このため、県知事が、地域の住民に対する自主的な取組みである広告協定に対し、当該地区を広告協定地区に指定することによって、地域の住民等の自主的な規制による地域の個性ある街並みづくりの促進を図る必要性がある。

2 広告協定地区制度の仕組み（県条例第 42 条・第 43 条）

広告協定地区制度の指定に係る手続き等については、県条例第 39 条～第 41 条（広告景観形成地区の指定等）関係で述べたとおり、指定要領を制定している（指定要領については、「神奈川県屋外広告物条例資料集」中「11 神奈川県広告景観形成地区等指定要領」を参照）。

(1) 申請者について

地区指定のためには、まず知事に対し、広告協定の締結者が申請することが必要であるが、実際に多数の地域住民が協定の締結者であることが予想されるので、広告協定を締結した者の代表者が広告協定地区指定申請書を提出して行うものとする（指定要領第 13 条第 1 項）。

(2) 申請手続き

申請手続きは、広告協定地区指定申請書に、次の資料を添付して行うものとする（指定要領第 13 条第 2 項）。

ア 広告協定書の写し

- イ 広告協定締結者が当該申請を行うことに合意していることを証する書面
- ウ 申請手続きを当該広告協定締結者の代表者に委任していることを証する書面
- エ 広告協定を締結した区域を示す図面
- オ 広告協定を締結した区域内において、当該広告協定の締結者と締結していない者を明確にした書面

(3) 広告協定について

- ア 広告協定には、当該地区内の全員の加入が望ましいが、関係者が多数で全員の加入が難しいときは、その地区内の良好な景観が形成されるに足りると認められる範囲の関係者の同意がある場合に指定できるものとし、その指定基準は、次のとおりとする（指定要領第14条）。
 - (ア) 広告協定締結者が当該地区内の土地、建築物及び工作物の所有者又はこれらを使用する権利を有する者の3分の2以上であること。
この点の関係のため、前記(2)オのとおり、県知事は、協定締結者からの申請に際して、当該地区内の関係者全員について、広告協定の加入者と非加入者を明確にした文書の提出を申請者に対して求めている。
 - (イ) 広告協定の内容が、広告協定を締結した区域内の良好な景観の形成に寄与すると認められること。
 - (ウ) 広告協定の内容が県規則別表第2、第3及び第4に定める広告物等の許可基準を緩和するものでないこと。
広告協定は、県条例による許可基準を変更するものではなく、協定加入者の間における許可基準内での自主的な規制であるため、許可基準にない規制を加えたり、許可基準を強化したりする内容となることが考えられる。
- イ 広告協定は、原則として許可地域だけでなく、禁止地域内でも締結することができる。

(4) 関係市町村長の意見聴取について

県知事は、広告協定地区の申請があったときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、必要により関係土木事務所長との協議を行うものとする（指定要領第15条第1項～同条第3項）。

(5) 広告協定地区の指定

県知事は、広告協定地区の指定をしたときは、県規則第27条第2項により、その旨を公告するものとする。また、広告協定地区の指定をしたことを当該申請者、関係市町村長及び関係土木事務所長に対し、速やかに通知するものとする（指定要領第16条参照）。

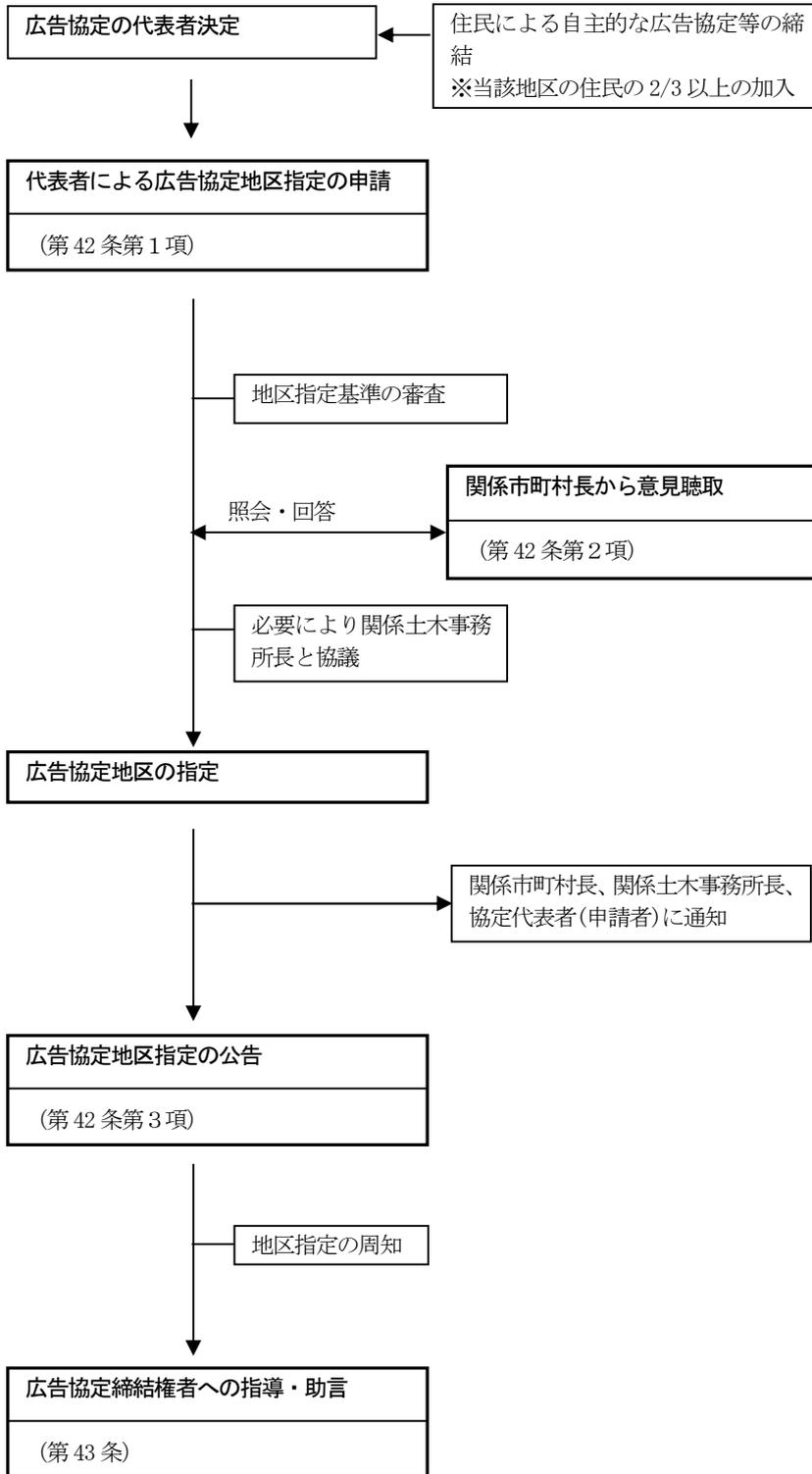
3 広告協定地区における指導等（県条例第43条）

県知事から広告物の事務を委任されている土木事務所長及び権限移譲されている関係市町村長は、広告協定地区において、景観の形成の推進のため必要があると認めるときは、広告協定を締結した者に対して、景観を形成するために必要な措置をとるよう指導及び助言をすることができる。

また、広告協定は自主的な取組みであって、県条例の許可基準を変更するものでないから、協定締結者には広告協定に従うよう指導及び助言をすることができるが、協定締結者以外の者には指導及び助言を行うことはできない。

4 広告協定地区の指定手続きの流れは、次のとおりである。

広告協定地区の指定について



広告景観形成地区指定要領等による取扱い

第13条(広告協定地区の指定申請)
1 代表者による申請
2 添付資料(申請書、広告協定書の写し等)

第14条(広告協定地区の指定基準)
1 当該地区の住民の2/3以上の加入
2 広告協定が良好な景観形成に寄与すると認められること
3 県規則の許可基準内であること

第15条(広告協定地区指定に係る意見聴取)
1～2 関係市町村長からの意見聴取
3 関係土木事務所長との協議

第16条(広告協定地区の通知等)
1 関係市町村長、土木事務所長および協定代表者(申請者)に通知
2 縦覧場所(県都市整備課、関係土木事務所、厚木土木事務所東部センター及び関係市町村担当課)

第17条(広告協定地区の周知)
広報紙、パンフレット等による周知

第 44 条（審議会への諮問）関係

【県条例】

（審議会への諮問）

- 第 44 条** 知事は、第 3 条第 1 項第 5 号、第 11 号、第 13 号若しくは第 14 号の地域の指定若しくはその指定の変更若しくは解除をし、又はこれらを定める規定を設けようとするときは、神奈川県屋外広告物審議会（以下この条において「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 2 知事は、第 6 条若しくは第 7 条の基準を定めようとするとき、又は第 8 条第 1 項の規定により適用除外をしようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 知事は、広告景観形成地区の指定又はその指定の変更若しくは解除をしようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、地区基本方針を定め、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。

〔関係法令等〕 県条例第 3 条第 1 項第 5 号・同条同項第 13 号・同条同項第 14 号・第 6 条・第 7 条・第 8 条第 1 項・第 39 条第 1 項・第 40 条第 1 項、ガイドライン第 34 条・地方自治法第 138 条の 4 第 3 項

〔参考図書等〕 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

広告物を規制することは、広告物の表示者等の自己の財産を自由に使用する権利を制限することになり、さらに政治活動の自由、表現の自由、営業の自由等を制約することにもなりかねない。そこで、本条は、県条例による規制が国民の基本的な人権を不当に侵害しないようにするため、規制内容である広告物の基準等を定めるにあたっては、県審議会の意見を聞くことを定めたものである。なお、本条については、平成 10 年 3 月の県条例改正により、広告景観形成地区の指定等のために、県審議会からの意見聴取を義務付ける規定が追加されている。

【本条の解釈・運用】

1 県審議会の設置

県審議会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関として、県の「附属機関の設置に関する条例（昭和 28 年 3 月 28 日条例第 5 号）」第 2 条別表により設置されたものであり、その設置目的は「屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）に基づく広告物の掲出等につき県知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。」とされている。

「建議」とは、附属機関などがその属する行政機関又はその他の関係機関に対し、将来の行為についての意見や希望を述べる場合に用いる。また、建議は、諮問機関が自発的に意見を述べるものであり、諮問に対する回答として意見を述べる答申とは区別される。

（参考）地方自治法

第 138 条の 4

- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（参考）附属機関の設置に関する条例

第 2 条 執行機関の附属機関として別表に掲げるものを置く。

別表（第 2 条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
知事	神奈川県屋外広告物審議会	屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）に基づく広告物の掲出等につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	18 人以内

県審議会は、現在まで、県の広告物の規制等の改正にあたり、県知事の諮問に応じて貴重、かつ有意義な意見をその都度答申している。

2 県審議会の委員

県審議会の委員は、附属機関の設置に関する条例により 18 人以内とされており、神奈川県屋外広告物審議会規則（昭和 24 年 9 月 22 日規則第 73 号）により次に掲げる者のうちから知事が委嘱する委員をもって組織するものと規定されている。

学識経験のある者、神奈川県議会議員、神奈川県教育委員会委員、関係地方公共団体の職員、経済団体関係者、広告業者、消費者団体関係者

3 諮問事項

本条により、県条例による広告物の規制に係る次の事項については、審議会に諮問しなければならない。

- ① 禁止地域の指定、指定の変更又は解除（県条例第 3 条第 1 項第 5 号、第 11 号、第 13 号及び第 14 号）
- ② 適用除外の基準を定めるとき（県条例第 6 条）
- ③ 許可基準を定めるとき（県条例第 7 条）
- ④ 適用除外の特例をしようとするとき（県条例第 8 条第 1 項）
- ⑤ 広告景観形成地区の指定、指定の変更又は解除（県条例第 39 条）
- ⑥ 広告景観形成地区の地区基本方針の決定又は変更（県条例第 40 条）

第 45 条（告示）関係

【県条例】

（告示）

第 45 条 知事は、第 3 条第 1 項第 5 号、第 11 号、第 13 号又は第 14 号の地域の指定又はその指定の変更若しくは解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。

2 知事は、広告景観形成地区の指定又はその指定の変更若しくは解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。

〔関係法令等〕 県条例第 3 条第 1 項第 5 号・同条同項第 13 号・同条同項第 14 号、第 39 条、ガイドライン第 28 条

〔参考図書等〕 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、県知事が禁止地域の指定又はその指定の変更若しくは解除したとき、及び広告景観形成地区の指定又はその指定の変更もしくは解除をしたときには、告示をしなければならないことを定めている。

【本条の解釈・運用】

本条の告示とは、県条例により県知事の指定した規制内容を公に広く一般に知らせる行為であって、法的効果を伴うものである。

第 46 条（手数料）関係

【県条例】

（手数料）

第 46 条 第 2 条第 1 項の許可を受けようとする者は、別表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

2 第 24 条第 1 項又は第 3 項の規定による登録を受けようとする者は、1 件について 1 万円の手数料を納付しなければならない。

別表（第 46 条関係）

区分		単位	金額	
貼り紙		50 枚	500 円	
貼り札		1 枚	300 円	
建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するもの	照明装置のないもの	1 張	1,500 円 (広告等の表示面積が 5 平方メートルを超えるときは、1,500 円にその超える 5 平方メートル又はその端数ごとに 1,500 円を加算した額)	
	照明装置のあるもの	同	2,400 円 (広告等の表示面積が 5 平方メートルを超えるときは、2,400 円にその超える 5 平方メートル又はその端数ごとに 2,400 円を加算した額)	
電柱又は街灯柱を利用するもの		1 枚	300 円	
電車、自動車等の外面を利用するもの		1 台	800 円	
広告塔、広告板、アーケードに設置するもの及び案内板	照明装置のないもの	1 基	1,500 円 (広告等の表示面積が 5 平方メートルを超えるときは、1,500 円にその超える 5 平方メートル又はその端数ごとに 1,500 円を加算した額)	
	照明装置のあるもの	同	2,400 円 (広告等の表示面積が 5 平方メートルを超えるときは、2,400 円にその超える 5 平方メートル又はその端数ごとに 2,400 円を加算した額)	
アーチ	照明装置のないもの	同	6,000 円	
	照明装置のあるもの	同	9,000 円	
アドバルーン	照明装置のないもの	1 個	1,000 円	
	照明装置のあるもの	同	1,500 円	
立看板		1 基	300 円	
のぼり旗		1 本	300 円	
広告幕	表示面が固定されていないもの	1 張	300 円	
	表示面が固定されているもの	照明装置のないもの	同	1,500 円 (広告等の表示面積が 5 平方メートルを超えるときは、1,500 円にその超える 5 平方メートル又はその端数ごとに 1,500 円を加算した額)
		照明装置のあるもの	同	2,400 円 (広告等の表示面積が 5 平方メートルを超えるときは、2,400 円にその超える 5 平方メートル又はその端数ごとに 2,400 円を加算した額)
標識柱を利用するもの		1 枚	300 円	

備考 貼り紙の枚数が 50 枚未満であるとき又はその枚数に 50 枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、50 枚として計算する。

〔関係法令等〕 県条例第2条第1項、第24条第1項・同条第3項、ガイドライン第33条の5
〔参考図書等〕 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、広告物の表示等を行うため、県条例第2条第1項により許可を受けようとする者（変更及び継続を含む。）又は県の区域内で業を営むため県知事の登録を受けようとする者は、県条例別表に定める手数料を納めなければならないという納付義務を定めたものであり、広告物を表示する者又は業を営もうとする者の義務の一つである。

【本条の解釈・運用】

1 手数料の法的性質について

手数料は審査事務手数料であって、許可又は不許可若しくは登録又は登録の拒否にかかわらず徴収できるものである。

2 広告物の手数料の算定について

広告物の手数料の算定にあたって、県土木部長（当時）通知（昭和47年6月28日計第211号土木部長通知）に基づき行うこととされている。

（参考）神奈川県屋外広告物条例施行規則第8条（申請手数料）の取扱いについて

（昭和47年6月28日計第211号土木部長通知）

このことについて、次のとおり取扱い方法を定めたので、今後の取扱いについて遺漏のないよう留意されたい。

なお、下記のうち2の取扱いについては別紙例を参考とされたい。

取扱い方法

1 条例施行規則別表第2に規定する「広告塔、広告板、アーケードに設置するもの及び案内板」については、1基を単位として手数料が決められているものであるから、1件の申請書により複数の物件について申請があった場合は、個々の物件について手数料を算定し、その合計額を当該申請の手数料として収入すること。

自己の住宅、店舗等に自己の所在、名称、営業内容等を表示する広告物（いわゆる自家用広告物）として1件の申請書により複数の物件について申請があった場合においても申請にかかる広告物の全表示面積の合計により手数料を算定することなく、あくまでも上記方法により算定すること。

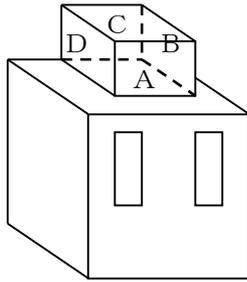
2 1基の広告塔、広告板に照明装置のある部分と照明装置のない部分が存する場合には、照明装置のある部分とない部分についてそれぞれ手数料を算定し、その合計を当該広告物についての手数料とすること。

ただし、照明のない部分を照明装置があるものとして算定した場合の方が、上記方法による場合より手数料が低額となる場合においては、上記方法によることを要しない。

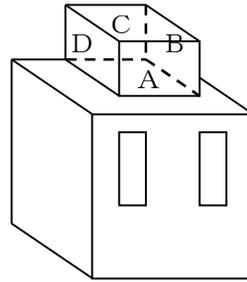
なお、照明装置のある部分とない部分の区別は広告表示面を単位として行なうものとし、1の広告表示面で照明装置のある部分とない部分が区別できる場合であっても、照明装置のあるものとして取扱うこと。

前記の県土木部長通知の適用例は次のとおりである。

例 1



例 2



例 1 は、4 面広告塔であり A B C 面には照明装置があり、D 面には照明装置がない場合である。

この場合には A B C 面の表示面積の合計を行ない手数料を算出したものに、D 面の手数を加えたものを当該広告物の申請手数料とする。

例 2 も上記例 1 と同例であるが、この場合において A B C 面がそれぞれ 4 m^2 D 面が 7 m^2 であるとした場合は、計算上の問題から、照明装置のある部分とない部分に分けて手数料を算出すると $10,200$ 円（照明装置のある A B C 面分 12 m^2 は $7,200$ 円、照明装置のない D 面分 7 m^2 は $3,000$ 円）になるが、これをすべての面に照明装置ありとして算出すると $9,600$ 円（照明装置のある分 19 m^2 とみなす場合）になる。この場合は、金額の少ない後者を申請手数料とする。

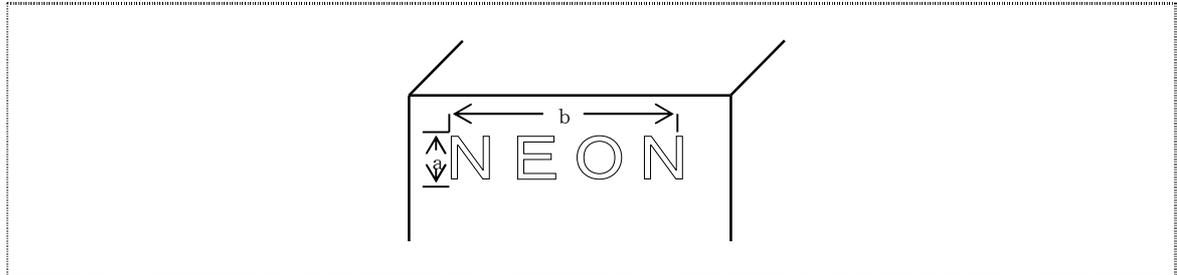
(注) 例 2 における広告塔の単位手数料 $\left[\begin{array}{ll} \text{照明装置のない場合} & 5 \text{ m}^2 \text{につき } 1,500 \text{ 円} \\ \text{照明装置のある場合} & 5 \text{ m}^2 \text{につき } 2,400 \text{ 円} \end{array} \right]$

3 広告物の面積算定の方法について

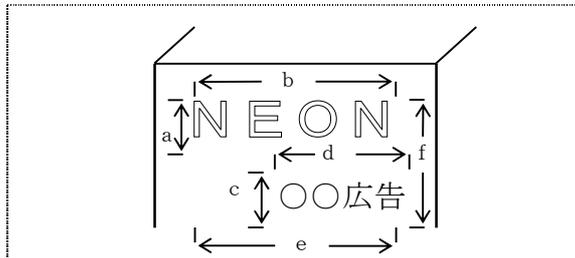
許可申請手数料の算定に係る広告物の面積算定については、昭和 47 年 4 月 1 日から次の方法により行っているところである。

- (1) 屋根、塀、壁等の既存の施設の面上に直接表示するもの、又は物件を設置して表示するもの
算定方法は、原則として当該広告物の表示面積（一連の文字間の空間を含む。）とする。

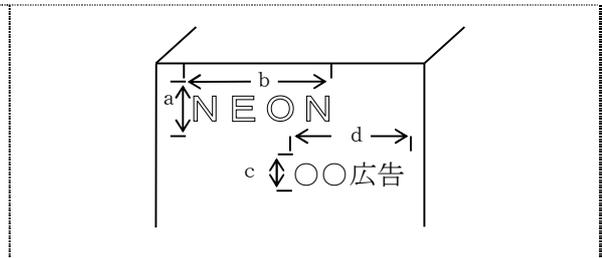
例 1 $S = a b$



例 2 の (1) $S = a b + c d$



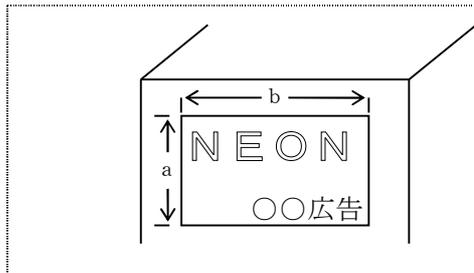
例 2 の (2) $S = a b + c d$



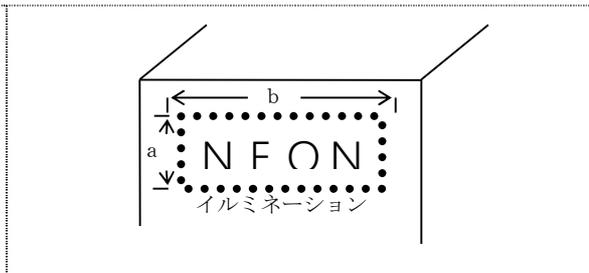
注：例 2 の (1) の場合は従来においては一体の広告物として $S = e f$ としていたが例 2 の (2) の場合にも同一方法を適用するのは問題があり、運用の統一を図るため方法を改めた経緯がある。

(昭和 47 年 4 月 1 日)

例3 $S = a b$



例4 $S = a b$

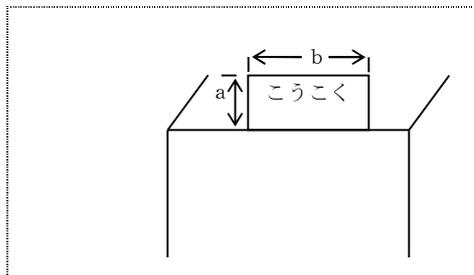


注：本例のように壁面の一部に商店名等を表示するため壁色の色彩をぬりかえたりした場合は、当該ぬりかえ部分の面積とする。

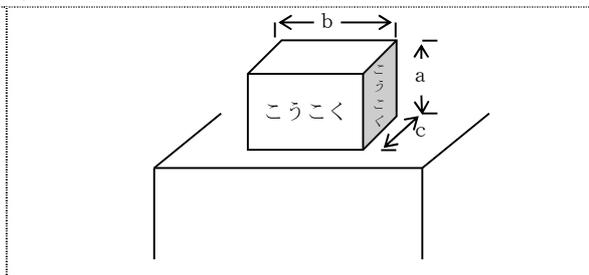
(2) 物件を設置して表示するもの

算定方法は、原則として当該物件の面積を広告物の表示面積とする。ただし、表示のない面は除く。

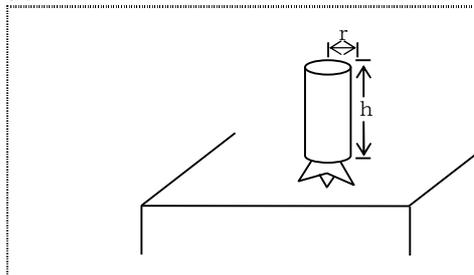
例1 $S = a b$



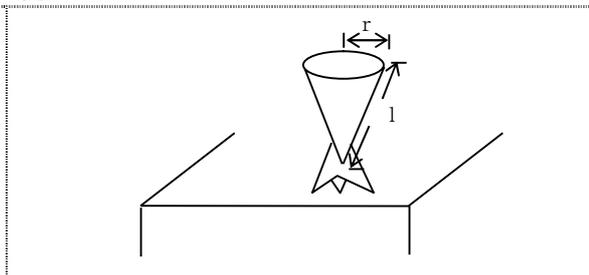
例2 $S = 2 a (b + c)$



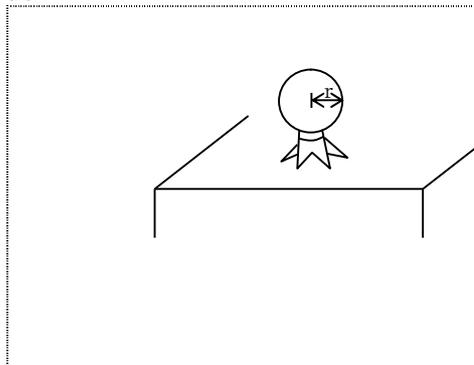
例3 $S = 2 \pi r h$



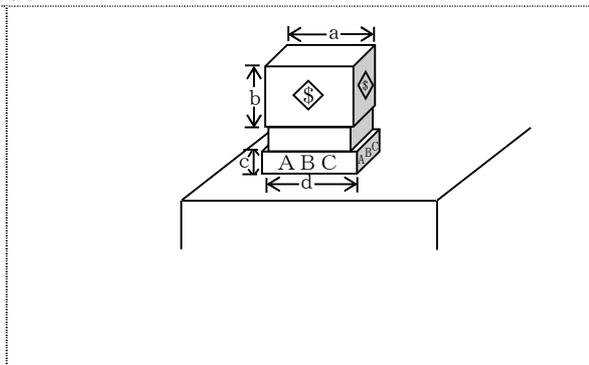
例4 $S = \pi r l$



例5 $S = 4 \pi r^2$



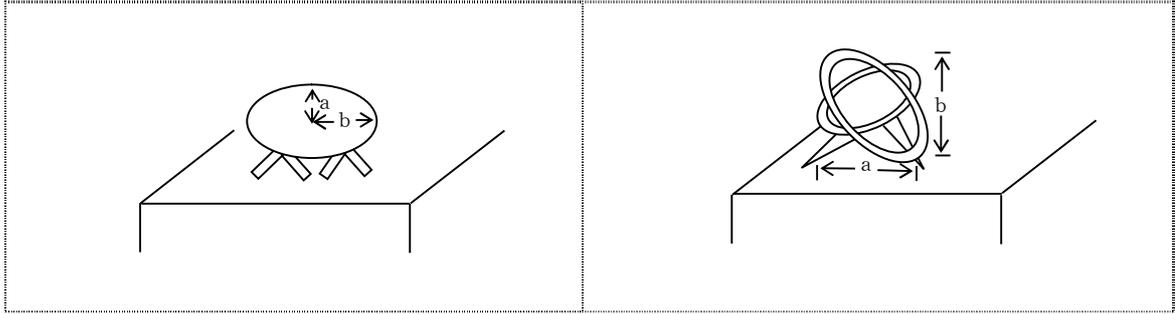
例6 $S = 4 (a b + c d)$



例7 $S = a b \pi$

例8 $S = a b$

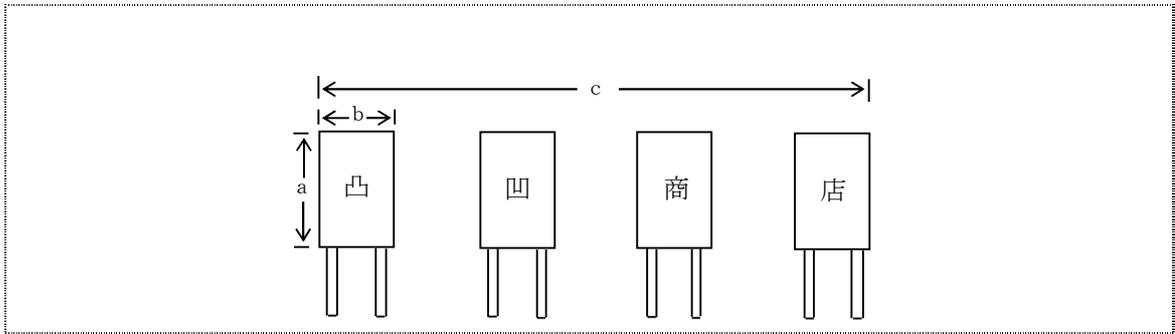
変形の広告物の面積算定は最長距離どうしを乗じたものとする。



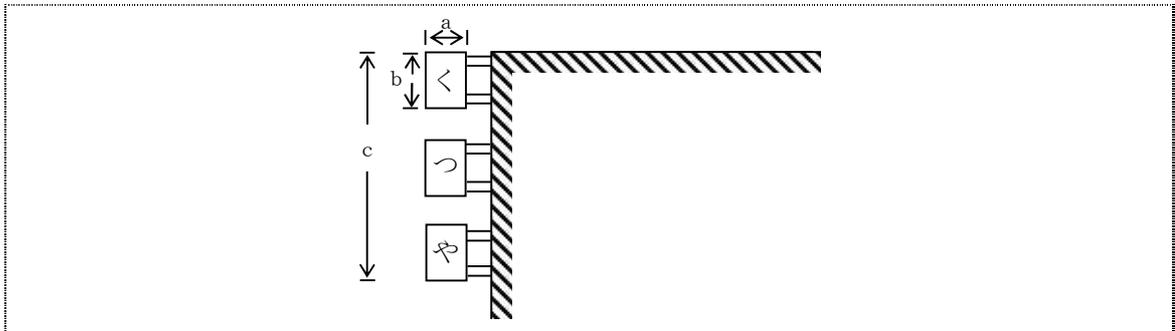
- (3) 各独立した物件に表示された広告物であって、空間をおき、それぞれの独立した物件の表示内容の総合で一定の概念、イメージを伝達するもの

算定方法は、原則として各物件間の空間部分も表示面として計算する。

例1 $S = a c$



例2 $S = a c$

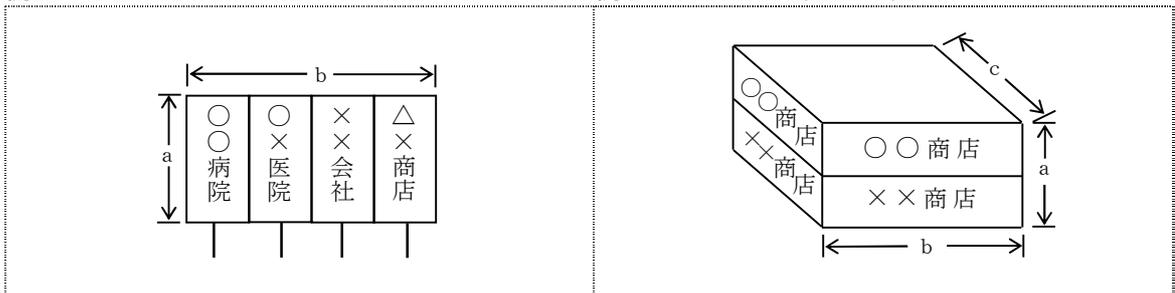


- (4) それぞれ一定の概念又はイメージを伝達する表示内容を有するものが1の広告物に複数表示されるもの

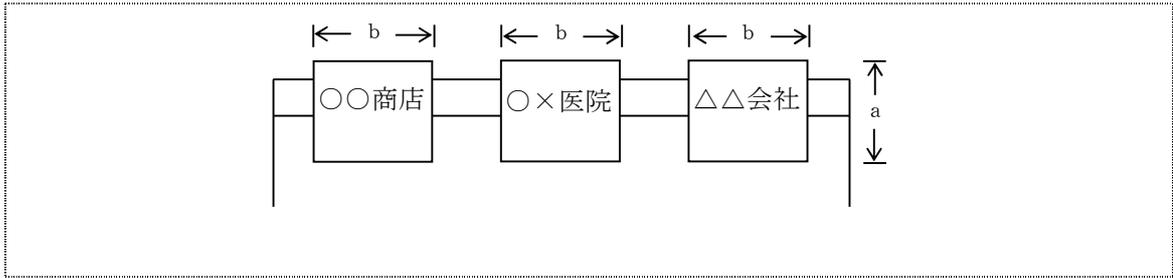
算定方法は、一つの広告板、広告塔に独立した複数の異なった概念等が表示されるものについては原則として当該物件の面積を広告表示面積とする。ただし、それぞれの表示面が独立している場合は、それぞれの表示面の合計面積とする。

例1 $S = a b$

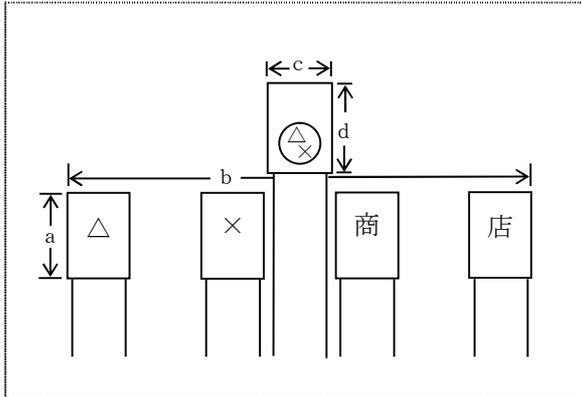
例2 $S = 2 a (b + c)$



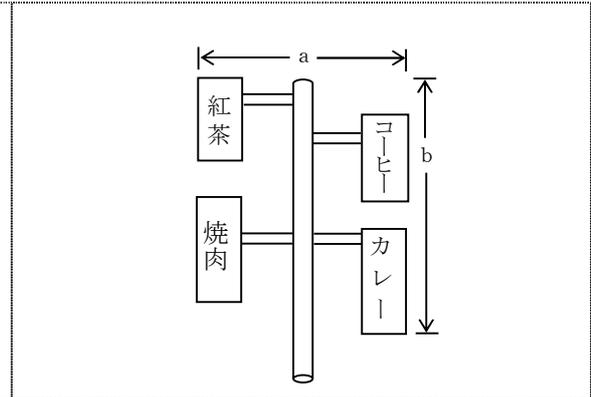
例3 $S = 3ab$



例4 $S = ab + cd$



例5 $S = ab$



3 広告物の種類・区分・手数料について

条例別表（第46条関係）では、広告物の区分及び手数料が定められているが、条例第7条及び規則別表2～4で定められている広告物の種類と一致していないものがあり、特に壁面利用広告物については、以下のことに注意する必要がある。

壁面利用広告物は、基本的には「広告板」もしくは「広告幕」に該当するため、条例別表（第46条関係）では、「広告塔、広告板、アーケードに設置するもの及び案内板」もしくは「広告幕」に該当する。なお、「懸垂装置」により建築物の壁面に掲出するものについては、条例別表（第46条関係）の「建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するもの」に該当するため、注意する必要がある。

また、条例別表（第46条関係）「広告幕」の「表示面が固定されていないもの」と「表示面が固定されているもの」について、判断基準は設けていないが、基本的には広告幕の4辺が建築物・工作物に固定されているものであると考えられる。

第 47 条（景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等）関係

【県条例】

（景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等）

第 47 条 法第 3 条から第 5 条まで、第 7 条及び第 8 条の規定に基づく条例の制定及び改廃の事務は、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市及び大和市が処理することとする。

〔関係法令等〕 法第 3 条～第 5 条・第 7 条・第 8 条・第 28 条、ガイドライン第 34 条の 2・地方自治法第 252 条の 17 の 2

〔参考図書等〕 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、平成 16 年の景観法の制定に伴い、法が改正され第 28 条が規定されたことに伴い、設けられたものである。景観法においては、景観計画の策定等の景観行政を行う地方公共団体を景観行政団体と位置付け、指定都市及び中核市以外の市町村（以下「普通市町村」という。）の区域についても当該普通市町村が景観行政団体となることができる。広告物は景観を構成する重要な要素であることから、広告物行政についても、普通市町村である景観行政団体であっても景観計画に基づく規制等と一元的に行うことを可能にするため、法第 28 条の規定が設けられた。この規定に基づき本条では景観行政団体である普通市町村が処理する事務の範囲等について定めており、県内では、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市及び大和市の 7 市が広告物条例を定めている。

【本条の解釈・運用】

1 法第 28 条と景観法について

広告物条例は原則として、都道府県、指定都市及び中核市が定めることとされているが、法第 28 条は、法第 3 条から第 5 条まで、第 7 条及び第 8 条の規定に基づく広告物規制等を定める条例について、都道府県の条例で定めるところにより、景観行政団体である普通市町村がその制定及び改廃を行うことができる旨を定めている。

これは、景観を構成する重要な要素である広告物についても、許可や簡易除却等の事務の実施のみでなく、条例の制定・改廃というルール作りも含めて景観計画に基づく規制等の景観行政と一元的に景観行政団体が主体的に行うことを可能にするものである。なお、この場合の景観行政と広告物行政の整合性を図るため、景観に関する総合的な計画である景観計画に「広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定めることができるとされており（景観法第 8 条第 2 項第 4 号イ）、法第 6 条において、当該事項が景観計画に定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体の広告物条例は、当該景観計画に即して定めることとされている。

このため、景観計画に「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定めた普通市町村に対しては、当該市町村の体制が明らかに広告物行政を担えない場合等を除き、原則として、都道府県から広告物条例の制定等の権限移譲が行われ、当該市町村が広告物条例を制定することが望まれる。

2 景観行政団体である普通市町村が定めることのできる条例の範囲について

法第 28 条により、市町村が制定・改廃を行うことができる条例の範囲は、同法第 3 条から第 5 条までにに基づく広告物規制を定める条例並びに第 7 条及び第 8 条の規定に基づく除却した後の広告物の保管・返還等の手続きを定める条例に限られ、第 9 条に基づく業に係る規制を定める条例は含まれない。これは、業者は市町村の区域を超えて広域的に活動する業者が多数存在することから、このような者の負担を考慮したものであり、業に係る規制を定める条例は、従前どおり、県、指定都市及び中核市が定め、その事務を行うこととなる。

3 地方自治法に基づく権限移譲との関係について

法第 28 条により、市町村が処理することができる事務は、法第 3 条から第 5 条まで、第 7 条及び第 8 条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務である。一方、法第 7 条第 4 項の違反広告物の除却、法第 8 条の除却した広告物の保管、売却、廃棄等は、直接法のこれらの規定に基づいて行われるものである。このため、法第 28 条の規定によりこれらの除却及び保管、返還等の事務を都道府県が景観行政団体である普通市町村に行わせることはできない。これらの事務を普通市町村に行わせる場合は、別途、地方自治法第 252 条の 17 の 2 に基づき、これらの事務を市町村に処理させるための条例を都道府県が定めることが必要であり、本県では、事務処理の特例に関する条例を制

定し、市町村への権限移譲を行っているところである。

なお、事務処理の特例に関する条例では、法に関する事務については別表 129 の項で、県条例に関する事務については別表 158 及び 159 の項で規定している。

4 景観行政団体である普通市町村が広告物条例を制定する場合の手続き等について

法第 28 条では、都道府県が、同法第 3 条から第 5 条まで、第 7 条又は第 8 条の規定に基づく広告物条例の制定又は改廃に関する事務を、景観行政団体である市町村が処理することができるよう広告物条例で定める場合には、都道府県知事が、あらかじめ当該市町村の長に協議する。この法に基づく協議は、当該市町村と県の事前の協議等により、市町村の広告物条例案が確定し、当該市町村における広告物条例の制定が確実となった段階で行う。

また、法第 28 条の「条例で定めることにより」という規定については、平成 17 年 7 月、国土交通省公園緑地課屋外広告物担当（当時）から、「普通市町村の特例は、県が県条例で定めることにより可能となるものなので、市の広告物条例制定に先立ち、県条例が議決されることが必要である。」との見解が示されており、県条例の改正後に普通市町村が広告物条例を制定することとなる。更には事務処理の特例に関する条例の改正等も必要となる。

このように、景観行政団体である普通市町村における広告物条例の制定には時間を要するので、事前に十分な余裕をもって手続きを進めていく必要がある。なお、この場合の県における標準的なスケジュールを示すと次のとおりとなる。

○ 景観行政団体における屋外広告物条例制定スケジュール

市町村が 12 月議会で屋外広告物条例を制定し、翌年 4 月 1 日から施行する場合の標準的なスケジュールは次のとおりとなる。

時期の目安	県	市町村
前年 10～12 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 県・市町村間での協議スタート (条例適用区域・市町村条例の規制内容等) </div>	市町村条例素案の検討 市町村法令部門との調整
1～3 月		市町村広告物条例素案の確定 市町村議会への広告物条例案の報告 パブリックコメントの実施 市町村の審議会への諮問 等
5～7 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 法第 28 条に基づく法定協議（文書） </div>	検察庁協議
9～10 月	県広告物条例、事務処理の特例に関する条例の一部改正	
12 月		市町村広告物条例の制定
翌年 1～2 月	県広告物条例施行規則の一部改正	市町村広告物条例施行規則の制定
4 月 1 日	施行	施行

第 48 条（講習会）関係

【県条例】

（講習会）

- 第 48 条** 知事は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を行わなければならない。
- 2 前項の講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

【県規則】

（講習会）

- 第 28 条** 条例第 48 条第 1 項の規定による講習会（以下この章において「講習会」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 広告物に関する法令
 - (2) 広告物の表示の方法
 - (3) 広告物の施工
- 2 講習会の開催の日時及び場所その他講習会の開催に関し必要な事項は、インターネットの利用その他の方法により公告する。

（受講の申込み）

- 第 29 条** 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書（第 19 号様式）に写真（申込み前 3 月以内に撮影した正面向き、無帽、上半身像で、縦 4.5 センチメートル、横 3.5 センチメートルのもの）を添えて知事に申し込まなければならない。

（受講の特例）

- 第 30 条** 知事は、講習会を受講しようとする者が次の各号のいずれかに該当する者である場合には、第 28 条第 1 項第 3 号に掲げる事項を受講したものとして取り扱うことができる。
- (1) 建築士法第 2 条第 1 項に規定する建築士である者
 - (2) 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）第 3 条に規定する電気工事士である者
 - (3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 44 条第 1 項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
 - (4) 帆布製品製造に関し、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練の修了証書の交付を受けた者
- 2 前項の取扱いを受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書に同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面の写しを添えて、知事に申し出なければならない。

（屋外広告物講習会修了証）

- 第 31 条** 知事は、講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証（第 20 号様式）を交付する。
- 2 第 20 条第 4 項及び第 5 項の規定は、屋外広告物講習会修了証の再交付について準用する。この場合において、これらの規定中「業務主任者資格認定証」とあるのは「屋外広告物講習会修了証」と、同条第 4 項中「条例第 32 条第 1 項第 5 号の規定による認定を受けた者」とあるのは「講習会の課程を修了した者」と読み替えるものとする。

[関係法令等] 法第 10 条第 2 項第 3 号ロ、旧法(平成 16 年法律第 111 号による改正以前の法)第 9 条、
県規則第 28 条～第 31 条、ガイドライン第 31 条

[参考図書等] 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、業を営む者等の資質の向上を図るため、広告物の表示等に関し必要な知識を修得させるため、講習会を行うことを定めている。

【本条の解釈・運用】

1 講習会の内容について

講習会は、広告物に関する知識の習得をさせる趣旨のものであり、県規則第 28 条第 1 項により、その内容は、広告物に関する法令、広告物の表示の方法に関する事項及び広告物の施工に関する事項とされ、県土木部長（当時）通知（昭和 49 年 12 月 3 日計第 738 号土木部長通知）により具体的に定められている。

(参考) 神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例等の施行について

(昭和 49 年 12 月 3 日計第 738 号土木部長通知)

(前段 略) (通知文については、前掲第 14 条の 11 の解釈・運用に記載のとおり)

③ 講習会について

ア 屋外広告業者に対して、条例の目的たる美観風致の維持及び公衆に対する危害防止の趣旨を十分理解していることを確保するため、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的としている講習会を 1 開催につき 2 日間程度行うものとし、初回の開催は昭和 50 年 3 月を予定しているものであること。

イ 講習会は、屋外広告業に係る営業所の責任者にふさわしい知識を修得させる趣旨のもとに次の事項について行うものであること。

(ア) 屋外広告物に関する法令

法、神奈川県、横浜市及び川崎市の屋外広告物条例、同施行規則を中心とする屋外広告物に関する法令

(イ) 屋外広告物の表示方法

都市の美観風致と広告物の衣装、色彩及び形状との調和のあり方

(ウ) 屋外広告物の施工

屋外広告物の材料、構造、設置方法等の安全対策や施工管理

ウ 講習会受講料について

(ア) 講習会受講料は、受講者個人が必要とする講習会テキスト等実費について負担させるもので、その額は開催の都度定めるものであること。

(イ) 受講料の納付は、所定の納付書により県指定金融機関（横浜銀行本・支店）及び県指定代理金融機関（駿河銀行本・支店に限る。）へ行わせるものであること。

(ウ) 講習会を受講しなくとも、受講料は還付しないものであること。

(エ) 規則第 14 条第 2 項各号（受講事項の一部免除）に該当する場合があっても、受講料の変更は行わないものであること。

エ 講習会テキストは、次のものを使用するものであること。

(ア) 神奈川県、横浜市及び川崎市の屋外広告物条例集

(イ) 屋外広告の知識（建設省作成・帝国地方行政学会発行）

なお、前記(イ)のテキストは、受講者各人に書店等で購入させるものであること。

(以下略)

2 広告物の施工に関する事項の特例について

広告物の施工に関する事項の特例を受けたい者は県規則第 30 条第 1 項に該当することを証する書面の写しを添付しなければならない。その場合、県知事は、広告物の施工等に関し、県規則第 30 条第 1 項各号に該当する者については、専門的知識を既に習得しているとして広告物の施工に関する事項についての講習を受講したものととして取扱うことができる。

3 講習会の実施について

県では、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市と協力し、輪番で毎年 1 回講習会を開催しており、県規則第 28 条第 2 項により、開催日時、場所等の必要な事項は、県ホームページ等により公告している。従前は、県公報により公告していたが、「神奈川県公報による公告の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則」（令和 5 年 3 月 10 日規則第 14 号）により、令和 5 年度以降は県ホームページ等による公告としている。

4 講習会の受講手続き等について

講習会の受講手続きについては、県規則第 29 条により、また、修了証の交付（及び再交付）については、県規則第 31 条により定められている。

第 49 条（県民等の協力）関係

【県条例】

（県民等の協力）

第 49 条 知事は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、県民、事業者及び市町村の協力を求めることができる。

〔関係法令等〕 法第 7 条

〔参考図書等〕 ー

【本条の趣旨】

本条は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するためには、地域の中で生活し、又は営業している県民や事業者及び地域の実情を把握している市町村との連携が必要であるとの観点から、県知事がこれらの者に対し、協力を求めることができることを定めたものであり、平成 10 年 3 月の県条例改正により、違反広告物の除却活動に多くの県民の方がボランティアの「違反屋外広告物除却協力員」として協力していただいている状況を踏まえ、新たに設けられた。

【本条の解釈・運用】

本条は、県と県民等との協力が、地域の良好な景観形成を目指す屋外広告物行政を推進するうえで不可欠であるとの基本原則を明文化したものであって、県民等の協力を得て推進している「神奈川県違反屋外広告物（はり紙・はり札等・広告旗・立看板等）除却協力員制度」の根拠となる（なお、同制度に係る要領については、「神奈川県屋外広告物条例資料集」中「9 神奈川県違反屋外広告物（はり紙・はり札等・広告旗・立看板等）除却協力員制度実施要綱」参照）。

第 50 条（適用上の注意）関係

【県条例】

（適用上の注意）

第 50 条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

〔関係法令等〕 法第 29 条、ガイドライン第 40 条

〔参考図書等〕 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

広告物についての規制は、公共の福祉を実現するため、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止の観点から行われるものであるが、一方、広告物規制の対象は、日本国憲法で保障された国民の政治活動の自由、表現の自由などの国民の基本的人権と密接な関連を有するものである。

そこで、県条例の施行に当たり、これらの基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならないことを確認的に規定したものである。

（参考）屋外広告物法

（適用上の注意）

第 29 条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

なお、広告物条例と日本国憲法との関係についての最高裁判所の判断は、第 1 条（目的）関係を参照されたい。

第 51 条（委任）関係

【県条例】

（委任）

第 51 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

〔関係法令等〕 ガイドライン第 35 条

〔参考図書等〕 「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

本条は、県条例を施行するに当たって、必要な事項は県知事が定めることとしたものであり、本条に基づき県規則が制定されている。

第 52 条～第 58 条（罰則）関係

【県条例】

第 52 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 24 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第 24 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けた者
- (3) 第 36 条第 1 項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第 53 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 2 条第 1 項の規定に違反して許可を受けないで広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第 3 条の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (3) 第 11 条第 1 項の規定に違反して許可を受けないでその許可の内容に変更を加え、又はその広告物若しくは掲出物件を改造し、若しくは移転した者
- (4) 第 14 条の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかつた者
- (5) 第 15 条の規定による命令に違反した者

第 54 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 28 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 32 条第 1 項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者

第 55 条 第 23 条第 1 項若しくは第 38 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20 万円以下の罰金に処する。

第 56 条 第 10 条の規定による標識票をはり付けない者は、10 万円以下の罰金に処する。

第 57 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 52 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 58 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 29 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 33 条の規定による標識を掲げない者
- (3) 第 34 条第 1 項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿の保存をしなかつた者

〔関係法令等〕 法第 34 条、県条例第 2 条第 1 項・第 3 条・第 10 条・第 11 条第 1 項・第 14 条・第 15 条・第 23 条第 1 項・第 24 条第 1 項・同条第 3 項・第 28 条第 1 項・第 29 条・第 32 条第 1 項・第 33 条・第 34 条第 1 項・第 36 条第 1 項・第 38 条、ガイドライン第 35 条の 2～第 39 条の 2、地方自治法第 14 条第 3 項

〔参考図書等〕「屋外広告の知識」、ガイドライン

【本条の趣旨】

県条例第 52 条～第 56 条及び第 58 条は、法第 34 条及び地方自治法第 14 条第 3 項により、県条例に違反した場合に 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処すること等を定めており、県条例第 57 条は、第 52 条～第 56 条に係る両罰規定を定めたものである。

平成 10 年 3 月の県条例改正により、違反行為を抑止するため、「30 万円以下」の罰金を「50 万円以下」に引き上げるとともに、新たに県条例第 14 条の 9（現行：第 23 条）の報告及び立入検査規定の実効性を確保するために「20 万円」以下の罰金を設けた。

また、業の登録制度の導入を目的とした平成 22 年 12 月の県条例改正により「1 年以下の懲役」及び「過料」を設けた。

【本条の解釈・運用】

1 第 52 条～第 58 条の罰則と地方自治法及び法との関係について

普通地方公共団体が設ける罰則については、地方自治法第 14 条第 3 項には、法令に特別の定めが

あるものを除くほか、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料又は没収を科する規定を設けることができる
とされているが、法第 34 条では、条例に罰金又は過料を設けることができる。

したがって、県条例第 52 条～第 56 条及び第 58 条においては、地方自治法第 14 条第 3 項に基づき、屋外広告業の規制に係る罰則については 1 年以下の懲役及び過料を、屋外広告物の規制に係る罰則については法第 34 条に基づき、罰金のみを設けている。

(参考) 地方自治法
(条例、罰則の委任)

第 14 条

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、100 万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(参考) 屋外広告物法
(罰則)

第 34 条 第 3 条から第 5 条まで及び第 7 条第 1 項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

2 第 52 条～第 58 条の適用がある違反行為と罰則

(1) 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する違反行為

- ア 第 24 条第 1 項又は第 3 項（業の登録）の規定に違反して登録を受けないで業を営んだ者
- イ 不正の手段により第 24 条第 1 項又は第 3 項（業の登録）の登録を受けた者
- ウ 第 36 条第 1 項（登録の取り消し等）の規定による営業の停止の命令に違反した者

(2) 50 万円以下の罰金に処する違反行為

- ア 第 2 条第 1 項（許可地域等）の規定に違反して許可を受けないで広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- イ 第 3 条（禁止地域等及び禁止物件）の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- ウ 第 11 条第 1 項（継続及び変更）の規定に違反して許可を受けないでその許可の内容に変更を加え、又はその広告物若しくは掲出物件を改造し、若しくは移転した者
- エ 第 14 条（除却の義務）の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかつた者
- オ 第 15 条（違反に対する措置）の規定による命令に違反した者

(3) 30 万円以下の罰金に処する違反行為

- ア 第 28 条第 1 項（登録事項の変更の届出）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- イ 第 32 条第 1 項（業務主任者の設置）の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者

(4) 20 万円以下の罰金に処する違反行為

第 23 条第 1 項（報告及び立入検査）若しくは第 38 条第 1 項（報告及び立入検査）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(5) 10 万円以下の罰金に処する違反行為

第 10 条（標識票）の規定に違反した者

(6) 5 万円以下の過料に処する違反行為

- ア 第 29 条（廃業等の届出）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- イ 第 33 条（標識の掲示）の規定による標識を掲げない者
- ウ 第 34 条第 1 項（帳簿の備え付け等）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

3 両罰規定（第 57 条）

第 57 条は両罰規定であって、犯罪が行われた場合に行為者本人のほかに、その行為者と一定の関係がある他人（法人を含む。）に対しても刑罰を科する旨を定めたものである。これは、行為者本人

だけを処罰するだけでなく、法人等にも刑を科すことにより本来の趣旨を達成させようとして設けられているものである。

神奈川県屋外広告物条例ハンドブック 令和6年度版

神奈川県 県土整備局 都市部 都市整備課
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1
電話 045-210-6209